

## 平成25年第3回（9月）川根本町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

### 第 1 号 (9月3日)

○開 会	5
○開 議	5
○議事日程の報告	5
○諸般の報告	5
○行政報告	6
○会議録署名議員の指名	11
○会期の決定	12
○同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
○議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
○議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
○議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
○議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決	20
○議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決	21
○議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決	25
○議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決	29
○議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決	38
○議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決	39
○認定第1号～認定第7号の上程、説明、質疑、委員会付託	41
○散 会	51

### 第 2 号 (9月19日)

○開 議	55
○諸般の報告	55
○一般質問	55
長 塚 誠 君	55
板 谷 信 君	60
中 澤 莊 也 君	71
鈴 木 多津枝 君	78
芹 澤 廣 行 君	98

○認定第1号～認定第7号の上程、委員会審査報告、討論、採決	108
○発議第2号の上程、採決	127
○発議第3号の上程、採決	127
○川根本町議会議員派遣の件	128
○閉　　会	129

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	長	塚	誠	君
2番	中	澤	莊	也
3番	芹	澤	廣	行
4番	中	村		優
5番	中	野		暉
6番	高	畠	雅	一
7番	森		照	信
8番	中	澤	智	義
9番	久	野	孝	史
10番	鈴	木	多 津	枝
11番	中	田	隆	幸
12番	板	谷		信

不応招議員（なし）

## 平成25年第3回川根本町議会定例会会議録

### 議事日程（第1号）

平成25年9月3日（火）午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 同意第 1 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 4 議案第36号 川根本町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第37号 川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第38号 川根本町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第39号 川根本町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第40号 川根本町接岨峡温泉休憩施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第41号 財産の取得について
- 日程第10 議案第42号 平成25年度川根本町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第43号 平成25年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第44号 平成25年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 認定第 1 号 平成24年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第 2 号 平成24度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第 3 号 平成24年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第 4 号 平成24年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第 5 号 平成24年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第 6 号 平成24年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第 7 号 平成24年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

出席議員（12名）

1番	長塚 誠君	2番	中澤 莊也君
3番	芹澤 廣行君	4番	中村 優君
5番	中野 晉君	6番	高畠 雅一君
7番	森 照信君	8番	中澤 智義君
9番	久野 孝史君	10番	鈴木 多津枝君
11番	中田 隆幸君	12番	板谷 信君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤 公敏君	副町長	小坂 泰夫君
教育長	杉山 広充君	総務課長	筒井 佳仙君
企画課長	山本 銀男君	税務課長	栗原 卓君
福祉課長	前田 修児君	生活健康課長	伊藤 千佳子君
産業課長	鳥本 宗幸君	建設課長	長嶋 一幸君
商工観光課長	羽倉 範行君	教育総務課長	藤森 敦君
生涯学習課長	山下 安男君	会計管理者兼 出納室長	澤本 勝美君
代表監査委員	柳原 義六君		

---

事務局職員出席者

議会事務局長 大村 敏秋

開会 午前 9時00分

◎開 会

○議長（板谷 信君） ただいまから、平成25年第3回川根本町議会定例会を開会いたします。



◎開 議

○議長（板谷 信君） これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（板谷 信君） なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

今期定例会に説明員として、町長以下、関係者が出席しておりますので、御了承ください。

なお、本日は柳原義六代表監査委員に出席していただいております。後ほど、平成24年度一般会計及び特別会計決算審査について報告をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。



◎諸般の報告

○議長（板谷 信君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

8月26日、町長から第3回定例会を招集告示した旨、通知がありました。

今期定例会は、お手元に配付のとおり、同意1件、議案9件、認定7件が町長から提出されております。

次に、川根本町議会会議規則第128条第1項ただし書きによる議員の派遣決定の報告書を配付しておりますので、御了承ください。

次に、監査委員から例月出納検査、指定管理者監査の結果について報告がありました。

なお、内容については、お手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。



## ◎行政報告

○議長（板谷 信君） 今期定例会招集について、町長から行政報告を兼ねまして御挨拶がります。町長、佐藤公敏君。

○町長（佐藤公敏君） 皆さん、おはようございます。

平成25年第3回定例議会の開催をお願いいたしましたところ、何かと御多用の折にもかかわらず議員全員の御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

今回の定例会は、議員の皆様にとっても、私にとっても、本年10月15日をもって任期満了となりますので、現任期における最後の議会となります。何かと問題のあった4年間でしたが、議会の皆様には本当にお世話になりました。それぞれ任期中の様々な出来事に思いをはせながら本議会にお臨みのことと存じます。

思えば、4年前、静岡県においては川勝県知事が誕生、国政においては民主党が衆議院議員選挙で大勝し政権を奪取、その直後の議会及び町長の同時選挙であったこともあって、知事選、衆議院選の流れに乗って新人である私が町長に選任されました。

当時の経済状況を振り返ってみると、情報処理や情報伝達の分野における技術革新とともに、金融面を中心に急速なグローバル化が進む中、平成20年9月に起こったリーマンショックの影響を受けて、金融不安が世界的な金融危機へと発展、世界景気は一段と下振れし、世界同時不況とも呼ぶべき事態になりました。

こうした状況の中で、我が国の経済状況も一変しました。外需の大幅な減少に伴う企業部門の急速な悪化に伴い、失業率も過去最高水準となるなど大変厳しい状況となっておりました。また、都市と地方の格差も課題となっていました。

我が国そのものが、人口減少時代に入り、少子化、高齢化が急速に進む中で社会保障制度など将来の生活設計に大きな不安を抱いておりました。

川根本町においては過疎化がさらに進み、高齢化率が40%に達する状況となり、地域にとって重要な産業である林業、茶業ともに需給ギャップ・生産コスト高・担い手の高齢化など、多くの課題を抱えたまま長期にわたる低迷状態にあり、観光事業者をはじめ商工業者も厳しい経営環境下で苦しんでおりました。

核家族化も進み、独居世帯や高齢者世帯が増加する中、高齢者の皆様は年金や医療など社会保障制度への先行き不安とともに、日々の買い物や医療、福祉サービスを受けるための移動手段などに不便や不安を訴える声が広がっておりました。

学校教育では児童・生徒の減少により、複式学級への懸念、川根高校が高校再編の対象となることへの懸念が生じておりました。

町内のそれぞれの地域においても高齢化が進み、自治会運営、防災活動、祭典など地域コミュニティの維持にも陰りが見え始めておりました。

国の財政が硬直化する中、地方財政も厳しい状況となり、川根本町においても強力に行政改革が進められ、職員定数の削減、本庁舎と支所における事務の合理化、補助金制度の見直

し、公の施設の管理運営など、様々な面で改革が進められ、成果を上げつつありました。

このような状況の中で、私は4年前の町長選に臨んだわけですが、本議会を前にして、選挙公報に掲げた私の公約ともいべき、町政に取り組む基本姿勢を再度読み返してみました。

それには、まず「変わろう。変えよう！」として、「自分の立つ位置、目線を変えてみよう。見える景色が違ってきます。ここに問題解決や改善のヒントがあるはずです」と、まず住民の皆様のそれぞれが自らを変えようとするこの必要性を強調してありました。

次に4つの柱を掲げ、1つ目には、「新しい時代への対応」として、「空港一大井川－南アルプスを軸とした広域的な連携強化によるまちづくりを目指します」「誰もが安心して情報を共有できるインターネット社会の実現を目指すとともに行政情報等を効率的に提供できる情報基盤ブロードバンドの整備を図ります」となっていました。

2つ目の柱は、「地域の元気再生」で、「川根本町の持ち味を生かした物語づくり（ブランド化戦略）を進めます」「風味豊かな川根茶のブランド化を図るとともに販売促進による農家の所得向上を目指します」「南アルプスや茶畑が広がる風景を生かし、奥大井につながるお茶街道沿線一帯の観光振興を図ります」「企業の頑張りなくしては雇用の確保はありません。金融対策や雇用対策など企業の元気づくりを支援します」としておりました。

3つ目は、「まちづくりは人づくり」で、「現場に足を運び、声を聞き、そして考える。住民の共感を得られるまちづくりを目指します」「みんながまちづくりの主役。ピンチの今こそ、住民総参加のまちづくりを進めようではありませんか」「安心して子供が育てられる環境づくりを目指します」「中高一貫教育を推進するとともに川根高校の存続に向けて、精いっぱい努力します」でありました。

4つ目は、「健やかな長寿社会づくり」で、「健康と生きがいを育むとともに長寿社会を支える体制の充実を図り、ついのすみかとして安住できる地域づくりを目指します」「高齢者医療制度、介護サービス基盤の充実を図ります」「災害時の要援護者対策を充実し、社会的弱者も安心して暮らせる地域社会を築きます」となっていました。

新しい時代への対応という点については、富士山静岡空港の開港により、島田市など空港立地地域とその周辺都市の置かれた状況が大きく変わってくることから、大井川を軸として南アルプスに至る地域の連携強化を図りながら、南アルプスの世界遺産登録に向けた運動の推進や、大井川沿線の風景、SL、井川線などは海外からの旅行者にもアピールできる資源であり、これらを活用して、新しいグローバル時代にも対応できるまちづくりを目指す必要を感じておりました。

また、さらに進展する高度情報化社会を生き抜くためには、新町建設計画や第1次総合計画にも盛られた情報通信基盤の整備はぜひとも必要な社会基盤であると考えました。

広域連携については、島田市と共同開催のSLフェスタが本年で3年目を迎えることになりますが、これには静岡市も一部加わり、牧之原市や吉田町も首長の御臨席をいただくなど、

大井川を軸とした連携への理解はかなり深まったといえると考えます。消防の広域化もこの3市2町の枠組みで協議が進められております。

南アルプス世界遺産登録推進協議会は静岡市のほか、県境を越えて山梨、長野を含め3県10市町村で構成され、世界遺産登録へ向けてのステップとして、現在ユネスコ・エコパークの認定を受けるための事前チェックを受けている段階であります。順調にいけば来年夏にはエコパークとして認定されます。

このように、広域的な連携への取り組みは時代の要請もあり、着実に進展しております。

情報通信基盤整備事業については、住民運動が起り、住民投票に代わるアンケートを行った結果、町が提案した事業内容での整備は断念せざるを得ないところとなりました。このことについては、住民の皆様に十分理解していただけなかつたことで、私自身の力不足と責任を痛感しているところであります、これをめぐって多くの皆様に御迷惑と御心配をおかけしたこと深くおわびを申し上げるものであります。

地域の元気再生については、グローバル時代を生き抜くためにはローカルに磨きをかけること、つまり土地柄を生かした川根本町の物語づくり、いわゆるブランド化戦略が必要となります。豊かな自然、風味抜群の川根茶、SL、アプト式鉄道、温泉、豊かな人情など、川根本町の持ち味、いわゆる地域資源がブランド化戦略の決め手となります。

中国や韓国などアジアの経済発展が急速に進む中、富士山静岡空港も平成21年6月には開港しておりましたので、先ほど申し上げましたように、志太、榛原、静岡など中部地域の市町、あるいは大井川沿いの市町というような、ある一定規模のまとまりを持ったエリアをアピールすることが必要だと感じてきました。ある程度の広がりを持ったエリアの中で、お互いに共有できる価値観を持ちながら、それぞれの市町が相互に競い合う形でそれぞれの持ち味に磨きをかけ、他地域と本町を含む地域の差別化を図るとともに、エリア内における近隣市町と本町の差別化をも図る、そういう形で川根本町をアピールしていきたいということから申し上げたものであります。

大井川や森林、茶畑のある風景、大井川鉄道、井川線、温泉など行政域を越えて、沿線が一体となって資源の共有化を図り、エコツーリズムやグリーンツーリズムを展開することによって地域全体の魅力、いわゆるブランド力を高め来訪客を増やすとともに地域産業としての茶業、林業に取り組む現場の人々の思いを感じていただき、ファンになっていただこうと考えたのであります。

長期的に低迷状態が続く茶業については、日本人のライフスタイルの変化に伴って、飲料の多様化が進み、お茶の消費は大きく落ち込んでいることから、従来からの生産指導とあわせ市場開拓に取り組んでまいりました。

首都圏での認知度が低いということから、東京でのPR事業、地域内における呈茶、茶縁喫茶の展開、スイーツ開発、ニューヨークへの出展、川根時間、川根茶塾など様々な試みをいたしました。現在はお茶の効能を実証すべく、県立総合病院島田医師に調査研究事業をお

願いしております。

茶の市場が縮小する中での販路開拓は容易ではありませんが、単に本町の農産物というにとどまらない、お茶とともに暮らしてきた本町住民の心の支えとしての川根茶の存在意義を考えれば、何とかしなければいけない、そういう思いで取り組ませていただきました。これからも取り組んでいく必要があると考えております。

観光振興の面では、入り込み客、わけても宿泊客の大幅な減少が続き、東日本大震災の発生に伴う原発事故がこれに拍車をかけました。

昨年4月には、新東名の開通や町が行った宿泊増加のための支援策の効果もあり、震災前の水準に戻りましたが、まだまだ不安は拭えません。

昨年は、寸又峡温泉が開湯50周年を迎える記念事業の中で次の50年に向けての議論が活発になされました。町としても観光振興計画を策定しました。総合計画とも整合させながら具体的なアクションにつなげていかなければなりません。寸又峡温泉には、露天風呂の建設も予定されております。温泉街としての魅力づけも必要となるでしょう。

本町の特徴は、SLとアプト式鉄道井川線であり、テレビや雑誌等、最もメディアで紹介されるのもこの鉄道であります。そういうことから、大井川鉄道及び井川線の沿線をレールパークと捉え、公の施設「音戯の郷」をそのコア施設としたらどうかということで、現在レールパーク構想の検討を進めているところであります。

プレミアム商品券の発行による町内での購買促進や住宅リフォーム支援など町内の需要喚起による商工業振興にも努め、利用された町民の皆様からも事業者の皆様からも喜ばれております。投資的事業についても、町道、林道、農道などの整備や学校施設整備など毎年ある程度の工事量は確保できたと考えております。

まちづくりは人づくりという面では、地域の将来を担う子供たちの数が年々減少していることが大きな不安材料であります。若者がこの町で結婚し、少なくとも2、3人の子供を安心して育てられる、そういう地域にいかなければ町の将来はありません。そのために、子育てしやすい環境、安心してお子さんを預けられる保育環境、教育環境をつくっていかなければなりません。ハード、ソフト両面からの対応が必要となります。本年度は、学校教育はどうあるべきか関係者から御意見を伺うための協議会もスタートいたしました。様々な視点から幅広く御意見を伺っていきたいと考えております。

川根高校についても、生徒数が減少する中で、存続を不安視する向きがございます。

一昨年、創立50周年を迎えた川根高校は、川根本町にとっては極めて大切な存在であります。川根高校では、他地域からの入学生募集など生徒数減少への対応も考えて鋭意努力しているところでありますが、町としても今まで県教育委員会へお願いもしてきましたが、できる範囲で具体的な支援も考えていきたいと考えております。

地域で頑張れる人材育成には、地域コミュニティーの中で育んでいくことが大切であり、地域で育てる生涯学習や体育協会、文化協会など様々な助成を行っております。また、地域

コミュニティーの活動基盤強化のための自治会振興事業交付金制度により、それぞれの自治会が抱える問題解消のために活用していただきました。コミュニティー施設の耐震工事、改修工事、その他地域事情により有効に使っていただけたものと考えております。

近年、若い世代からも新しい地域活動に取り組む動きが見られるようになりました。若い芽を摘むことなく、見守っていきたいと考えております。

地域の元気には、定住化対策の推進も極めて重要な施策であり、空き家バンクも開設しましたが、定住のための住宅の問題、雇用の問題など課題を整理して対応していく必要があると考えております。

また、まちづくりを推進するための基本となる、いわば川根本町の憲法ともいべき「まちづくり基本条例」を制定いたしました。長期間にわたる委員の皆様の熱心な検討の末に制定されたもので、この基本条例の精神をしっかりと遵守しながら、まちづくりを推進することが大切あります。

健やかな長寿社会づくりについては、高齢化が県内一の町でもあり、どこにも負けない、後に続く市町のモデルとならなければなりません。川根本町での生活には教育問題などとともに医療や介護などに不安を持たれている方が多いかと思います。

川根本町では、病気になってからの治療ももちろん大切ですが、その前に病気にかかるないようにするために、治療から保健をより重視し、海洋センターでの予防のためのトレーニングメニューを取り入れたり、各種の健康診断を低負担で受けられる助成制度等を設けるなど努めてきました。

医療については、現在、いやしの里診療所では、ふじのくにネットワークに参加し、県立総合病院、島田市民病院とテレビ会議システムを使ったバーチャル診療が進められております。これは、今後の山間地における診療体制を考える場合の一つのモデルでもあると考えます。その他の診療所の先生方も地域医療を担って献身的な診療を続けてくださっております。今いらっしゃる先生方との意思の疎通をしっかりと図りながら、医療環境の整備に努める必要があると考えております。

4年前に町政に臨むに当たって示した基本姿勢について読み返しながら、1期目を振り返ってみました。4年間で進展したものもありますが、残念ながら進展させられなかつたものもあります。殊に最も力を入れようとした地域の元気づくりについては、日本経済が深刻な状況にあったことや東日本大震災の発生などもあって、大胆な施策を打つことができず、際立った成果も示すことができませんでした。しかし、私が主張してきたまちづくりの方向性は間違ってはいなかったと確信いたしております。

ここで、川根本町の財政状況を見ると、平成20年度末には起債残高が74億1,900万円だったものが、平成24年度末では55億2,700万円にまで約25%減少し、基金残高は平成20年度末には32億4,600万円、うち、財政調整基金が8億9,300万円であったものが、平成24年度末には38億4,900万円、うち、財政調整基金16億7,900万円にまで約19%増加するなど、財務内容

は大きく改善されております。

平成24年度決算では、一般会計6億9,962万円の剰余金が、新聞紙上にも取り上げられておりました。決してお金をためさえすればいいと考えて事業の手を抜いたわけではなく、合併して8年目を迎える中で、これから川根本町の財政状況も考慮しながら、行政コストの削減に努めた結果であります。

今後の財政運営を考えてみると、川根本町の合併は平成17年9月であり、平成27年9月には合併10年を迎えることになります。地方交付税については、合併後10年間は合併前の市町村ごとに算定した普通交付税の総額を配分するという合併算定替えが行われておりますが、合併11年目からは5年間にわたって段階的に減らされ、16年目には純粋に一つの自治体として算定されることになりますので、大幅に減額されることが予想されます。一方、現在進めております消防の広域化、同報無線のデジタル化、さらには北部地域の簡易水道など老朽化するインフラの改修補強工事、新たなインフラの整備や医療、福祉、教育など様々な面での事業展開が必要となります。住民の安全・安心を最優先に考えながら、持続可能な財政運営に努めてきましたのであります。

安倍政権が誕生し、ようやく経済にも明るさが戻りつつある現在、新たな成長戦略への期待も広がり、今後民間の設備投資も増加に転じることが予想されます。消費増税の行方が気になりますが、これから国民所得も増え、消費意欲も徐々に高まっていくことが期待されます。

このように先行きの展望も開けようかという状況の中で、ようやく私が申し上げてきたことを現実のものとして仕掛けていくための環境が整ってきたと感じております。

このようなことから、安全で安心、かつ安定した「住んでみたい町」「行ってみたい町」を目指して、再度私に川根本町の町政を担わせていただきたく町長選挙への出馬を決意いたしました。ぜひとも皆様方の御理解と御支援を賜りたく何とぞよろしくお願いを申し上げるものであります。1期目の4年間で膨らみかけたつぼみをぜひとも咲かせていただきたい、そう考えております。

本議会では、同意1件、条例改正5件、資産取得1件、補正予算3件、決算認定7件の計17件であります。御審議のほどよろしくお願い申し上げまして、行政報告にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○議長（板谷 信君） 御苦労さまでした。



#### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（板谷 信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により9番、久野孝史君、10番、

鈴木多津枝君を指名します。



### ◎日程第2 会期の決定

○議長（板谷 信君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月19日までの17日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月19日までの17日間に決定しました。



### ◎日程第3 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（板谷 信君） 日程第3、同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 同意第1号、川根本町固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由の説明をいたします。

地方税法の定めるところにより、当町には固定資産評価審査委員会が設置されております。委員の定数は3人でございますが、そのうち、堀畠肇氏が本年10月25日をもちまして任期が満了となります。

堀畠氏は、平成11年3月から14年7ヶ月間務めていただいておりますが、退任されることとなり、後任として新たに神谷晴治氏を選任したく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

神谷氏は、平成24年3月までの42年間、島田信用金庫に勤務され、貸付業務において土地、家屋に係る固定資産の評価に精通し、経験が豊富であります。また、上長尾地区においても役員として10年間活躍され、信望も厚く適任と思われます。

任期は平成25年10月26日から28年10月25日までの3年間となります。

以上、御審議の上、御同意いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑になります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、申し合わせにより討論を省略します。

これから同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決定しました。

---

◇

---

**◎日程第4 議案第36号 川根本町税条例の一部を改正する条例について**

○議長（板谷 信君） 日程第4、議案第36号、川根本町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第36号、川根本町税条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容を御説明いたします。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令、平成25年政令第173号及び地方税法施行規則の一部を改正する省令、平成25年総務省令第66号が、平成25年6月12日にそれぞれ公布されたことに伴い、地方税法と町税条例の整合性を図るために町条例の一部を改正する必要が生じましたので、御承認をお願いするものでございます。

提出議案の2ページから5ページと新旧対照表をあわせてごらんください。

最初に、新旧対照表の1ページ、2ページをごらんください。

第47条の2の改正は、納税義務者が市町村の区域外に転出した場合も特別徴収を継続することとする法令改正に伴う特別徴収対象年金所得者の除外規定の見直し等に伴う改正でございます。

次に、2ページ、3ページをごらんください。

第47条の5の改正は、年金所得に係る仮特別徴収税額の見直しに伴う改正でございます。

次に、3ページをごらんください。

附則第7条の4の改正は、附則第19条の2の規定の新設にあわせて引用条項を追加する改正でございます。

次に、3ページから6ページをごらんください。

附則第16条の3の改正は、上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴う改正でございます。

次に、6ページから8ページをごらんください。

附則第19条の改正は、株式等に係る譲渡所得等の分離課税を一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組したことに伴う改正でございます。

次に、8ページから26ページをごらんください。

附則第19条の2の改正は、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税を新設したことに伴い、規定を新設する改正でございます。現行の規定は、単に課税標準の計算の細目を定めるものであることから、条例の性格を踏まえ、削除することとなりました。

また、附則第19条の3、附則第19条の4、附則第19条の5、附則第19条の6、附則第20条、附則第20条の3、附則第20条の5も同様に削除することとなります。

附則第20条の2を附則第20条に、附則第20条の4を附則第20条の2に、それぞれ繰り上がります。

附則第20条の4の改正は、条約適用配当等に係る分離課税について、特定公社債の利子等が対象に追加されたことに伴う改正でございます。

次に、提出議案の5ページをごらんください。

附則の第1条で施行期日を定め、第2条では町民税に関する経過措置を定めております。

以上、川根本町税条例の一部を改正する条例の説明をさせていただきました。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 鈴木です。

町税条例の一部改正についてですけれども、3月の地方税法改正は東日本大震災からの復興支援として、津波の被害区域の固定資産税の課税免除などの延長や延滞金の引き下げなど、当然の措置が含まれていましたけれども、同時に金融税制の一体化などということで、多くの金融資産を保有する資産家ほど税制面の恩恵を受けることになる富裕層優遇税制の拡大や担税能力のある大企業への従来型の優遇措置の拡大も含まれており、今回の改正のもとになっている金融所得課税一体化についても証券、投資の損益通算の範囲を公社債などの利子も拡大して、株式譲渡損の通算範囲を拡大することで富裕層の税負担を引き下げ、格差拡大を促進することになるというふうな情報を得ました。

全協の説明では、公社債などの譲渡益の課税は、現行の非課税からの20%の申告分離課税となり、株式などとの損益通算が可能となり、当町において株式損益の合算を選択している人は平成24年度に26人おられたとの説明でしたが、改正による町税収入への影響はどうか伺

います。

○議長（板谷 信君） 税務課長。

○税務課長（栗原 卓君） 鈴木議員の御質問ですけれども、公社債の譲渡につきましては、現行非課税から20%の分離課税となります。この課税分について各個人で所有しているものであります。誰が公社債を所有しているのかわからない状況であります。

また、株式配当につきましても、年々流動しますので、損益の合算の把握はできません。  
したがいまして、町税への影響は見込めないという状況であります。

以上です。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑ありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 大まかにわかったんですけれども、調べの上でもわかったんですけれども、町に全く見込めないということではなくて、確かに増収になるのか減収になるのかということが、そのときそのときの株の変動などでも変わってくるから見込めないというような答弁だったと思うんですけれども、この税制の改正によって利益を上げている株式投資家、そういう人たちが当町におられた場合はどうなんでしょうか。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） お答えします。

今回の税制改正は、基本的には平成21年度に税制改正がありまして、これはどういう改正であったかというと、当時株式市況等が低迷、それから経済状況も低迷するという中において、株式への投資、こういうものを増やして景気浮揚というんですか、上げられるための施策として優遇税制を行ったわけですよね。この優遇税制が平成21年から平成23年まで行つたんですけども、その後は2年間、租税特別措置法の特例を設けまして、延長しまして、5年間行ったわけなんですけれども、今回これを廃止して、優遇税制を廃止するということであります。ちょっとどういう観点からいわゆる高額所得者というんですか、そういう方々への低減だというふうに理解されておるようですけれども、これは全く逆であります。東日本大震災による復興税制等もこれも時限を迎えるという中において、それに合わせて所得税、住民税を合わせた中、最高税率も約5%上げると、そういう一連の中において調整をとる意味において、そういう優遇税制もやめるというものであって、これはいわゆる高額所得者に対しては課税が重くなるというふうな相対的な流れがあるというふうに、各区分について説明は省略しますけれども、そういう流れであるというふうに理解してください。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第36号、川根本町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第36号、川根本町税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



#### ◎日程第5 議案第37号 川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（板谷 信君） 日程第5、議案第37号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第37号、川根本町国民健康保険税条例の一部改正について、提案理由とその内容を御説明いたします。

本条例の改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令、平成25年政令第173号及び地方税法施行規則の一部を改正する省令、平成25年総務省令第66号が、平成25年6月12日にそれぞれ公布されたことに伴い、地方税法及び町税条例との整合性を図るため、町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたことにより国民健康保険税条例の一部の改正をお願いするものです。

提出議案の6ページから8ページと新旧対照表27ページからをあわせてご覧ください。

最初に、新旧対照表27ページ、28ページをごらんください。

附則第6項の改正は、上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴う改正です。

次に、附則第9項の改正は、株式等に係る譲渡所得等の分離課税を一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組したことに伴う改正です。

次に、新旧対照表28ページをごらんください。

附則第10項の改正は、現行の規定が、単に課税標準の計算の細目を定めるものであることから削除し、同項に上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税新設に伴う国民健康保険税の課税の特例規定を追加するものです。

次に、新旧対照表28ページから30ページをごらんください。

附則第11項及び附則第12項を削除し、附則第13項を附則第11項とし、附則第14項を削除するものです。

次に、新旧対照表30ページをごらんください。

附則第15項の改正は、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税課税特例の読み替え規定の改正と、附則第14項の削除により、同項を附則第12項とするものです。

次に、新旧対照表30ページから31ページをごらんください。

附則第16項の改正は、国民健康保険税の所得割額の算定における、本文方式の廃止に伴う規定を削除し、同項を第13項とするものです。

次に、新旧対照表31ページから32ページをごらんください。

附則第17項の改正は、条約適用配当等に係る分離課税について、特定公社債の利子等が対象に追加されたことに伴う改正と、国民健康保険税の所得割額の算定における本文方式の廃止に伴う規定を削除し、同項を第14項とするものです。

次に、新旧対照表32ページから33ページをごらんください。

附則第18項の改正は、現行の規定が、単に課税標準の計算の細目を定めるものであることから、同項を削除するものです。

次に、提出議案の7ページから8ページをごらんください。

附則第1条で施行期日を定め、第2条で国民健康保険税に関する適用区分を定めております。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 町税改正とほぼ同じような改正内容だというふうに認識をしているんですけども、全協で国保税の課税所得の解釈が変わったというような説明があったんですけども、勘違いかもしれませんけれども、メモがありましたのでどういうことかなということをお聞きいたします。

それから、当町では国保税の算出のもとになる課税所得はこれまでもただし書き方式ということで、本文方式はとっていないわけですけれども、当町では平成24年度において、株式の譲渡や株式の配当で数人がいらっしゃったというふうな説明もありましたけれども、改正によってどのような影響が考えられるのか、伺います。

○議長（板谷 信君） 生活健康課長。

○生活健康課長（伊藤千佳子君） 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

地方税法の改正により、国保税の所得割算定方式について、平成25年度から住民税方式と本文方式が廃止となり、旧ただし書き方式に統一されました。これを受けまして今回の改正では、川根本町国民健康保険税条例の附則の部分において、本文方式の廃止に伴う規定を整

備する改正をしております。

先ほどの株式の譲渡で数人、株式の配当でお一人のどのような影響が出るかという御質問ですけれども、この算式によって国保税が下がるのか上がるのかにつきましては、ほかにもいろいろな条件がかみ合ってきて、上がるとも下がるともちょっと言い切れないです。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 先ほど御質問にありましたように、旧ただし書き方式の課税で当町はずつと通っておるわけでありますて、住民税方式というのは、これは大都市、今から5年前に法改正がありまして、平成25年度、今年度から旧ただし書き方式に一本化されるという法律になったわけでありますけれども、それまでに至る中で住民税課税方式、これはどういうことかというと、所得の段階で各住民税とか、同じように控除を引いて、その控除を引いた課税所得というのがありますよね、それに対して掛けると、こういう方式であったんですけども、これだと非常に上下動も大きいということと、もう一つ、1点は当時、年少扶養制度を外すと、租税の方で、これによって控除額が減るということになって、非常に負担が急激に大きくなるということもあるものですからこれを廃止すると。その間においては、調整をとるという形をとっておったんですけども、これが平成25年から法制度が実施されるものですから、本年度からはその住民税方式、いわゆる市民税方式もありますけれども、それと本文方式、これを取りやめて旧ただし書き方式にするという法律に一本化されたということになります。

それで、御質問の中にありました配当所得等につきましては、これは分離課税を選択する方法とか総合所得として課税を受けるというそういう方式もあるわけなんですけれども、御質問の中の保険云々というのは、いわゆる分離課税をとらない方式で総合課税をした段階ということでありますけれども、これは配当控除を受ける受けないとか、そういう部分もありますし、少額の場合は不動の部分もあります。ですから、こういうものを推測するにはなかなか難しい状況であると。あくまでも租税特別措置法に基づく所得を基準にしたいというそういうもの。これはその所得から基礎控除額を引いたのが、いわゆる旧ただし書き方式ということになります。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第37号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決

します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第37号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第6 議案第38号 川根本町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（板谷 信君） 日程第6、議案第38号、川根本町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第38号、川根本町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、提案理由とその内容を御説明いたします。

本条例の改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令、平成25年法律第3号が公布されたことに伴い、地方税法との整合性を図るため、川根本町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する必要が生じたことにより、後期高齢者医療に関する条例の一部の改正をお願いするものです。

提出議案の9ページと新旧対照表34ページをあわせてご覧ください。附則第4項、延滞金の割合の特例の改正は、現在の低金利の状況を踏まえ、納税者等の負担を軽減する観点から行われた国税の見直し、地方税に係る延滞金の利率の引き下げの特例に伴う、川根本町後期高齢者医療に関する条例の一部改正です。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第38号、川根本町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第38号、川根本町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



#### ◎日程第7 議案第39号 川根本町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（板谷 信君） 日程第7、議案第39号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第39号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明いたします。

議案の10、11ページをごらんください。

なお、参考といたしまして、新旧条文対照表の35ページ、36ページをあわせてごらんいただきたいと思います。

この改正は、地方税法の一部を改正する法律、平成25年法律第3号が平成25年3月30日に公布されたことに伴い、川根本町介護保険条例の一部を改正する必要が生じたため、改正するものです。

まず、町介護保険条例第11条第1項には、延滞金の割合が年14.6%（当該納期限の翌日から1カ月を経過する日までの期間については年7.3%と特例基準割合のいずれか低い割合）と規定されておりますが、この割合につきまして、附則第9条を追加し、同項の規定にかかわらず、当分の間、各年の特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合、その年において、年14.6%の割合にあっては、その年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあっては、当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合とするというもので、施行日は平成26年1月1日となります。

次に、町介護保険条例第11条第1項の延滞金の額について、滞納額が2,000円以上の場合に延滞金が計算されることを明記したことに加え、第3項として、延滞金の額に100円未満

の端数があるとき、またはその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額または全額を切り捨てるということを新たに追加いたしましたが、これは地方自治法第231条の3第3項の規定に従い、地方税法第20条の4の2第2項及び第5項の例によって条文に明記したものです。

以上、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例について説明を終わります。

よろしく御審議くださいますようお願ひいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第39号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第39号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

---

◇

◎日程第8 議案第40号 川根本町接岨峡温泉休憩施設条例の一部を  
改正する条例について

○議長（板谷 信君） 日程第8、議案第40号、川根本町接岨峡温泉休憩施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第40号、川根本町接岨峡温泉休憩施設条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明いたします。

改正の内容ですが、条例第8条関係別表中、利用料金を改正したいというもので、入浴の

みの利用料金を大人300円以内を500円以内に、小人150円以内を300円以内に、入浴休憩の利用料金を大人1,000円以内を1,200円以内に、小人500円以内を600円以内に改めるものです。

現在、接岨峡温泉会館は接岨区が指定管理者となって運営しておりますが、利用者数も平成6年の約3万7,000人をピークに年々減少し、ここ数年は約2万人で推移し、平成24年度には2万人を下回る状況となり、運営が非常に厳しい状況にあります。また、近年においては重油価格等の高騰によりコスト高も今後の運営に大きな懸念を抱くものです。

接岨峡温泉会館は、接岨地区の観光の中心であり、運営の安定化を図っていくことは重要な課題です。

今後、温泉会館を中心に近隣施設との連携を図り、また地元との話し合いをしながら地域活性化が図られるよう進めていきたいと考えていますが、利用料金の改定につきましては、経営を安定化させていく方策の一つとして必要でありますので、今回、川根本町接岨峡温泉休憩施設条例の一部を改正させていただくものです。

よろしく御審議くださるようお願ひいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 経営の悪化が続いているということで、使用料を上げたいという話だったんですけれども、料金を値上げするとますますお客様が減って、経営が難しくなる悪循環になるのではないかと思うんですけども、値上げをしてもお客様を減らさないという、できれば増やしていくよというふうな対策など、どういうふうに話し合っているのか、教えていただきたいと思います。

○議長（板谷 信君） 商工観光課長。

○商工観光課長（羽倉範行君） 今回、料金を値上げするということで、一つの方策として料金の改定をお願いしていくのですが、これによって、現在、接岨地区の方と話をしているんですが、料金が安いから入るとか、いろいろな意見も持っております。そういった中で、料金を上げるためには、それなりのサービスの向上ということで、今、地区の方と話し合いを持っております。

とりわけこの接岨地区ですか、すばらしい自然の景観だとか、紅葉もすばらしいですし、八橋小道ですか、ハイキングをするだとか、グラウンドゴルフ場、またふれあい館等、いろいろな施設が整っております。こういった施設を十分生かしながらまた誘客の方に地元の方と話し合いを持ちながら、進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（板谷 信君） ほかに。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 課長の答弁にあるように、本当に自然もいっぱい豊かですし、いろいろな取り組みも努力もされているし、また料金が安いということで平成24年度も1万9,886人というかなり大きな入り込みというか、入浴者を得ているわけですね。多分、私

はそれは料金が安いからだと思うんですよ。施設のサービスの向上を地区の方々と話し合っているということですけれども、やっぱり料金が安いというところをなくしてしまうと、幾ら地域の魅力やサービスがよくなつても、一番大もとの大きな魅力、安いよというところがなくなるというのは非常に大きな危険なかけになるのではないかなという気がして心配で仕方がありません。

むしろ、そういういいところだよ、お風呂は建物もちょっと古くなっているけれども、サービスもよくして、みんながアットホーム的な入浴ができるところだよということで、高齢者が行きやすいようにマイカーの乗り合わせで来た人たちには何か割引をするとか、いつも食事が提供できるようにするとか、雇用の場を確保するなどというふうな地域の活性化をしなければならないという位置づけた改善が、私は値上げより先にやられるべきではないかと思うんですけれども、そのために平成17年度より指定管理者制度を導入しているんですけども、ウッドハウスや、もりのくになどと同じように指定管理料という支払いなども検討してみたらどうかと思うんですけれども、そういうことについても話し合っておられるでしょうか。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 今、御質問の内容のとおり、こういう大きな接岨峡温泉会館、課題を抱えておりますし、その方向性というのは探っていくかなければならないわけでありますけれども、先ほど課長が答弁しましたように、まさしく町も入り、その地元の方々、また関係する機関の方々とそういうものを今までの検討した中、またこれから検討を重ねていく中でも、そういう全体な中で利用料金体系というものは、これも見直しの一つという形で、そういういわゆる幅を持たせるという、いろんな施設とも比較しながら、そういうものを検討した結果、こういうものを全体的な検討をしていきたいというものでありますので、これはそういう一つの方法、指定管理者の中で、いわゆる留保金を今まで使っていることもあります。

施設については、一昨年施設の大きい改築というのですか、そういうものもしましたし、一つ一つそういうものを、課題を解決というんですか、そういう対応をしながら、そういう中において、これからの方針というのも、また協議しながら必要があれば指定管理料等も検討しなければいけないし、現在は地域の方々が利用料体系の中で、とにかくもう一度そういう見直しをしてみたいということでありますので、こういうお願いをしていくというものであります。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 原案に反対の立場から討論を行います。

本当に行政でも地元でもいろいろ工夫をされていることで、話し合いも進めていることだけは思うんですけども、ただいまの説明でもわかるんですけども、やっぱり先に値上げをしてしまうということは非常に大きなリスクが生じるのではないかという気がします。

先ほども言いましたけれども、全協で配付された資料を見ると平成4年ごろから2万人、3万人と増えて、近年も平成23年度まで、一昨年まで2万人台を維持していて、経営悪化の原因が売り上げ以上に経費がかかっていると、具体的な中身はちょっと細かく検討していませんけれども、大ざっぱにいいますと、結局売り上げ以上に経費がかかってしまっているということで、それが絶対に必要な経費であったら、やはりここを何とか改善しない限りは、もしここで料金を値上げしても、お客様が減れば温泉会館だけではなく接岨地域にとっても、今まで以上に深刻な問題になると思います。値上げによるお客様の減少をとどめる対策をどうするか、根本的な運営改善をどうするか、それから食事の提供をどうするかなど、一番重要なことをもっともっと先に力を入れて対策を立てるべきで、そのための必要な支援というものは行政も大いにやらないと、川根本町にとって、温泉、接岨地域の活性化というのではなく大事な課題だと思いますので、こういう危険な値上げに走るというのは、私は納得できません。

温泉は地域の活力、町民の健康維持に大いに貢献するものであり、今の古い建物でもこれだけのお客を呼べるのは安いからということに私は尽きると思うんです。来てくれた人たちを喜ばせているということを考えると、値上げという安易な危険な方法をとるのではなくて、運営の改善にこそ力を入れるべきであり、指定管理料などについても行政の支援も考えていくべきだと考えます。

創造と生きがいの湯が、今、決して良好な運営状況とは言えませんけれども、入浴料は一人150円で指定管理者制度を導入しており、その料金を考えれば接岨温泉の300円が安過ぎるということは決してないと考えます。地域の人たちも大いに利用しているという温泉と聞いていますので、ぜひ私は今の料金をまず維持して、経営改善を図るというところに力を入れるべきだという観点からこの原案に賛成できないことを明らかにして反対討論とします。

○議長（板谷 信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中田君。

○11番（中田隆幸君） 議案第40号、川根本町接岨温泉休憩施設条例の一部を改正する条例に賛成の立場から討論をいたします。

この施設は、長島ダム建設に当たり、地域の発展と雇用を願い、建設されたものと聞いております。

地域に溶け込んだ経営ということで、住民の皆様とともにやってきたわけですが、途中から民宿がございまして、その民宿の方へ温泉を給湯したことによりまして、かなりの人が旅館の方へ行ったときからお客様の減少を見たと聞いております。その間、起きました3.11の

東日本大震災による誘客の大幅な減少により、5施設あった宿泊施設の中で廃業2、休業1、今経営しております2、であります、かなりの入客が減ってきている現状であります。

そんな中で唯一の雇用場所といたしますこの温泉会館、またここにあります天狗石茶屋、これがこの地域の一番の雇用関係を持つところであります、この前の全員協議会でもお話を聞きましたけれども、やはり連携をして今から改善するということを聞いておりますし、一番やらなければならないのは、やはりお金がなければ宣伝もできません。そのためには、やはり官民一体となってこの地域をよくするために、やはり少しだけの値上げは必要かなと、私は考えておりましても、この前の説明によりますと、100円だけ上げさせていただくということですが、地域の皆様が300円上がる、これは地域がやはりこの温泉施設を欲しい、置いておきたいということで自らのお金を上げてまで、ここに料金改正をお願いすると聞いておりますので、私はこの施設を残すためにはぜひともこのぐらいの金額は上げてやるべきではないかなと思っておりますし、それこそ今月ですが、9月7日には町の主催であります体育協会で、ここへ300人ほどのグラウンドゴルフの客が来ております。その前に、商工会でやった誘客運動のグラウンドゴルフによる誘客のときには、温泉に入る券を賞品に配ってかなり来ていただいたという経緯もございますが、やはり経営改善もしていくべきことはしなければなりませんが、やはりこれだけの燃料の高騰とか、いろいろなものを考えますと、やはり今ここでやるべきことは、宣伝のためにもお金を上げるべきではないかなと、私は思っておりますので賛成といたします。

○議長（板谷 信君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで討論を終わります。

これから議案第40号、川根本町接岨峡温泉休憩施設条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立多数です。

したがって、議案第40号、川根本町接岨峡温泉休憩施設条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



#### ◎日程第9 議案第41号 財産の取得について

○議長（板谷 信君） 日程第9、議案第41号、財産の取得についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第41号、財産の取得について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び川根本町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年川根本町条例第55号）第3条の規定に基づき、平成25年度、大規模地震対策等総合支援事業、消防ポンプ自動車購入物品売買契約の議決を求めるものであります。

本事業につきましては、去る8月30日に10社をもって指名競争入札を実施いたしました。

その結果、株式会社カーケア中原が落札し、契約金額1,718万円で物品売買契約を締結しようとするものであります。

納期につきましては、議決の日の翌日から平成26年3月20日を予定しております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 8月31日ですか、入札が行われたということですけれども、入札結果について10社の入札価格、予定価格、落札率について、回答を求めます。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（筒井佳仙君） 入札につきましては、8月30日に実施いたしました。

10社の町内の業者でありますけれども、入札契約の内容につきましては、契約成立後に公表させていただいております。この契約につきましても、本議会の議決が得られた後、契約が成立するものでございますので、その後において総務課で公表させていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 昨日も入札結果表を見に行きましたら、そういうふうに言われて、それは議会の議決がないから入札結果表が見られないというのは納得できたんですけども、審議する議会において、その状況を公表できないというのは、以前はそういうことはなかつたのに、いつの間にか、ここ2、3年か昨年あたりからか、言われなくなってしまったなどいう気がするんですけども、こういうことを議題として上がってきて審議するのに、私たちは一体この入札について何を審議すればいいのか、公正に行われたかどうか、もちろんその入札結果の報告を受けても全てがわかるわけではありませんけれども、全く判断材料がない中で議決をしなければならないというのは非常に残念で仕方がないんですけども、以前と方法が変わったのかどうか、その点を確認します。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（筒井佳仙君） 以前から、契約終了後に公表という形は変わっておりません。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 本当に以前からということを私ももう一回議事録を見てみようと思うんですけども、少なくとも杉山町長のときには、入札予定価格などを議会で議論した

ことがあります。何%、90何%とか神わざ的な落札率だとかいうことを議論した記憶があります。それで、今のお答えには納得できない思いがするんですけれども、再度質問は違う観点からですけれども、消防ポンプ車の購入予算が当初予算で備品購入費2,135万4,000円という計上がされていて、その中の1,830万円が消防ポンプ車の予算ですというふうな説明があったと思うんです。言葉はしっかりと覚えていませんけれどもメモがありました。1,830万円という崎平のポンプ車ということで。それで、この1,830万円、予定価格が公表されないものですから、1,830万円の予算額で落札率を見ますと、これでも93.88%とかなり高率の落札率になっていますけれども、参加業者は当初予算額を知ることは当然できるわけですよね。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（筒井佳仙君） 当初予算額、詳細は個別に合算されているものもあるものですか  
ら、場合により知る場合と知ることができない場合もあるかと思います。

今回は、自動車購入費ということで計上されておりますので、わかると思います。

（「議長、もう一回」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質問3回になりました。打ち切ります。

（「3回になった」の声あり）

○議長（板谷 信君） 3番、芹澤君。

○3番（芹澤廣行君） 財産の取得について、議決を求めるということで、このような自動車  
ポンプの購入については、全く賛成なんです。それから、契約の方も問題はない。

ただこの場合、議会に1,718万円ですか、これを認めろという根拠を、どういうパワーの  
ある、何ccのものだというのはわかってますが、恐らくこういうものというの特別発  
注するような機械じゃないものですから、近隣の近々に入ったそのような車両の状況あたり  
も開示していただければ、この金額が妥当であるかどうかというものを議員は判断すると思  
うんですよ。これで賛成してくれと言っても、はつきり申しまして常々乗って歩くような車  
じゃないものですから、果たしてこれが1,700万円というものが高いか安いかと、それだけ、  
もう少し丁寧に議員に事前に説明をするという形の方を、今後とっていただきたいとそう思  
います。

これは意見ですけれども、これからこういう大型のものを入れるときに、どのような事前  
の開示をするか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 今回、お願いする議案につきましては、川根本町議会の議決に付す  
る契約及び財産の取得及び処分に関する条例に規定する中において、1,500万円以上の動産  
買い入れ等、これらについて議決を求めるものでございますが、今、御質問の内容の中は恐  
らくは入札等において、正確なものが見込まれているかどうかとか、公平性が保たれている  
かどうかということの御質問、先ほどの鈴木議員もそうだと思うんですけれども、これにつ  
いては、当然入札に関しては、慎重かつ指名委員会も経た中で業者等も決定もされますし、

それからこういう見積もり等については、直接この入札にかかわらないものを原則としております。どうしてもそのかかわるものでなければとれないという場合には原則3社以上をとるというような形もとりますが、基本的にはこういう場合は擬装のするところ、それからメーカー等に見積もり等を出させまして、そういう中で検討した中で設定価格、予定価格等も決定していくということでありまして、これは公平な競争が、これをまず目途としてやっておりますので、これがこれ以上のものをやれと言われてもなかなかこれは厳しい問題もあります。常に公平・公正な競争ができるようにということで努力してまいりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（板谷 信君） ほかに。6番、高畠君。

○6番（高畠雅一君） 6番、高畠です。

今の説明を聞いていると、別に入札の問題に対して、どうこう言うつもりはないんだけれども、はっきり何社でやって、どこがとったということは、中原さんがとったということはわかりますけれども、10社でやりましたよということでしょう。その10社の名前は出せないんですか。

総務課長の話を聞いていると、議会運営委員会でもちょっとこれ、送られたわけですけれども、財産の取得について、今回この本会議でやりますよという中に、ただ中原さんが10社の中で一人とったよということだけでは、多分議員の皆さん納得はできないと思うんですけども、もしそのことについてありましたら、ちょっと町長の方から答弁をお願いしたいと思います。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（筒井佳仙君） 契約の内容を契約成立後、公表いたしますけれども、選定理由につきましては、過去の実績等を見て町内の自動車販売店10社ということで選択いたしております。

業者につきましては、西村自動車整備工場、柳原モータース商会、地名モータース、川根自動車、榎原自動車整備工場、河畠自動車、勝下自動車整備工場、森下自動車、カーケア中原、カーサービスマツモトの10社を選定いたして入札を行いました。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第41号、財産の取得についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第41号、財産の取得については原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は10時40分にします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時39分

○議長（板谷 信君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。



#### ◎日程第10 議案第42号 平成25年度川根本町一般会計補正予算

(第3号)

○議長（板谷 信君） 日程第10、議案第42号、平成25年度川根本町一般会計補正予算第3号を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第42号、平成25年度川根本町一般会計補正予算第3号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,968万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億8,459万5,000円としたいものです。

第2表では、債務負担行為について新たに事業を追加したいものです。

第3表では、地方債の限度額について補正をしたいというものであります。

今回の補正は、地域自治会振興事業における地区集会所の消防設備等の修繕経費、集会所修繕工事に伴うコミュニティー施設整備事業費補助金の増額、待機児童解消特別対策事業及び保育土等処遇改善臨時特例事業における徳山聖母保育園への補助金の追加、全国茶品評会における川根本町出品茶購入に係る川根本町茶業振興協議会への補助金の増額、本年4月12日、13日に発生した低温、降霜等における被害茶園に対する災害対策資金利子補給金及び被害農家等肥料・農薬購入費支援金の追加、水川地内の農道開設経費の追加、林業関係事業費として、林業機械整備に対する補助金の追加、林道維持管理に伴う委託料及び重機借り上げ

料の増額、本年4月に実施したつり橋緊急点検において発見されたつり橋修繕工事費の追加、町道の維持管理に伴う小規模修繕業務委託料及び重機借り上げ料の増額、準用河川沢奥沢川改修工事費の追加、消防広域化に向けての消防救急無線デジタル化整備工事費及び消防総合情報システム整備に対する実施設計負担金の追加、元藤川地内の消防詰所移転に向けての土地購入費及び補償金の増額、防災行政無線デジタル化における北部地域内の安定した通信確保のための中継局設置箇所検討業務委託料の追加などが主なものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の一般11ページからごらんください。

第2款総務費、第1項総務管理費は180万円の増額です。これは会計管理費として、振り込み等のデータ送信のための回線配線工事費の追加、自治会振興費として、2地区の集会所の修繕費の追加、町有集会所の消防施設等の修繕費の増額、町有以外の集会所の消防施設等の修繕に伴う補助金の増額、諸費として防犯灯整備事業費補助金の増額をお願いするものです。

第2項企画費はまちづくり事業費として、普通地方交付税決定に伴うまちづくり基金及び地域振興基金の繰り入れ取りやめにおける財源更正です。

12ページをごらんください。

第3款民生費、第1項社会福祉費は13万7,000円の増額です。これは社会福祉総務費及び老人福祉費として、普通地方交付税決定に伴う社会福祉基金の繰り入れ取りやめにおける財源更正で、介護保険費として、国・県支出金等返還金の増額をお願いするものです。

12ページ、13ページをごらんください。

第2項児童福祉費は172万円の増額です。これは児童福祉施設費として、待機児童解消特別対策事業及び保育士等処遇改善臨時特例事業の実施に係る徳山聖母保育園への補助金の増額、子育て支援対策費として、普通地方交付税決定に伴う社会福祉基金の繰り入れ取りやめにおける財源更正をお願いするものです。

13ページをごらんください。

第4款衛生費、第1項保健衛生費は44万2,000円の増額です。母子保健費として、未熟児療養医療費に係る国庫補助金及び県支出金の交付に伴う財源更正で、予防費として風疹ワクチン接種緊急促進対策事業の創設に伴う扶助費の追加で、地域医療推進費として、いやしの里診療所において使用する備品購入費の増額に対応するよう特別会計の補正を行うことによる繰出金の増額をお願いするものです。

13ページ、14ページをごらんください。

第6款農林水産業費、第1項農業費は5,171万8,000円の増額です。茶業推進対策費として、全国茶品評会における川根本町出品茶購入に係る川根本町茶業振興協議会への補助金の増額及び本年4月12日、13日に発生した低温、降霜等における被害茶園に対する災害対策資金利子補給金及び被害農家等肥料・農薬購入費支援金の追加と、水川地内に開設する農道に係る

経費として登記手数料、分筆測量委託料、測量設計委託料、土地借り上げ料、工事請負費、公有財産購入費、物件補償費の追加と農道維持管理に伴う小規模修繕委託料の追加をお願いするものです。

15ページをごらんください。

第2項林業費は4,326万7,000円の増額です。これは林業振興費として、林業機械整備に対する補助金の追加、林道費として林道維持管理委託料及び重機借り上げ料の増額、林道南赤石線路肩改良工事施工に向けての測量設計業務委託料の追加をお願いするものです。

15ページ、16ページをごらんください。

第7款商工費、第1項商工費は771万3,000円の増額です。これは商工業振興費として、権限移譲に伴う商品量目立入検査用はかり購入費の追加及び普通地方交付税決定に伴う地域振興基金の繰り入れ取りやめにおける財源更正と、観光費として、本年4月に実施したつり橋緊急点検において発見されたつり橋修繕工事費の追加及び南アルプス世界遺産登録推進協議会負担金の増額をお願いするものです。

16ページをごらんください。

第8款土木費、第2項道路橋梁費は2,004万5,000円の増額です。これは道路維持費として、道路補修等のための小規模修繕業務委託料及び重機借り上げ料の増額です。

第3項河川費は700万円の増額です。これは河川改良費として、準用河川沢奥沢川改修工事費の追加をお願いするものです。

17ページをごらんください。

第9款消防費、第1項消防費は1,582万7,000円の増額です。これは常備消防費として、消防広域化に向けての消防救急無線デジタル化整備工事費及び消防総合情報システム整備に対する実施設計負担金の追加、消防施設費として、元藤川地内の消防詰所移転に向けての土地購入費及び補償金の増額、災害対策費として、防災行政無線デジタル化における北部地域内の安定した通信確保のための中継局設置箇所検討業務委託料の追加をお願いするものです。

18ページをごらんください。

第10款教育費、第1項教育総務費、第2項小学校費、第3項中学校費は、普通地方交付税決定に伴う、まちづくり基金の繰り入れ取りやめにおける財源更正です。

第4項社会教育費は1万3,000円の増額です。これは文化会館運営費として、普通地方交付税決定に伴う、まちづくり基金の繰り入れ取りやめにおける財源更正で、資料館運営費として、レジスター故障に伴う備品購入費の追加をお願いするものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の一般7ページをごらんください。

第9款地方交付税、第1項地方交付税は4億6,396万3,000円の増額です。本年7月に普通地方交付税が決定し、本町分は25億9,396万3,000円の交付となりますので、当初予算額との差額分の増額を今回全額計上するものです。

第11款分担金及び負担金、第2項負担金は30万円の増額です。これは町有施設の集会所修繕に係る負担金の増額です。

第13款国庫支出金、第1項国庫負担金は43万5,000円の増額です。これは未熟児療育医療に係る母子保健衛生費等国庫負担金の追加です。

8ページをごらんください。

第14款県支出金、第1項県負担金は21万7,000円の増額です。これは未熟児療育医療に係る母子保健衛生費等県負担金の追加です。

第2項県補助金は1,616万3,000円の増額です。これは民生費県補助金として、待機児童解消特別対策事業及び保育対策等促進事業に係る補助金の追加です。衛生費県補助金として、風疹ワクチン接種緊急促進対策事業費補助金の追加です。農林水産業費県補助金として、林業機械整備に係る森林整備促進加速化・林業再生事業費補助金の追加です。土木費県補助金として、準用河川沢奥沢川の改修工事に係る補助金の追加をお願いするものです。

9ページをごらんください。

第17款繰入金、第1項特別会計繰入金は3,000円の増額です。これは介護保険事業の平成24年度の精算として、賦課徴収費繰り入れ過多に伴う繰入金の増額です。

9ページ、10ページをごらんください。

第2項基金繰入金は3億1,865万7,000円の減額です。これは今回の補正において、一般財源の調整による財政調整基金繰入金、減債基金繰入金、まちづくり基金繰入金、社会福祉基金繰入金及び地域振興基金繰入金の減額と、林業機械整備に伴う補助金の追加に係る林業振興基金繰入金の取り崩し分の増額です。

10ページをごらんください。

第20款町債、第1項町債は1,274万2,000円の減額です。これは普通交付税決定に伴う臨時財政対策債の発行可能額の決定による減額です。

第2表債務負担行為補正につきましては、一般3ページをごらんください。

本年4月12日、13日に発生した低温、降霜等における被害茶園に対する災害対策資金利子補給事業の追加と、消防広域化に向けての消防救急無線デジタル化整備工事の実施に伴う事業の追加をお願いするものです。

第3表地方債補正につきましては、一般4ページをごらんください。

臨時財政対策債の起債限度額を、普通交付税決定に伴う臨時財政対策債の発行可能決定額の2億8,725万8,000円に減額補正するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

まず最初に、総括的でもないんですけれども、繰越金が6億6,202万2,000円と確定したわ

けですけれども、決算審査はやっていませんけれども、一応数字がそういうふうに出されてきているのを見ました。

当初予算で1億円、それから6月補正で今年度の予算2,892万円計上しただけで、今回も補正予算に全然計上されていないわけですけれども、5億円余も残したままになっているということで、今回計上しなかった理由は何なのかをお聞きいたします。

それから、2点目ですけれども、徐々にやっています。11ページの歳出の方ですけれども、2款1項8目の11節需用費、修繕料の90万円は通告したんですけれども、これはわかつたので却下します。消防施設については、3分の1の負担だという説明があったのを忘れていましたので、すみませんでした。

12ページの3款2項2目19節聖母保育園補助金172万円についてですけれども、聖母保育園への補助は運営費の20%を補助するというふうに一応決まっているんですけども、今回の補助は運営費ではなくて、特に手がかかるゼロ歳児を受け入れている聖母保育園に県の待機児童解消補助33万2,000円に、町も同額の上乗せをして補助するものと、保育士の待遇改善に充てる保育対策促進事業補助金105万6,000円という説明でしたけれども、確実に保育士の待遇改善に使われるかについて、どういう方法で確認するのか伺います。

それから、次ですけれども、14ページの6款1項5目茶業対策費ですけれども、19節の細節28、凍霜害農家肥料農薬代金支援補助金1,360万円についてお聞きします。

この肥料農薬代の購入価格の5%というふうにした、この5%の理由について伺います。

それから、被害状況は以前調査した結果、少ない人で茶園面積の10%ぐらい、多い人で40%ぐらいの被害を受けているという報告が以前全協がありましたけれども、被害額がどれくらいたと推定するのかお聞きします。それから、肥料、農薬代だけでも、この5%を逆算しますと2億7,200万円の農家の方々の購入額ということになるんですけども、今言った被害状況から見ても、せめて10%ぐらいの補助額にしても私はお茶が基幹産業だと言っている町としては、茶農家の本当に打ちひしがれている気持ちを考えると、ここで頑張ってやる気を出してもらわないと、本当に町の一番の柱が折れてしまうことにもなりかねないわけですけれども、今回5%出て、さらに追加ということも検討されるかどうか、そういうことについてお問い合わせいたします。

それから、14ページの6款1項7目農地費の3,589万3,000円についてですけれども、これは水川の国道のり面崩落で迂回路を、今、通つて時間がかなりかかっているわけですけれども、その距離が長いということで農道開設をしたいという、短縮するための農道開設の費用だという説明がありましたけれども、本来迂回路の短縮をやるべきなのは県であり、県に農道開設について補助をするということなどを含めて、県への要望をもっと強力にやっていくべきではないかと思うんですけども、県は3月末までかかるという説明のままで、それまで県はこのままで、県としてはもう今の迂回路でいいというふうに考えているのか、その点についてお聞きいたします。

次、15ページですけれども、6款2項5目の林道費、14節使用料及び賃借料、細節7の重機借り上げ料ですけれども、そこで2,000万円増額になっています。かなり大きな額ですけれども、当初予算でも1,000万円計上してありました。今回の増額の理由と、予算積算の根拠をお聞きいたします。

次ですけれども、16ページ、8款2項1目道路維持費のところで、13節委託料1,407万3,000円の増額について、これも理由と積算根拠を伺います。

それから、19節の重機借り上げ料597万2,000円の増額について、先ほどの8款2項1目道路維持費は当初予算で1,500万円計上されていましたけれども、今回1,407万3,000円というまた大きな額の増額で、決して悪いことではないんですけれども、増額の理由と積算根拠を伺います。

それから、19節の重機借り上げ料597万2,000円の増額について、ここは当初予算で400万円計上してありました。これも増額の理由と積算根拠をお聞きいたします。

○議長（板谷 信君） 議員、節が違うんじゃない。借り上げ料は。

○10番（鈴木多津枝君） そうですね。借り上げ料は14節ですね。間違えました。すみません。御指摘のとおりです。間違いです。

ということで、以上、お聞きいたします。

○議長（板谷 信君） 今の質問の中で、最初の部分の決算、剰余金の部分、これはまだ確定していないもので、それについて今度の補正になぜ上げないのかという質問はちょっと決算が終わってからという形で、その部分の答弁は省いて結構です。

答弁をお願いします。福祉課長。

○福祉課長（前田修児君） それでは、今の鈴木議員の御質問ですけれども、2点目の聖母保育園の補助金について、2つの事業がありますけれども、1つが待機児童解消のためのゼロ歳児入所サポート事業、それからもう1点が保育士等待遇改善臨時特例事業というのがあります。この事業について、保育士等待遇改善について、確実にそれが行われるかどうか、どういう方法で確認するのかという御質問だったと思います。

まず、ゼロ歳児の入所サポート事業66万4,000円につきましては、聖母保育園におきましては、年度当初からゼロ歳児を保育するという前提で臨時職員の方を雇用しているという充てております。9月1日現在で2名のゼロ歳児がおりまして、11月にもまた2名入るという予定があります。この補助というのは、そうした入る加配している保育園に対しまして、実績に応じてその増額分を補助ということではなくて、既に今現在臨時職員の方に支払っている賃金を補填していくというそういう形の補助でありますので、必ずその支払われたものが事業執行を確認できるということになりますので、こちらの方はそういう補助であります。

それから、もう1点の保育士等待遇改善臨時特例事業105万6,000円でありますけれども、これは私立保育園における待機児童、これも待機児童が主なんですけれども、これをなくすという目的がありまして、聖母保育園の保育士さんの確保、これを目的としまして、本来的

ですとほかのいろんな職種等とのバランスといいますか、当町におきましては、現実的には町営の保育園の保育士さんが相手方というか主になるんですけれども、その方々との給与格差の解消を目的としたものであります。この事業につきましては、当然補助でありますので、県が定めた補助要項の中には保育所職員待遇改善実績報告、あるいは計画とかありますけれども、それによってどのように改善されたのかということは、しっかりと町の方でチェックするという体制ができておりますので、これにつきましても確実な確認が実施されるということになると思います。

以上です。

○議長（板谷 信君） 産業課長。

○産業課長（鳥本宗幸君） それでは、鈴木議員の質問にお答えいたします。

鈴木議員の質問、6款1項5目茶業対策費、19節の凍霜害農家肥料農薬代支援補助金1,360万円について、5%とした理由並びに本年度の凍霜害の被害額はどのくらいかという御質問かと思います。

本年4月12日、13日の凍霜害は町内全域で発生し、被害は大きいものでしたが農家の方々は凍霜害後の茶園管理として、被害直後から防除等の対応を行い、被害の影響を最小限に食いとめる努力を行いました。また、次年度の収量、品質を確保するための施肥、防除、更新などの栽培管理をきめ細かく行い、樹勢回復を図りました。

平成22年度の凍霜害時には1億数千万円の被害に対して、肥料農薬代の1%の支援を行いましたが、本年度の凍霜害は被害額としては2億3,900万円程度と推計され、被害額としては平成22年度の約2倍弱となっています。被害後の栽培管理などきめ細かく行ったこのような農家の自助努力に対して、また町の主要産業である茶業振興の点から、今回肥料農薬代の5%を支援額とするということで、予算を計上させていただきました。

以上です。

○議長（板谷 信君） 建設課長。

○建設課長（長嶋一幸君） それでは、建設課関係の質問について、説明させていただきます。

まず初めに、6款1項7目の農地費における農道新設の予算ですが、本年5月、国道362号水川地内で斜面崩壊の災害が発生し通行止めとなっていますが、この迂回路として主要地方道川根寸又橋線を指定した場合、狭隘箇所が多く対面交通が困難な状況では、交通渋滞を招くおそれがありました。現場の大井川の砂利を運び出すための道路があつたため、その道路を含めて国道の迂回路として区域指定をし、現在に至っている状況でございます。

また、通行上の安全を考慮し、舗装も施工しましたが、県土木事務所はゴールデンウイークを挟み、短期間でこの対応を行ってくれています。

水川地区の斜面崩壊の対応は、土質等の調査や工法を検討した結果、結果的に3月まで工期が必要だというものであり、県の土木事業説明会でもその内容を説明いただいたところでございます。

国の災害査定を受ける時点で、迂回路も現在の路線で申請し採択されており、その変更をすることは容易ではなく、短期間では不可能に近いものがあると聞いております。

今回、農道新設経費を予算要求するのは、あくまで地元の農家が農道設置を必要とするところにその道路を暫定的に迂回路として供用するものであります。迂回路として供用する目的は、これから観光シーズンでの入り込み客や自転車通学生徒へ、また地元の渋滞解消の対応のためありますが、これらは町が抱える問題でもありますので、そのため町単独経費で農道を整備するものであります。ただ、農道の整備に当たっては、川根市長を中心に土木事務所と連携を図りながら迅速な完成を目指すものであることを報告させてもらいます。

続きまして、2点目の6款2項5目の林道費、14節使用料の重機借り上げ料の増額の理由と積算根拠でございますが、ダンプトラックやバックホー等の重機を所有している町内業者と甲種種類ごとに単価契約を結ばせてもらっております。現場への対応は、役場から作業内容や場所を契約業者に連絡し、作業終了後、その状況の写真や報告書を提出いただき、精算するものであります。本年度、当初予算で1,000万円の計上をさせていただきましたが、小規模な崩落による崩土除去や降雨による荒れた路面整正について、既に25件の現場を業者にお願いし830万円余の支払いを終えているところでございます。

これらは、今年度内にも荒れる路面の整正などの依頼が林業業者等から寄せられる現状であり、林業振興、また林道管理の面から今回の増額の要請をお願いするものであります。

次に、同じく8款2項1目の道路維持費、13節委託料と14節使用料の重機借り上げ料の増額理由と算出根拠でございますが、委託料については、小規模修繕業務の委託料で重機借り上げと同じく町内の業者と工種ごとに単価契約を結び、修繕を行っているところです。

小規模修繕は、町内のU字溝の修繕や舗装路面の修繕、また石積み等の構造物の修繕に当たるものでございます。また14節の重機借り上げについては、先ほども述べたとおり、小規模な崩落による崩土除去や路面整正に充てるもので、これらにあっては今年も各地区から多くの要望が提出されているところで、その町道の修繕に対応するとともに、町道の維持管理を適正に行うことで町道における安心・安全を確保するため、今回補正予算を要望するものです。

以上でございます。

○議長（板谷 信君） 再質問はありますか。

ほかに質疑はありませんか。6番、高畠君。

○6番（高畠雅一君） 6番、高畠でございます。

それでは、1点だけ、6款1項5目の20節茶振協へ200万円のお茶代金の購入費ということで、全協については、課長から詳しく説明を受けておりますので、これから町の体制についてを執行部の方に質問をしたいと思います。

ここで200万円で、町自身、茶業振興会の会長である町長が全品の入札の権利を入手して、現場でほかの茶業団体の方と競い合って、お茶を落札するという形の200万円だということ

で認識をしております。

ここに出た200万円ということで、今後ともこのような形で全国品評会の出品茶の入手を考えているのか、そこら辺をお伺いいたします。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 従来はそうしてここ最近もしてきましたし、今後もそういう形で、ある意味での出品を奨励するといいますか、進める上でも必要なことだというふうに思っていますので、今後も続けていきたいというふうに思っています。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） ちょっと補足というか、具体的な補足のところで、全協のところでもお答えしたんですけれども、この茶振協のはいわゆる基金的な意味合いということですから、今後においてもこれによって入札に積極的に参加した中で、まずは町の頑張っておられる方々のその出品に対して、相応の入札に応えたいというものが第一の基本でありまして、その後においては、例えば業者の方々がどうしても必要だという場合もありますでしょうし、それから市場開発等において必要、使っていくこともありますし、茶振協の中でもそれぞれの事業の中に使っていく場合もあります。それらについては、またその予算組みの中で対処するという、またそういうものに極力応えられるものは応えていくというものを、茶振協を中心になってやっていきたいというものです。

○議長（板谷 信君） 6番、高畠君。

○6番（高畠雅一君） この趣旨はわかりました。それでは、ここで誤解をするといけませんのでちょっと確認をおきますけれども、今年度から茶振協が入札の権利を持って、入札会場へ行って、ほかの業者と競争しながらお茶を入手するということでよろしいですね。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 競争というところは、今まで農協さんにお願いしてそういうものもきたわけですけれども、昨年のいわゆる町外の業者さんが落札されたというところにおいて、そういう点の反省点を踏まえて、茶振協の方が直接参加をさせていただいて、町のそういう生産に努力された方々のお茶を確保していきたいと、これが第一義でありまして、過当な競争をするというものではなくして、そういう点では町内の茶業に係る茶商の方々がこういう形で落札できなかつたけれども、そういうものを、応分なものを町の発展のためにも使用したいという理由があれば、そういうものにも当然応えていきたいというふうに思っております。

○議長（板谷 信君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第42号、平成25年度川根本町一般会計補正予算第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第42号、平成25年度川根本町一般会計補正予算第3号は原案のとおり可決されました。



#### ◎日程第11 議案第43号 平成25年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（板谷 信君） 日程第11、議案第43号、平成25年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第43号、平成25年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算第2号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ260万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億3,264万3,000円としたいものです。

これは、前年度の介護保険事業の実績に基づき、国庫支出金、県支出金、支払基金交付金及び一般会計繰入金についての精算が主なものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の介護4ページをごらんください。

第2款保険給付費、第2項介護予防サービス等諸費は4万円の減額です。これは地域密着型介護予防サービス費について、今後の支出見込みにより減額するものです。

第3項高額介護サービス等諸費は4万円の増額です。これは高額介護予防サービス費について、今後の支出見込みにより増額するものです。

4ページ、5ページをごらんください。

第7款諸支出金、第1項繰出金は3,000円の増額です。前年度の実績に基づく一般会計繰入金の精算です。

5ページをごらんください。

第2項償還金及び還付加算金は260万3,000円の増額です。これは前年度の介護給付費及び地域支援事業分の交付額が所要額に対して超過となった国庫支出金、県支出金及び支払基金交付金をそれぞれ返還するものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の介護3ページをごらんください。

第7款繰入金、第2項積立基金繰入金は260万6,000円の増額です。返還金等の財源として基金を取り崩すものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第43号、平成25年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第43号、平成25年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算第2号は原案のとおり可決されました。

---

◇

#### ◎日程第12 議案第44号 平成25年度川根本町いやしの里診療所

#### 事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（板谷 信君） 日程第12、議案第44号、平成25年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第44号、平成25年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正

予算第2号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,579万2,000円としたいもので

す。

これは、いやしの里診療所において今年度実施する緑茶服用習慣の健康改善に及ぼす効果に関する研究に係る消耗品費の減額と医師送迎タクシー使用料の追加、診療所において使用する薬品用小型冷蔵庫等の備品を購入するための経費について補正するものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の診療所4ページをごらんください。

第1款総務費、第2項研究研修費は補正額ゼロ円となります。緑茶服用習慣の健康改善に及ぼす効果に関する研究において、研究内容の精査及び研究従事医師との連絡調整により、同研究に使用する消耗品費の減額と、同研究に従事する医師の送迎タクシ一代の追加をお願いするものです。

第2款医業費、第1項医業費は20万1,000円の増額です。これはいやしの里診療所において使用する薬品用小型冷蔵庫や血液凝固分析装置などの備品を購入するための経費の増額をお願いするものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の診療所3ページをごらんください。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金は20万1,000円の増額です。これは今回の補正に係る経費を一般会計から繰り入れるものです。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第44号、平成25年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第44号、平成25年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算第2号は原案のとおり可決されました。



◎日程第13 認定第1号 平成24年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について

◎日程第14 認定第2号 平成24度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第15 認定第3号 平成24年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第16 認定第4号 平成24年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第17 認定第5号 平成24年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第18 認定第6号 平成24年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第19 認定第7号 平成24年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（板谷 信君） 日程第13、認定第1号、平成24年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第19、認定第7号、平成24年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。会計管理者、澤本勝美君。

○会計管理者兼出納室長（澤本勝美君） それでは、認定第1号から認定第7号まで一括御説明いたします。

本案は、地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度川根本町一般会計並びに各特別会計の認定をお願いするものであります。

まず、平成24年度川根本町一般会計歳入歳出決算の概要につきまして御説明いたします。決算書の一般1ページをごらんください。

歳入から御説明いたします。

1款町税は、収入済額12億5,844万円で、前年度対比マイナス7,186万8,000円、5.4%の減となりました。町民税、固定資産税の減が主なものです。不納欠損額は8万6,000円、収入

未済額は6,164万5,000円です。

2款地方譲与税は、収入済額5,586万6,000円で、前年度対比マイナス369万5,000円、6.21%の減となりました。

3款利子割交付金は、収入済額205万3,000円で、前年度対比マイナス30万2,000円、12.82%の減となりました。

4款配当割交付金は、収入済額158万4,000円で、前年度対比15万5,000円、10.85%の増となりました。

5款株式等譲渡所得割交付金は、収入済額42万4,000円で、前年度対比1万8,000円、4.43%の増となりました。

6款地方消費税交付金は、収入済額8,499万5,000円で、前年度対比マイナス132万8,000円、1.54%の減となりました。

7款自動車取得税交付金は、収入済額2,190万1,000円で、前年度対比473万8,000円、27.61%の増となりました。

8款地方特例交付金は、収入済額231万8,000円で、前年度対比マイナス1,531万4,000円、86.85%の減となりました。

9款地方交付税は、収入済額30億1,148万4,000円で、前年度対比2億8,454万9,000円、10.43%の増となりました。

10款交通安全対策特別交付金は、収入済額135万2,000円で、前年度対比3万4,000円、2.58%の増となりました。

11款分担金及び負担金は、収入済額3,800万4,000円で、前年度対比126万9,000円、3.46%の増となりました。収入未済額が143万円です。

12款使用料及び手数料は、収入済額6,270万7,000円で、前年度対比マイナス44万5,000円、0.71%の減となりました。収入未済額が144万5,000円です。

13款国庫支出金は、収入済額2億70万9,000円で、前年度対比マイナス9,901万5,000円、33.04%の減となりました。

14款県支出金は、収入済額5億3,864万4,000円で、前年度対比7,900万4,000円、17.19%の増となりました。

15款財産収入は、収入済額4,971万1,000円で、前年度対比1,814万円、57.46%の増となりました。

16款寄附金は、収入済額177万5,000円で、前年度対比9万1,000円、5.41%の増となりました。

17款繰入金は、収入済額2億9,577万6,000円で、前年度対比2億7,688万1,000円の増となりました。

18款繰越金は、収入済額5億1,577万円で、前年度対比6,717万8,000円、14.98%の増となりました。

19款諸収入は、収入済額1億3,795万6,000円で、前年度対比3,150万6,000円、29.6%の増となりました。収入未済額が156万8,000円となっております。

20款町債は、収入済額2億5,150万円で、前年度対比マイナス1億3,050万円、34.16%の減となりました。

歳入合計65億3,297万4,000円で、前年度対比4億4,109万7,000円、7.24%の増となりました。不納欠損額8万6,000円、収入未済額6,609万円です。

次に、歳出について御説明します。

3ページをごらんください。

1款議会費は、支出済額6,484万7,000円で、前年度対比マイナス2,126万9,000円、24.7%の減となりました。

2款総務費は、支出済額12億4,617万1,000円で、前年度対比2億7,874万3,000円、28.81%の増となりました。総務管理費、選挙費が主なものです。

3款民生費は、支出済額10億9,673万6,000円で、前年度対比698万9,000円、0.64%の増となりました。社会福祉費の増がその要因になっております。

4款衛生費は、支出済額5億6,250万8,000円で、前年度対比マイナス1,421万9,000円、2.47%の減となりました。保健衛生費が主なものです。

5款労働費は、支出済額184万6,000円で、前年度対比マイナス770円、0.04%の減となりました。

6款農林水産業費は、支出済額4億9,341万4,000円で、前年度対比6,727万5,000円、15.79%の増となりました。農業費、林業費の増がその要因です。

7款商工費は、支出済額2億3,870万5,000円で、前年度対比マイナス7,564万4,000円、24.06%の減となりました。

8款土木費は、支出済額2億1,546万3,000円で、前年度対比マイナス5,052万3,000円、18.99%の減となりました。土木管理費、道路橋梁費、住宅費が要因になっております。

9款消防費は、支出済額3億8,742万5,000円で、前年度対比4,287万1,000円、12.44%の増となりました。

10款教育費は、支出済額5億3,375万6,000円で、前年度対比1,559万6,000円、3.01%の増となりました。保健体育費が増となっております。

11款災害復旧費は、支出済額2億2,326万3,000円で、前年度対比5,280万円、30.97%の増となりました。農林水産施設災害復旧費の増です。

12款公債費は、支出済額7億6,920万7,000円で、前年度対比マイナス4,537万7,000円、5.57%の減となりました。

13款予備費は、支出がありませんでした。

歳出合計58億3,334万6,000円、前年度対比2億5,724万円、4.61%の増となりました。

翌年度繰越額1億235万円、不用額は3億1,272万3,000円であります。

歳入歳出差引残額は6億9,962万8,000円であります。

次に、平成24年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして概要を御説明いたします。

決算書、国民健康保険事業特別会計決算書1ページをごらんください。

歳入から御説明いたします。

1款国民健康保険税は、収入済額1億7,248万6,000円で、前年度対比654万5,000円、3.94%の増となりました。不納欠損額19万4,000円、収入未済額3,377万円です。

2款使用料及び手数料は、収入済額8万2,000円で、前年度対比8,000円、10.99%の増となりました。

3款国庫支出金は、収入済額1億6,378万4,000円で、前年度対比マイナス3,585万3,000円、17.96%の減となりました。国庫負担金及び国庫補助金であります。

4款療養給付費交付金は、収入済額6,877万1,000円で、前年度対比1,738万2,000円、33.82%の増となりました。

5款前期高齢者交付金は、収入済額2億7,392万2,000円で、前年度対比2,385万3,000円、9.54%の増となりました。

6款県支出金は、収入済額5,530万5,000円で、前年度対比1,437万円、35.11%の増となりました。県負担金及び県交付金であります。

7款共同事業交付金は、収入済額7,791万8,000円で、前年度対比マイナス1,715万9,000円、18.05%の減となりました。

8款財産収入は、収入済額3万6,000円で、前年度対比マイナス1万3,000円、26.29%の減となりました。

9款繰入金は、収入済額5,702万4,000円で、前年度対比マイナス3,332万9,000円、36.89%の減となりました。一般会計繰入金、基金繰入金です。

10款繰越金は、収入済額7,536万7,000円で、前年度対比マイナス1,544万5,000円、17.01%の減となりました。

11款諸収入は、収入済額283万7,000円で、前年度対比62万3,000円、28.18%の増となりました。

歳入合計9億4,753万7,000円、前年度対比マイナス3,901万6,000円、3.95%の減となりました。不納欠損額19万4,000円、収入未済額3,377万円です。

次に、歳出について御説明します。

2ページをごらんください。

1款総務費は、支出済額2,350万3,000円で、前年度対比マイナス261万6,000円、10.02%の減となりました。

2款保険給付費は、支出済額5億7,829万円で、前年度対比マイナス2,916万9,000円、4.8%の減となりました。

3 款後期高齢者支援金は、支出済額1億1,859万9,000円で、前年度対比606万5,000円、5.39%の増となりました。

4 款前期高齢者納付金は、支出済額11万6,000円で、前年度対比マイナス21万8,000円、65.31%の減となりました。

5 款老人保健拠出金は、支出済額8,000円で、前年度対比マイナス907円、9.88%の減となりました。

6 款介護納付金は、支出済額5,467万5,000円で、前年度対比246万5,000円、4.72%の増となりました。

7 款共同事業拠出金は、支出済額9,057万2,000円で、前年度対比90万8,000円、1.01%の増となりました。

8 款保健事業費は、支出済額1,155万7,000円で、前年度対比マイナス7万6,000円、0.66%の減となりました。

9 款基金積立金は、3万6,000円で、前年度対比マイナス1万3,000円、26.29%の減となりました。

10款公債費は、支出がありません。

11款諸支出金は、支出済額926万8,000円で、前年度対比マイナス190万3,000円、17.04%の減となりました。

12款予備費は、支出がませんでした。

歳出合計は8億8,662万7,000円で、前年度対比マイナス2,455万9,000円、2.7%の減となりました。不用額7,674万8,000円であります。

歳入歳出差引残額は6,090万9,000円です。

次に、平成24年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計につきまして概要を御説明いたします。

決算書の後期高齢者医療事業特別会計1ページをごらんください。

歳入から御説明いたします。

1 款後期高齢者医療保険料は、収入済額8,164万4,000円で、前年度対比660万9,000円、8.81%の増となりました。収入未済額は152万3,000円です。

2 款使用料及び手数料は、収入済額8,000円で、前年度対比1,000円、20.9%の増となりました。

3 款繰入金は、収入済額3,045万5,000円で、前年度対比243万円、8.67%の増となりました。

4 款諸収入は、収入済額1万9,000円で、前年度対比マイナス6,000円、25.18%の減となりました。

5 款繰越金は、収入済額145万8,000円で、前年度対比136万1,000円の増となりました。  
歳入合計は1億1,358万5,000円で、前年度対比1,039万6,000円、10.07%の増となりました。

た。収入未済額は152万3,000円です。

続きまして、歳出です。

2ページをごらんください。

1款後期高齢者医療広域連合納付金は、支出済額1億1,177万円で、前年度対比1,004万8,000円、9.88%の増となりました。

2款諸支出金は、支出済額8,000円で、前年度対比131円、1.54%の増となりました。繰出金です。

歳出合計1億1,177万9,000円、前年度対比1,004万8,000円、9.88%の増になりました。不<sup>用</sup>額は632万円です。

歳入歳出差引残額は180万6,000円であります。

次に、平成24年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして概要を御説明いたします。

決算書、介護保険事業特別会計1ページをごらんください。

歳入です。

1款保険料は、収入済額1億7,591万2,000円で、前年度対比3,284万円、22.95%の増となりました。介護保険料であります。不納欠損額17万8,000円、収入未済額は317万6,000円です。

2款使用料及び手数料は、収入済額2万4,000円で、前年度対比1,000円、5.7%の増となりました。手数料であります。

3款国庫支出金は、収入済額2億6,398万8,000円で、前年度対比マイナス3,252万円、10.97%の減となりました。国庫負担金の減額です。

4款支払基金交付金は、収入済額2億8,454万8,000円で、前年度対比マイナス147万8,000円、0.52%の減となりました。

5款県支出金は、収入済額1億5,635万7,000円で、前年度対比マイナス2,087万7,000円、11.78%の減となりました。県負担金及び県補助金です。

6款財産収入は、収入済額1万2,000円、前年度対比マイナス2,000円、16.21%の減となりました。

7款繰入金は、収入済額1億9,823万4,000円で、前年度対比3,897万5,000円、24.47%の増となりました。一般会計繰入金、積立基金繰入金であります。

8款繰越金は、収入済額6,399万7,000円で、前年度対比6,010万7,000円の増となりました。

9款諸収入は、収入済額18万2,000円で、前年度対比マイナス4,125万9,000円、99.56%の減となりました。

歳入合計は11億4,325万7,000円で、前年度対比3,578万6,000円、3.23%の増となりました。不納欠損額17万8,000円、収入未済額317万6,000円です。

続きまして、決算書、介護2ページの歳出でございます。

1 款総務費は、支出済額3,801万9,000円で、前年度対比347万6,000円、10.06%の増となりました。総務管理費、徴収費、介護認定審査会費です。

2 款保険給付費は、支出済額10億2,057万6,000円で、前年度対比7,131万9,000円、7.51%の増となりました。介護サービス等諸費が主な要因です。

3 款財政安定化基金拠出金は、支出はありませんでした。

4 款基金積立金は、支出済額1万2,000円で、前年度対比マイナス2,665万4,000円、99.95%の減となりました。

5 款地域支援事業費は、支出済額2,076万8,000円で、前年度対比マイナス121万6,000円、5.53%の減となりました。

6 款公債費は、支出はありませんでした。

7 款諸支出金は、支出済額9,911万6,000円で、前年度対比8,809万5,000円、799.3%の増となりました。

歳出合計11億7,849万4,000円です。前年度対比1億3,502万円、12.94%の増となりました。不用額は696万7,000円です。

歳入歳出差引残額はマイナス3,523万6,000円で、翌年度歳入の繰上充用となります。

次に、平成24年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の概要を御説明いたします。決算書、簡易水道事業特別会計1ページをごらんください。

歳入から御説明いたします。

1 款分担金及び負担金は、収入済額160万円で、前年度対比144万円、900%の増となりました。

2 款使用料及び手数料は、収入済額1億1,351万7,000円で、前年度対比40万4,000円、0.36%の増となりました。収入未済額が1,163万7,000円です。

3 款財産収入は、収入済額47万8,000円、前年度対比マイナス47万2,000円、49.68%の減となりました。

4 款繰入金は、収入済額1億2,237万6,000円で、前年度対比マイナス2,219万1,000円、15.35%の減となりました。一般会計繰入金、基金繰入金であります。

5 款繰越金は、収入済額539万5,000円で、前年度対比マイナス36万9,000円、6.4%の減となりました。

6 款諸収入は、収入済額1万7,000円で、前年度対比マイナス553万6,000円、99.68%の減となりました。雑入であります。

歳入合計2億4,338万5,000円で、前年度対比マイナス1億2,910万9,000円、34.66%の減となりました。収入未済額1,163万7,000円です。

続きまして、歳出、簡易水道決算書2ページです。

1 款総務費は、支出済額2,603万2,000円で、前年度対比マイナス1,116万9,000円、30.02%の減となりました。

2 款水道事業費は、支出済額7,745万8,000円で、前年度対比マイナス1億1,883万9,000円、60.54%の減となりました。水道建設費の減によるものです。

3 款公債費は、支出済額1億3,435万4,000円、前年度対比75万4,000円、0.56%の増となりました。

4 款予備費の支出はありませんでした。

歳出合計2億3,784万5,000円で、前年度対比マイナス1億2,925万3,000円、35.21%の減となりました。不用額は1,421万2,000円です。

歳入歳出差引残額は553万9,000円です。

次に、平成24年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算の概要について御説明いたします。

決算書、温泉事業特別会計1ページをごらんください。

歳入から御説明いたします。

1 款使用料及び手数料は、収入済額484万8,000円で、前年度対比100万8,000円、26.28%の増となりました。収入未済額が177万1,000円です。

2 款財産収入は、収入済額2,000円で、前年度対比9円、0.36%の増となりました。

3 款繰入金は、収入済額1,934万3,000円で、前年度対比マイナス182万7,000円、8.63%の減となりました。

4 款繰越金は、収入済額270万2,000円で、前年度対比マイナス2,622万2,000円、90.66%の減となりました。

5 款諸収入は、収入済額は1,000円で、前年度対比マイナス174円、10.39%の減となりました。

歳入合計2,689万7,000円で、前年度対比マイナス2,704万円、50.13%の減となりました。収入未済額は177万1,000円です。

次に、歳出、2ページです。

1 款総務費は、支出済額830万4,000円で、前年度対比マイナス113万3,000円、12.01%の減となりました。

2 款温泉事業費は、支出済額1,584万4,000円で、前年度対比マイナス2,595万1,000円、62.09%の減となりました。

3 款基金管理費は、支出済額2,000円で、前年度対比9円、0.36%の増となりました。

4 款予備費は、支出がありません。

5 款諸支出金は255万3,000円で、一般会計繰出金です。

歳出合計2,670万5,000円で、前年度対比マイナス2,453万1,000円、47.88%の減となりました。不用額は128万1,000円です。

歳入歳出差引残額19万2,000円であります。

次に、平成24年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算の概要について御

説明します。

決算書、いやしの里診療所事業特別会計1ページをごらんください。

歳入から御説明いたします。

1款診療収入は、収入済額1,576万9,000円で、前年度対比603万6,000円、62.02%の増です。外来収入あります。

2款使用料及び手数料は、収入済額3万6,000円で、前年度対比マイナス1万2,000円、25.53%の減です。手数料あります。

3款繰入金は、収入済額2,170万円で、前年度対比1,010万円、87.07%の増です。

4款繰越金は、収入済額4万1,000円で、前年度対比マイナス2万2,000円、35.07%の減です。

5款諸収入は、収入済額72円、前年対比マイナス7万7,000円、99.91%の減です。

歳入合計3,754万7,000円、前年度対比1,602万4,000円で、74.45%の増となりました。

次に、歳出、2ページです。

1款総務費は、支出済額3,210万3,000円で、前年度対比1,356万8,000円、73.2%の増となりました。

2款医業費は、支出済額538万7,000円で、前年度対比244万円、82.80%の増となりました。

3款諸支出金、4款予備費の支出はありませんでした。

歳出合計3,749万1,000円で、前年度対比1,600万8,000円、74.52%の増となりました。不<sup>用</sup>額は457万9,000円、歳入歳出差引残額5万6,000円であります。

以上、決算の概要について御説明いたしました。よろしく御審議くださいますようお願いします。

○議長（板谷 信君） 御苦労さまでした。

次に、平成24年度一般会計及び特別会計の決算審査の結果について、代表監査委員から御報告をいただきたいと思います。代表監査委員、柳原義六君。

○代表監査委員（柳原義六君） それでは、報告させていただきます。

平成24年度一般会計及び特別会計の決算審査について御報告をいたします。

審査期日は7月24日から30日の4日間で、本町役場第一会議室において、関係課長及び担当者の出席を求め、森監査委員と審査を行いました。

限られた短期間のため、関係者には御負担をおかけいたしました。

審査の報告につきましては、決算審査意見書の60ページの総括を御参照いただきたいと思います。

総合的な意見といたしまして3点、①が減収傾向にある町税及び国保税、介護保険料等の収入確保はもちろんのこと、使用料、手数料、分担金、負担金の収入確保については努力されている背景もあるが、今後も万全を期すること。

2つ目が、町債の発行、債務負担行為による事務事業の執行に当たっては、町財政の現況

と高齢化、人口減少化等、将来の動向を見きわめながら有効かつ適切な運用を期すること。

3点目が、町民ニーズに合った事業の見直し、事務の改善合理化・効率化を積極的に進める一方、需用費の節減に努めること。

総体的に、平成24年度の決算について、実質収支は6億6,200万円で、単年度収支は2億3,700万円であります。事業完遂と経費節減を評価するものであるが、今後ますます増大する行政需要あるいは多様化する町民ニーズに対応するため、各課連携を密にして行政推進を図っていただきたい。

特別会計を含め人件費負担が大きい。長期的視野で見ると減少傾向にあるが、町税の減収化、人口の減少、高齢化等、今後の町財政は厳しい予想。常に人件費コストを意識し、人件費の削減にこだわり、職員の資質の低下を招かないよう長期的視野に立って、職員の資質向上、行政事務処理の効率化をさらに推進されたい。

歳入において、滞納繰り越し分を除けば町税をはじめ、使用料等、高い収納率である。

主たる自主財源の町税は、前年度比約7,200万円の減収で、年々減収傾向である。減収の主な要因は、企業の業績不振による法人住民税と固定資産税の評価替えによるものである。

歳入全体では、前年比4億4,100万円増加している。これは主に地方交付税と繰入金の増加であります。

一般会計、特別会計の収入未済額が1億1,796万8,000円、前年比5万6,000円増で、前年より微増、不納欠損額は45万9,000円、前年比210万4,000円減で減少した。

収入未済額が減少したのは、2会計で国保会計が124万9,000円の減、温泉会計が27万3,000円の減で回収努力については評価される。

他の会計においても、繰り越し分の町税及び使用料等の徴収・整理について特段の努力を図られたい。

なお、事業実施に当たり国・県補助金及び町債等、有利な特定財源の確保に努力され、歳入の安定を図られたことに敬意を表する次第であります。

介護保険事業については、当初予算より国・県支出金及び交付金等が減少したため、決算上赤字となり、翌年度歳入繰上充用処理3,523万6,424円となった。今後は収支動向を把握し、事業遂行されたい。

今後、既存施設の老朽化、インフラ整備、人口減少、高齢化も進み、義務的経費、特に扶養費は年々増加することが予想されます。また、各施設のあり方等、行財政改革を含め今後の財政運営に格段の配慮をされたい。

なお、4日間と限られた審査期間に有効な審査ができたことをつけ加えて総括とします。

また、財政健全化比率に対する意見書につきましても別冊のとおりで、実質赤字比率、連結赤字比率、将来負担比率は発生しておりません。実質公債費比率は7.4%で、前年より1.4ポイント改善され、早期健全化基準の25%を大きく下回っており、財政は健全であります。

詳細につきましては、お手元の決算審査意見書、それから財政健全化判断比率に対する審

査意見書をもってかえさせていただきます。

以上です。

○議長（板谷 信君） 御苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑は、認定第1号から認定第7号まで全てについて総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑はなしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第7号については、11人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第7号については、11人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定によって、議長を除く11人の議員を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会の委員は、議長を除く11人の議員を選任することに決定しました。

---

◆

---

## ◎散 会

○議長（板谷 信君） お諮りします。

委員会審査等のため、9月4日から9月18日までの15日間休会としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、9月4日から9月18日までの15日間休会とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 零時 0 5 分

## 平成25年第3回川根本町議会定例会会議録

### 議事日程（第2号）

平成25年9月19日（木）午前9時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 認定第 1 号 平成24年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第 2 号 平成24年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 3 号 平成24年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 4 号 平成24年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 5 号 平成24年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 6 号 平成24年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 7 号 平成24年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 発議第 2 号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書の提出について
- 日程第 10 発議第 3 号 重度障害者（児）医療費助成制度における精神障害者の適用改善に関する意見書の提出について
- 日程第 11 川根本町議會議員派遣の件

出席議員（12名）

1番	長塚 誠君	2番	中澤 莊也君
3番	芹澤 廣行君	4番	中村 優君
5番	中野 晉君	6番	高畠 雅一君
7番	森 照信君	8番	中澤 智義君
9番	久野 孝史君	10番	鈴木 多津枝君
11番	中田 隆幸君	12番	板谷 信君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤 公敏君	副町長	小坂 泰夫君
教育長	杉山 広充君	総務課長	筒井 佳仙君
企画課長	山本 銀男君	税務課長	栗原 卓君
福祉課長	前田 修児君	生活健康課長	伊藤 千佳子君
産業課長	鳥本 宗幸君	建設課長	長嶋 一幸君
商工観光課長	羽倉 範行君	教育総務課長	藤森 敦君
生涯学習課長	山下 安男君	会計管理者兼 出納室長	澤本 勝美君

---

事務局職員出席者

議会事務局長 大村 敏秋

開議 午前 9時00分

◎開 議

○議長（板谷 信君） これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、説明員は9月3日の日と同様ですので、御了承ください。



◎諸般の報告

○議長（板谷 信君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

9月5日から12日まで決算特別委員会を開催し、平成24年度川根本町一般会計及び各特別会計決算の認定審査を熱心に御審議いただき、誠にありがとうございました。

以上で諸般の報告を終わります。



◎一般質問

○議長（板谷 信君） 日程第1、一般質問を行います。

通告制により、通告された質問者は、長塚誠君、板谷信君、中澤莊也君、鈴木多津枝君、芹澤廣行君であります。順番に発言を許します。

再質問については、議会運営の申し合わせにより一問一答方式とします。

なお、許された質問時間は30分ですので、的確に質問、答弁をするようにお願いします。

それでは、1番、長塚誠君の発言を許します。1番、長塚誠君。

○1番（長塚 誠君） おはようございます。よろしくお願ひいたします。

本日は、1番目に通信基盤整備事業についてお伺いいたします。2つ目に今後の行政体制の予想など、ございましたら伺いたいという2つの質問をさせていただきます。

初めに、通信基盤整備についてお伺いいたします。

それほど過去の話ではない平成22年ごろ、政府の総務省でしょうか、光の道構想という構想が公にされまして、当町でも速やかにその取り組みをされました。しかしながら、様々な心配な要因があり、今日まで十分な取り組みはできないまま推移しております。町単独の工事という初期の計画がその実現性の問題点や、特にその後のメンテナンス費用などへの負担など、余り明確な提示がなくて、その点などを多くの方々が心配された結果、現在のような現状になっていると思われます。

やはり通信という分野は、民間通信事業者に介在していただく方がよろしいのではないかというふうに私なども考えてまいりました。これは一つの携帯電話の例ですけれども、御存じのとおり一つの参考程度のデータということになりますが、下泉・文沢間に、これは携帯電話の伝送路維持管理に町が関与されております。今年の決算では昨年度81万円ぐらいの維持管理費を要しております。これはインターネット網というわけではないので、そのまま通信基盤のという方にそのまま適用されるものではございませんが、一つの例としては非常に参考になるかなとは考えました。

これが例えば今後、全庁にこういったインフラを整備するということになると、相当程度のメンテナンス費用が町単独の費用としてかかってくるということはわかつてくると思われます。さらに、もちろん通信事業者さんの方はそれなりの通常の維持管理は別途なさっていると思われます。

したがいまして、初期投資の費用は町で工面できたとしても、その後の費用というのはまだまだ道路などと違って町単独の負担になるという可能性は大きいと思われます。したがいまして、極力そういった町単独での社会インフラは保持することなく、通信環境をいかに整備していくのかというのが今後の、現在もそうですが、重要なテーマとなっていくのではないかと考えます。

ところで、通信環境も随分変わってまいりまして、光の道というものが唯一の道ではなくて、川根本町でもアプリを開発していただきまして、通信による住民サービスという方向がこれで見えてきたかなというふうな思いもしております。川根本町アプリをお使いの方はもう感じておられると思いますが、非常に手軽に町の情報を入手でき、利便性と速報性を感じていると私などは感じています。広報かわねほんちょうを補完する道具として、ちょっと聞いていただきますと、行政情報がございます。交通情報、会議録、報告及び公開、お知らせ、募集、イベント情報、ニュースなど。それから、観光情報もございます。アルバム、写真帳も見られます。タウン情報では、サービスとしてのクーポンの提供とか空き家物件の情報なども見ることができます。その他、休日当番医、公共施設の情報、フェイスブックやブログへのリンク、問い合わせ先など、小さな一つのアプリが今後の通信により住民サービスを既に実現し始めてくれていると感じました。

今後のこういった小さなアプリケーションの見通しとしては、余り重たくなるデータの場合、やはり分割を図りながら必要とされる分野ごとにアプリ開発がされれば、さらに精度が高まるような気はいたします。福祉の見守りのためのアプリとか、医療情報だけのアプリとか、あるいは緊急性が必要な災害だけのアプリとかというふうに特化した形がもし実現していけば、さらに小さなアプリが通信による住民サービスを支えていくだろうというふうに予測いたします。

このような通信環境の変化の中で、住民サービスには必ずしも光の道が絶対ではないといいますか、とりあえずできることから進めていったらいかがかなというふうな提案でござい

ます。まずこういった川根本町アプリなどを体験する公共無線LANスポットなどをつくつていただきと。当面、役場、山村開発センター、総合支所、文化会館、観光協会あたりを何となく想定しているわけですが、そういった近くに行けば、携帯電話やタブレット端末を持っていれば、いつでも川根本町アプリが開けて確認できる。あるいは観光客のときにはそれを開きながら御紹介するとか、非常に速報性と利便性を備えたサービスにつながっていくと思われます。

ただ、法的なことをまだ私も十分調べておりませんので、公共無線LANスポットというのが何かそういう問題があるのか、ちょっとその辺も調べていただきたいというお願いもございます。ただ、このサービスは初期投資も本当にわずかですし、月々の維持費用も数千円だと思われます。利用者も事業者システムに委託すれば受益者負担ということで、会員登録していただいて使っていただければ、公平性も保てると思います。会員の費用などは恐らく月額300円とかそういったものだと考えられます。川根本町アプリを体験していただいて、またノートパソコンなども持ち込めば使って、学習や仕事や趣味などに活用していただく通信環境整備は、こういった形でまず始めていただいて、また次のステップに向かっていただければというふうに考えます。

やはり多くの住民の方に体験していただいて、その利便性が理解されれば、地域に広げてくれという声もまた出てくると考えられます。そのときはまた集会所などへ波及させるといいますか、無線LANスポットを広げる努力をまた積み重ねていただきて、できるところから、集会所でも使えますよみたいなことになっていけばよろしいかなと思いました。

ただ、災害アプリなどをもし運用する場合は、当然電源喪失なども考慮しなくてはいけませんので、やはりソーラーパネルなどの設備なども兼ね備えた公共施設に無線LANがいつでも使えるというような環境になれば、災害時などは命の通信回線にもなり得ると、そのように考えました。

私の通信環境の整備は以上でございます。

あと、2点目は、今回決算特別委員会がございました、様々なやりとりを議会でもさせていただきました。やはり財政なんかでは財政シミュレーションというんでしょうか、今後の長期的な町の財政運用計画などを提示されておりました。財政的には問題なく推移するというようなシミュレーションが提示されて、安心するわけですが、具体的な何ていうんですか、町の姿みたいなものとつながるような形で、もしそういったシミュレーションなどを町の方で現在お持ちならば、少し伺わせていただきたいなというお願いでございました。

私も余りこの件に関しては分析もできていませんので、これといったデータをきょうはお示しできないんですが、一つの切り口でちょっと考えたのは、選挙も近いのでということかもしれませんのが、投票所の投票区のことを少しデータを調べてみました。川根本町は現在11投票区で、登録者数が7,000人くらいになるわけですが、11投票区ということで、1投票区平均636人くらいになります。近隣の、隣の島田市の場合なんですが、32投票区がありまし

て、平均2,588人くらいの登録者ということです。行政サービスは細かくしていただくことがもちろんよろしいわけで、現状をずっと保てるということが、やはり基本的には大切だと思うんですが、隣の市町などでもこのような状況なので、今後どうなっていくのかなというようなことを考えるわけです。

ただ、合併した川根町さんに限っては、6投票区ございまして、平均791人ということで、それほど急激な変化は川根町さんにはもたらされていない。ほぼ合併前の状況を島田市さんも維持されているんだなというような感想を持ちました。

ちょっとした切り口しかきょうは提示できなかつたんですが、ただ、財政的にも平成32年には合併交付金が終了するということで、その後は普通の1自治体としての財政運営をしていかなくてはいけない点とか、やはり大型プロジェクトが幾つか財政の方からもシミュレーションされて提示されているわけですが、時代の変化の中で高齢者が急激に増えていくための事業とか、逆に教育施設を減らすと言ったら変ですけれども、一人当たりの教育費は決して減らさない方がいいと思うんですが、ボリュームが少なくなるわけで、そういうための措置とか、そういう時代の中の変化の中で優先順序、あるいは政策的な部分を考えた優先度みたいなものが、やはり今後も必要なのかなというようなことは考えます。

以上の2点に関して、きょうは質問をさせていただきました。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（板谷 信君） ただいまの長塚誠君の質問に対し、町長の答弁を求めます。佐藤公敏町長。

○町長（佐藤公敏君） それでは、長塚議員の御質問にお答えいたします。

まず、川根本町アプリは、情報通信機器の操作が苦手な方、主に高齢者を想定するところでありますが、スマートフォンやタブレット端末などを利用し、簡単な手順でこの町の情報を取得することを目的に開発したものであります。

高齢者のICT利用については、平成24年度の情報通信白書において、今後の日本は高齢者の比率が高まることが見込まれ、高齢者がICT機器、サービスを有効に利用できれば、生活の質の改善や市場拡大の効果が期待されること、現時点ではICTを利用していない高齢者は多いが、潜在需要はあり得ること。タブレット端末は、使いやすさの点で高齢者のICT利用を増加させる可能性が高いこと、様々なサービスをタブレット端末を通じて、また使いやすくなる機能も含めて統合的に提供することで、高齢者のICT利用をさらに促進するという可能性が示されております。

現在、高齢化率が県下で最も高い当町の取り組みとして、少しでもスマートフォンやタブレット端末の利用者が増加するよう、シニア向けのスマートフォン教室の開催を通信事業者に依頼しており、この10月以降に開催する計画を持っております。

御質問にあります公共施設周辺の公衆無線LANスポットの設置については、インターネットの利用環境の整備においては有効ですが、そのまま町民の皆様、特に高齢者の方々の利

用促進につながるものではありません。町内における情報通信環境の整備については、今後計画する事業計画の中で、公衆無線LANスポットの整備も含めて、総合的に考えていきたいと思います。

続きまして、今後の整備計画についてお答えします。

情報化社会と言われる現代において、誰もが高速大容量の情報通信基盤の必要性は認識されているものと考えています。この事業を進めるに当たって、まず第一に、民間通信事業者による全町エリアでの基盤整備が可能であるかの見きわめが必要です。また、事業を実施する場合には多額の事業費が必要であり、財政的な負担を少なくするためには、国や県の補助金の活用は重要です。さらに、合併特例債の活用は必須になります。

完成された設備を有効に活用するため、インフラ整備だけでなく、防災や教育、医療など、利活用の部分を重点とした整備計画を策定していきたいと思います。整備計画において、同報無線のデジタル化については、避けて通れない重要な課題でもあります。同報無線のデジタル化については、新町合併時からの課題であり、総合計画に記載されているものです。同報無線については、ここ数年以内でのアナログ波停止の通達が確実視され、デジタル化への移行が決定されていきます。緊急時における各世帯への通信手段として、同報無線戸別受信機、またはそれにかわる情報端末の整備が効果的であることは疑う余地はありません。また、災害時における停電やケーブル切断などを考慮した場合、無線を利用した情報伝達は有効なものになります。

今後計画する事業については、学校、医療機関、行政施設を結ぶネットワークは機密性が求められ、光ファイバーなどのケーブルネットワークが必要ですが、それ以外の部分については、無線技術の発達により高速無線の活用も十分考えられるものであります。この高速無線を活用することにより、同報無線が受け持つ緊急時の情報伝達という部分を担うことが可能になります。さらに、戸別受信機からの情報は音声に限られ、放送時の状況に大きく左右されますが、文字や映像を双方向に伝達できる特性を生かすことで、より有効な伝達手段の構築が可能になります。

費用負担という面についても、今後進めなければならない同報無線のデジタル化とこの町の将来に必要な地域情報化を一つの事業として計画できれば、現在ある国や県の地域情報化の補助制度を有効に使い、財政的な負担を少なくできると考えています。

2つ目の御質問の10年後の町のシミュレーション作業につきましては、9月3日火曜日に実施された一般会計及び特別会計決算特別委員会において、一般会計等の総括説明及び財政健全化判断比率等の説明の後、総務課職員より平成25年度から平成40年度までの財政計画シミュレーションについて説明させていただいたとおりであります。

この財政シミュレーションは、近年の経済状況や地域主権戦略大綱等の動向、平成26年4月以降において消費税の増税が予定されており、不確定要素が多い中でのシミュレーションとなりますので、おおよその目安として捉えていただきたいと考えます。

地方交付税については、現在合併により 2町分の交付となっているものが平成32年度には 1町分の交付となり、現在の試算でいきますと 5億7,000万円ほどの減額が予想されており ます。また、今後、北部地域での簡易水道施設の整備事業の実施や消防広域化に向けての事 業の実施など、大規模な事業も予定されているため、財政状況については大変厳しい状況も 予想されますが、シミュレーションの中での基金の動向や地方債現在高の動向などを踏まえ、 身の丈に合った財政運営及び健全な財政運営を心がけていきたいと考えております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 再質問を許します。1番、長塚君。

○1番（長塚 誠君） きょうは再質問ございません。これで終了させていただきます。

○議長（板谷 信君） そうですか。

○1番（長塚 誠君） ありがとうございました。

○議長（板谷 信君） これで、長塚誠君の一般質問を終わります。

1番議員、一般質問はかなり重要な議員の活動に入りますもんで、できれば十分に時間を使つて、そして問題点を掘り下げるというような努力もまたしていただきたいと思います。

これで、長塚誠君の一般質問を終わります。

続きまして、私が一般質問をしますので、会議規則53条の規定により副議長と交代します。  
ここで休憩いたします。

休憩 午前 9時24分

再開 午前 9時25分

○副議長（中田隆幸君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ここから議長に代わりまして、議長の一般質問が終わるまで、暫時副議長であります私が 議事を進めさせていただきます。

それでは、引き続き一般質問を行います。

12番、板谷信君、発言を許します。12番、板谷信君。

○12番（板谷 信君） それでは、一般質問をさせていただきます。

一般質問を行うに当たり、町政は誰のためにあるのかという一番の基本のところからただ してみたいと思います。そして、6月に制定された議会基本条例はどのようにかかわり、ど う活用されるべきか、議論を進めていきたいと思います。

言うまでもなく、町政は住民のためにあります。そして、本来その町政の意思決定、さら に執行も住民の役目であるべきです。現実には自治法上も、また現実も、首長と議会に役割 分担されていますが、住民が主体であるという基本が変わるものではありません。そのこと にずれがあつてはならないと思います。

それでは、通告に従い、議会基本条例の活用について伺いたいと思います。

議会条例の活用について、第1点、住民、行政及び議会の3者でいかに議会基本条例を活用し、住民主体の町政を進めていくかについて伺います。

議会基本条例の究極の目的は、町政の重要な意思決定のルールを制度として保障することにあります。そのような基本条例を住民主体の町政を進めていくためにどのように活用すべきか、町長の考えを伺います。

2点目として、住民が主体として町政に参画するためには、わかりやすい町政が必要となります。そのためには、行政と議会はそれぞれの役割分担を明確にし、どのように協力していくべきかと考えるか伺います。

以上2点について、町長に伺います。

○副議長（中田隆幸君）　ただいまの板谷信君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、佐藤公敏君。

○町長（佐藤公敏君）　板谷議長の御質問にお答えいたします。

最終の議会で大変重い質問を投げかけていただいたというふうに思っております。

板谷議員の行政と議会の眞の協働とはについての御質問にお答えいたします。

議会基本条例第4章において、町長等と議会の関係が明文化されております。第8条において、それぞれの特性を生かし、緊張関係を維持しながら、政策をめぐる論点、争点を明確にし、競い合い、協力し合うことを常に意識し、良好な町政を運営しなければならないと規定されています。

議会は行政のチェック機関と言われますが、近年、全国的に行政の首長の行き過ぎた職権の乱用が問題となり、議会がチェック機能を果たす役割も重要となっております。ただ、いわば行政の行き過ぎを抑制するという意味合いで、全ての事業、施策のチェックに終始することは、決して好ましいものではなく、互いの信頼がなければ町民の福祉の向上を達成し得ないと考えます。簡単な表現での的を射ていると思いますが、議会と行政は車の両輪のごとくという姿がまさに健全な状態と考えます。すなわち、同じ方向に向かおうとしたときに、片方が突出しても早く進むものではなく、車輪の一方が大き過ぎても、小さ過ぎても、真っすぐ前には進まない。そこには信頼関係が必要であるということだと考えます。

行政は、執行権を乱用するものではなく、住民と議会に対する説明責任をしっかりと果たすべきものであり、議会は議員が個々に執行機関へ疑問点をただすこと終始することなく、施策について議論を重ねる過程で政策を深く理解し、住民に対し説明を行うとともに、議会としての合意形成を図っていただくことが重要であると考えます。よりよいまちづくりのために議会と行政は常に緊張感を保ちつつ協働し、お互いに与えられる役割を機能させが必要だと感じております。

次の住民参加を越えて、住民主体に至るにはという御質問にお答えします。

多様化する社会環境に対応するため、自主・自律のまちづくりを推進する行政運営の手法

として、住民参画による協働体制を構築する環境づくりが必要であります。本町におきましても、情報公開条例の制定、パブリックコメント制度の創設、会議の公開と会議録の公表、委員公募、各種計画策定の際の町民アンケートの実施、ワークショップの開催など、その体制づくりに努めてまいりましたが、制度自体が町民に十分に周知されていない状況もございます。また、行政運営の過程では、施策に関して住民と行政が論議する機会や住民の声を反映する場面づくりが多少不足していることもあったものと感じております。住民の主体的な参画の気運を醸成するためには、的確な情報提供や様々な活動に対する支援が必要となります。

特に本町のような基礎自治体は、これからの中づくりにおきましては、ボランティアや地域コミュニティなどの積極的かつ主体的な参加がより一層重要になり、中づくりを進める上で欠くことのできない大切な要素となります。また、少子高齢化や人口問題など、全国の中間地と共通の課題も抱えていることから、地区によっては、様々な場面において住民主体の中づくりが困難な状況に直面することが近い将来出てくることも懸念の一つにございます。

この状況に対応するためには、いきなり住民参加から住民主体という議論も必要かと思いますが、まずは行政と住民のそれぞれの役割分担と協働による中づくりを推進するためのシステムの強化、住民の自主的な中づくり活動に対する支援や各種制度の普及啓発が必要と考えます。

また、地域の特性を生かした個性ある中づくりを進めるためには、計画段階からの住民参画の機会の充実、ともに中づくりを行う関係の構築に努める必要があり、地域を担う人づくりが非常に重要であるという認識のもと、各種研修会などへの住民が参加できる機会の充実、中づくりを支え、様々な分野で活動する人材育成と地域ネットワークの形成を図るとともに、ボランティア、NPOの活動を促進するための環境づくりが大切と考えております。

また、議会におきましては、議会基本条例の第7条において規定されております、議会は町民に対し積極的に情報を発信し、説明責任を果たすこと、全ての会議を原則公開し透明性を確保すること、公聴会制度及び参考人制度を活用し、町民等の意見を聞き議会の政策形成に反映させることなど、第7条に規定されております6項目を実施していくことが、住民と議会の意思疎通を充実させ、議会を活性化させるとともに、住民の行政への参加意識を醸成させ、住民主体への段階に引き上げる道だと考えております。

以上であります。

○副議長（中田隆幸君） 再質問を許します。板谷信君。

○12番（板谷 信君） ただいま答弁いただきました。

幾つかこの答弁について意見を申し述べていきたいと思いますけれども、まず最初のところで、一番基本的な部分のところですので、ちょっと触れておきたいなと思うのは、ただい

まの答弁の中で、住民参加から住民主体というようなことは、いきなりはできなくてだんだんしていくよというような答弁がありました。ここの部分のところの認識というのがまさに一番問題じゃないのかなと思います。最初、私が質問する前のところで、この町政は誰のための町政なんだという投げかけをいたしました。まさにそれは町民のためだよということは教科書にも載っていますし、一般的にはそう言われるんですけども、では本当にそういうような理解のもとに町政がなされているのかなというところに問題があり、また私があえて一般質問する理由もあります。そういう点においては、まさに住民参加という、何か行政とか議会のお仕事を住民も参加して協力するだよというような認識に捉えられる部分があるんですけども、そうではなくて、住民が行う町政について議会も、また行政も、それに協力していくんだと。そして3者相まっていいまちづくりをしていくんだというような、最初のところの認識というところもすごく大事な部分じゃないかなと、そんなふうに思います。

質問をいたします。

住民が町政に主体として参画する。重要な事項は自分で決め、結果責任も住民が負う。これを柱として、行政や議会の位置づけを決めていく必要があるのではないか。それは、行政と議会が町政の意思決定を独占する、単純な二元代表制を超えたものであると私は思います。

議会基本条例の活用という段階では、まだ条例が町の意思決定のルールを定めたものであるから、この制度にいかに住民主体を可能な限り盛り込んでいく、これが今必要なことではないかと思います。これらを実現していくためには、実際には幾つかの障害があります。

私、考えるに、一つは選挙等で行政とか議会に任せてしまうけれども、その結果については納得はしないという町政に無関心な多数の住民、そして反対に町政に強い関心を持っているが、少数で自己の価値観に固執し過ぎる住民、このような住民という部分のところが調整を発展させていく一つの障害にはならないかなという部分。それから、議会の部分のところでは、議会の議員が一人の議員というところから抜け出せずに、議会の中の議員、議会という組織の中の議員なんだよという部分のところへまでなかなか上がってこられない、こういう議員の存在。そして、町長の部分では、町長は町長選を当選するんですけども、当選したというのは決して町民の白紙委任ではないという点。当選したことによって民意をもう町長が独占しているんだというような認識を持たれることは非常に危険じゃないかなと、そんなふうに思います。

これらの障害をどうして乗り越えていくかという部分。住民も議会も、そして町長も、どうしてこの課題を越えていくかという部分のところをしっかりと考えていかなければならぬと思います。確かに町長の答弁のところにもありましたように、パブリックコメントとか公募による委員会、いろんな方法、また議会の方としても意見交換会などによって住民の意見を聞くという部分のところも考えてはいるんですけども、それらは町民の人数としては本当に少ない人数しかありません。ですから、その部分はそこの部分で大切な部分ですけれども、本当の意味で民意を町政に反映するという部分においては、それだけでは全く足り

ない部分というふうに私としては認識しています。

具体的に町長にお伺いします。

この町政に無関心層が物すごく多いと。ここの部分のところは、これによって住民の多くが町政に無関心であるということがどういうふうに町政に弊害を及ぼすのか。ここの部分について町長の答弁を伺いたいと思います。

○副議長（中田隆幸君） 町長、佐藤公敏君。

○町長（佐藤公敏君） 今、町の行政の意思決定についていろいろな問題点がございました。

その中で、最も大事な問題になるのかなと思いますけれども、無関心層、そういう方々にどのように対応していくのかという問題でございますけれども、まさにその民主主義というの、ルールとして民主主義そのものが抱えている問題もあるわけですが、現在の政治システムとしては、民主主義が最もベターだということで、世界的にその民主主義というルールがとられているわけで、その中でいろんな形がありますけれども、共通する問題は、その構成員が議論に参加するということと、それから、最終的には議論が分かれたとき、多数決で決する。そして多数決で決定したものについては、皆様がそれをよしとして、その方向で協力する。それが大きな前提だというふうに思っております。

したがいまして、町政に無関心であるということをこのまま、そういう方が仮にいらっしゃるとしたら、大変大きな問題だというふうに思っております。そういう意味で、町民の皆様方の意識を高めていただくような民主主義の根幹にかかる問題でありますので、そういうことが重要なのかなというふうに思っております。

いずれにしても、住民が主体性を持って議論に参画し、そして出た結論に向かって同じ方向で協力し合う、そういう中に川根本町の将来もかかってくるわけでありますので、何をおいても無関心層を少しでも減らしていかなければいけない。そのために町としては、その議論の判断材料といいますか、そういうものをしっかりと提供していくことが必要だというふうに認識しております。

○副議長（中田隆幸君） 板谷信君。

○12番（板谷 信君） ここの部分のところの町政に無関心な多くの住民がという部分のところは、決して住民の人を否定的に私、捉えているということではなくて、なぜ無関心な人が多くなつたんだという部分のところ、それについて行政は、そして議会は、そのことについて責任がないのかという部分のところを問いたいと思います。そして、それを問うことによって、住民主体の町政というものが進んでいく方向が出てくるのかなと、そんなふうに思います。

なぜ関心の少ない住民が多いと困るかという部分においては、やはり基本的に僕は、川根本町の住民の方の意識の高さ、そして平和的な考え方、そんなものは十分信じている部分だと思います。ただ、あるときに至っては、なかなかそういう形にあらわれてこないという部分。その部分はなぜそんなんだろうと言えば、それはまさに住民の町政への参加の部分が

少ない。少ないから無関心になると。そのために、それじゃ、行政や議会は何をすべきかの部分について、もう少し真剣に考えないと、1点においては、そのことによって町政が少数の意見によってどんどん流れていってしまうという弊害が生じてくると。その部分のところの危険性というものについて、もう少し町長の考え方をお聞きしたいと思います。

○副議長（中田隆幸君） 町長、佐藤公敏君。

○町長（佐藤公敏君） まず、なぜ無関心層が増えてきているのかというお話をございますけれども、日本の民主主義の生き立ちというものにもよるのかもしれません。要は、役場と議会に任せておけばというような風潮が今までにはあったかもしれません。ただ、ここ数年、住民の皆様方の意識はかなり高まってきたんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、要は、無関心層が多いということは、町として出した方向づけ、それに対して協力しようという意識も薄い、いわゆる積極的に参加する意識も薄いし、その出た結果に対しても、その無関心ゆえに生まれた結果であります、それに対して自分たちが無関心であったことに対する責任もとらないというような方向にいくわけでありますので。町民の皆様方全員がこの町の方向を決める。そこに責任を持っていただくような形。それは、どうしても議論に参加を求めていく。

現在の町としては、議員代表制をとっているわけでありますので、まずは議会での議論ということになりますけれども、その議会の議論の中に町民の皆様方の御意向、それから、施策を立案するに当たっても、町として町民の皆様方の意向をしっかりと確認していかなければいけない。そのときに町民の皆様方が御自身の意向を示すときに、本当に何ていいですか、真剣な気持ちで考えていただかなければならないわけでありますけれども、これはなかなか一朝一夕にそういう方向に意識が転換できるかというと、難しい問題もございますが、これは時間をかけてもしっかりとそういうものを町として地域の中に醸成していく、そういう努力を怠ってはならないのではないかというふうに思っております。

○副議長（中田隆幸君） 板谷信君。

○12番（板谷 信君） こここの部分のところで、やはり無関心な住民の方が多い、町政に余り関心を持たないという部分のところについては、やはり私としては、一番の原因は、町政そのものがわかりにくいという部分。わかりにくい部分については、やはり関心を持たないという部分があって、どのようにそこの部分をわかりやすくしていくかということが議会も行政もやっていかなければならん部分じゃないかなと、そんなふうに思います。この点については、後でまた述べたいと思います。

そして、先ほど述べた、なかなか住民主体の町政が動いていかない一つの障害の部分として、無関心な部分と、それから少数の意見でかなり固執したような意見があるという部分があつたんですけども、もう一つは、町長が選挙によって当選したことによって、白紙委任を受けたような気持ちになって、住民の意見をちょっと、私の意見が住民の意見だよみたいな部分が出てくる危険性の部分もあると。

佐藤町長がそうだとは決して言いませんけれども、そこら辺の部分のところで、そういう町政ですよね。首長のそういう体質というものの怖さについて、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○副議長（中田隆幸君） 町長、佐藤公敏君。

○町長（佐藤公敏君） 最近、トップのリーダーシップということが盛んに言われるわけありますけれども、課題の多い市町を見てみると、強烈な個性ゆえに問題を生んでいるという事例もあります。したがいまして、確かに選挙で当選はして、支持を得て当選するわけでありますけれども、何と言いますか、その人の独断で物を進めては、決していけないということだというふうに思っております。私の場合、どうかするとリーダーシップが弱いというふうに見られているわけでありますけれども、私としては、皆様方からの声を聞いて、そういうものの中から施策を判断していきたいという、常々そういう思いでいるものでありますから、そういうところが若干弱く感じられるところかもしれません。

それから、先ほどの質問とかかわってくるわけでありますけれども、住民の皆様方の無関心、そういうものを何でいいですか、一つ前に上げていこうというような思いもございまして、平成22年度に地域振興交付金事業ですか、そういうものをやってきたわけです。それはこれから人口が減少していく中で、各地域のコミュニティ、そういうものをしっかりと引きずなを強めていかなければならぬ、そういう思いの中で、その地域の中で抱える問題を自ら課題として拾い上げて、それを解決するために町として応援もしていきたいと。そういうことの中で、アドバイザー的な形として、アドバイザー職員、そういうものを地域に張りつけて、地域の皆様方との協働の中で、その地域の課題を処理しようというような試みもしてきたわけであります。これらについても、今後も地域と、それから行政が強く結ばれていく、そしてそういうものが施策に反映されていく。そういうことにつながるようにしていきたいというふうに考えております。

○副議長（中田隆幸君） 板谷信君。

○12番（板谷 信君） 町長の答弁にあったように、住民と、つまり民意と、それから町政との距離をどんどん縮めていくという部分においては、各地域にある自治組織、また集落、ここの部分のところをいかに機能させていくかということは物すごく大切なことだと思います。個人だけを狙うんではなくて、それが一つの、もうきっちりとした歴史も持っている、また、民主的な組織がそこにあるということは、この川根本町にとって物すごい大切な財産だと思います。そういうものをお願いもし、また、集落の方から積極的な参加によって町政をやっていくような形にすると。そのためには支援もするし、また指導もするし、また職員が一人一人がその集落に進んで入っていくと。入っていって集落の方と一緒にになって町が地域づくりを行っていくという、ここの部分のところはすごく大切な部分じゃないかなと、そんなふうに思います。

それと、先ほど言ったように、なぜ住民の方が町政に関心を持つてもらえないかという部

分については、やはり先ほど申したように、町政がわかりにくいという部分、どうしてもわかりにくい部分については関心も薄くなると。逆に言うと、関心が薄いことによって変に動き出してくる部分もあって、それは当然住民にとって悪い結果をあらわします。本当に風通しのいい町政、そして誰もがいつでも自分の意見が言える。そしてそれがそのまま町政に通っていくという町であるならば、どのような町になっても、この川根本町がおかしな町になる、また混乱を生ずるような町になるということはないと思います。そういう点において肝に銘じて、住民主体の、そして風通しのいい町政というものは実現していかなければならぬんじゃないかなと、そんなふうに思います。

わかりやすい町政という部分のところで、議会も入った中でのことですけれども、議会の方としても議会基本条例の中でも定めましたけれども、予算審査、決算審査、それから、町長の方から出てきた施策の提案等について、議会としてはしっかり議論していきたいという考え方があります。

そんな中で、今定例会のところで決算審査がなされまして、そのところで考えたのは、今までのような決算審査を少し変えていこうと。款項目だけでやる、何か生きた人間を手は手、足は足みたいな形で切ってしまって、そしてそれを並べるようなやり方では、その人の人格なんか見えてこないと同じように町政も見えてこないという認識の中で、事業という形の中で、事業単位で評価したりしていこうと。そして、評価するためには、まず行政の方から、私たちはこういう事業をやりましたと。やりましたけれども、ここはうまくいきましたけれども、ここはまだ不十分ですというようなものも行政の方で、担当の方で出してもらって、それに乗っかって議会の方は、議会の外部評価をしていくというような形で、それが相まってなって、そしてそれが予算につながっていくというような形で、事業単位で行うことによって、少しあは住民の方に町政がわかりやすくなってくるのかなというような期待を込めて、今、決算審査では実験的な部分ですけれども、やってもらいました。また、この後、決算特別委員会の委員長の報告もありますので、そのところでも見えてくるところだと思います。

そんなふうにやってきた中で、決算審査については今言ったんですけども、私たちが一生懸命1週間やった決算審査の結果の部分のところは、今度は3月の予算につながっていくと。予算のところでもまた同じように事業単位でわかりやすい審査、検討がなされれば、それが、ひいては住民の方に町政がわかりやすいというものになっていくのかなというふうに思っています。

その点について、町長にお聞きしますけれども、決算の部分はこちらでやりましたけれども、それが来年度の予算にどういうふうに生きてくるのか。それで、来年度以降にどういう事業をやっていきたいと思うのか。その部分のところを今度は、今まですごく抽象的な議論になっていましたけれども、具体的なところで、町長がこれからの町政、一番近い1年後、またもっと長い何年か、3年後、4年か後の中でも、町長がどのようにこの町政、それから

事業を行っていきたいと思っているのか。この点について具体的な答弁をお願いしたいと思います。

○副議長（中田隆幸君） 町長、佐藤公敏君。

○町長（佐藤公敏君） 今回、決算審査に当たって、単に款項目節でパツツパツを取り上げての審査から事業、あるいはもっとさらに施策体系の中で予算の執行が現実的に効果を上げているのかというような一番レベルの上がった、今回はまさにそのスタートであったのかと思いますけれども、そういう方向になりつつあるということは、極めてこれからの町の行財政運営に当たって重要なことだというふうに思っております。

それから、ある意味での議会が外部評価なんだという、まさにそういうことだと思いますけれども、せっかくそういうものを今後どう次年度以降、町の行財政運営、あるいは事務事業の執行に当たって生かしていくのか、これが重要でございます。そのためにはしっかりと検証して、いわゆるP D C Aのサイクルが回るような、そういう形をしっかりと、今の行政改革も進めておりますけれども、さらに一段上に飛躍できるような形を考えいかなければいけないというふうに思っております。

それから、次年度以降ということでございますけれども、町は今までいろんな課題を抱えております。今回の24年度の決算の中で剰余金が多いというような議論も一部にあるわけでございますけれども、これは先ほど長塚議員の質問にもお答えしましたように、交付税がこれから、2町の分をいただいていたものが1町単位ということになるということで、今年度で見ても5億8,000万、いわゆる交付税が減っていく、そういう状況にございます。それから、いろいろな消防の広域化ですか、北部地域の簡易水道ですか、投資も予想される中でありますけれども、その中で、財政も、起債残高もこの数年間でかなり減らすことができましたし、基金の造成も進んできたということの中で、そして東京オリンピックも決まって、これから国全体が前向きに進んでいける、そういう状況の中で、私たちの町も世界農業遺産の認定を受ける、あるいはエコパークの見通しも立ってきた、そういう状況の中で、これからどういうことを考えていくのかということでございますけれども、北部、南部、そして中部といいますか、その地域バランスも考えながら進めていきたい。

まず、これはまだ未定の部分もあるわけですが、私が考えているということの中で、北部地域に当たっては小水力ですね。この長島ダムでの小水力発電、これに町としても取り組んでいきたい。現在伝え聞くところによりますと、国交省の中でも、今の予算要求の段階ということで、今町からも強力にお願いをしているわけでございますけれども、そういう可能性が出てきたということで、小水力をぜひとも、これはこれから先の町の財源確保という点にもつながってまいりますので、進めていきたいというふうに思っております。

それから、中部の地域につきましては、これから時代が、経済が伸びていくという前提を考えますと、ここに来ていただける人を増やす、そういう意味合いで、この地域の自然を楽しんでいただけるような、ある程度のエリアを持った地域を想定して、そこを自然型の観光

公園といいますか、ここを訪れる人が地域に親しんでいただける、なつかつそこで雇用も確保できる、新たな産業も想像できる、そういう部分を検討していきたいなというふうに思っております。

それから、南部地域になりますが、若者定住住宅等、住宅を年齢が来て退去して、その後の住宅がないために外に出ていかれるという事例もあるというふうに伺っておりますので、宅地の分譲ですかそういうものを考えていただきたい。そういう財源が現在調ってきているというふうな認識を持っておりますので、中長期を考えながら、これから川根本町の基盤づくりに取り組んでまいりたい、そう思っております。

○副議長（中田隆幸君） 板谷信君。

○12番（板谷 信君） ただいま具体的な施策について上げられましたけれども、今上げられました施策は、どれも本当に魅力のある部分で、これ、事業を失しない形でやっていかなければならぬ部分だなと思います。

時間的な制限もありますので、ここのところでは若干、一つは、この小水力発電というところがあったんですけども、もしかしたらうちの方も若干かかわってくるかもしれません部分もありまして、ここのところについてもう少し詳しい説明をいただければありがたいと思います。

○副議長（中田隆幸君） 町長、佐藤公敏君。

○町長（佐藤公敏君） 長島ダムの部分に関しては、まだ交渉中だというようなところで、いわゆる予算が決定しないと国としてもなかなかということもございますので、今回、地域に開かれたダムの全国大会が我が町で開かれますので、その折にその担当の係長もお見えになるということでございますので、ぜひロビー活動も怠りなく、ぜひ御協力をお願いしたいと思います。

それから、こういうものについては、例えば議長の地名地域あたりでも考えられるのかなというような思いは持っております。

○副議長（中田隆幸君） 板谷信君。

○12番（板谷 信君） ありがとうございました。

それと、幾つかあったんですけども、住宅問題の部分のところ、定住政策。これは議会の方も一番力を入れてもう何年もやっているというところで、いろんなところへ視察にも行ったんですけども、その中でも若干限界を感じていた部分のところは、もう少し行政が前へ出ないとなかなか進んでいかないよという部分があります。そしてまた、行政が手を出すことによって、民間ではなかなか難しい部分のところが行政だとある程度前へ進んでいくと。そして、行政と住民と民間とうまく連携をとりながらやっていくことによって、定住政策が進んでいくという部分があるんじゃないかなと、そんなふうに思います。

その点においては、先ほど言った分譲住宅の部分のところは、まさに今までのようになんさんからBさんへ移るのを、情報だけを、空き家なんかの提供をするよという行政の範囲から

もう一步前へ進んで、分譲住宅をつくるとか宅地造成をするとかという中で、今度は町が主体となって必要な人にそれを提供していくという部分については、この事業としては物すごく魅力もあるし、多分定住政策を進め、また人口減を減らしていくにはこのぐらいのことをしないと多分実効性がないんじゃないかなと思いますので、この点についてもう少しお聞きしたいと思います。

○副議長（中田隆幸君） 町長、佐藤公敏君。

○町長（佐藤公敏君） 空き家バンクもスタートしたわけでありますけれども、これらも議長がおっしゃるように、一歩行政が前に出ないとなかなか実効が上がらない、そういう状況もございます。したがいまして、場合によっては空き家を町が取得して、それをリフォームして販売すると。そういうところにまで手を伸ばしていく必要があるのかなということを考えております。

宅地分譲にしても、土地の選定、あるいはその宅地を求めるという点があるわけですけれども、そこら辺も議長、ある意味で詳しい情報も持っているらしくやるかというふうに思いますので、皆様方の知恵をおかりしながら、そういう一歩も二歩も前に出て、定住化対策、あるいは交流人口の増加が図れるような施策を講じていきたいというふうに思っております。

○副議長（中田隆幸君） 板谷信君。

○12番（板谷 信君） 今回の一般質問でもかなり前向きな姿勢、また前向きな事業を紹介していただいたなど、力強く思っています。

総じて言えるのは、やはり町政というのは民意を反映したものでなければならない。それはなぜ民意を反映したものでなければならないかというと、それは何度も言うように、住民のための町政だからです。住民は単なるお客様ではなくて、まさにその主体そのものであります。そして行政が、そして議会が、大多数の住民の方のより多くの意見というものを集約できさえすれば、この川根本町が混乱に陥ったり、それから間違った方向に行ったりすることは決してないというふうに信じています。

これで私の質問を終わります。

○副議長（中田隆幸君） これで板谷信君の一般質問を終わります。

ここで休憩としたいと思います。

議事の進行を議長と代わりたいと思いますので、お願いいいたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時11分

○議長（板谷 信君） それでは、会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

2番、中澤莊也君、発言を許します。2番、中澤君。

○2番（中澤莊也君） 皆さん、おはようございます。2番、中澤莊也です。

一般質問通告書に従って質問をさせていただきます。

1つ目の質問はゆるキャラを活用したまちおこしについて、2つ目の質問は川根茶の生産基盤の強化についてであります。

今、世を挙げてゆるキャラブームであります。滋賀県彦根市のひこにゃん、熊本県のくまモンなど、多くのゆるキャラがまちおこしのシンボルとして活躍し、その経済効果も絶大なものがであります。一例を挙げれば、2007年の国宝彦根城築城400年祭のマスコットキャラクターであったひこにゃんのもたらした経済効果は338億円にも上ると言われています。彦根市の知名度の低さや交通の便の悪さもあり、主催者は入場者の数を20万人と見込んでいたところ、ひこにゃんの効果で入場者は予想を大きく上回る78万人に達しています。また、今や絶大な人気を誇る熊本県のくまモン関連商品の売上高は、昨年の1月から6月までの間に118億円であったという記事がインターネット上に公開されております。

ゆるキャラのもたらすものは経済効果だけではなく、その一番の効果は地域住民の郷土愛の高揚を促すことだと言われています。また、自治体にとって行政のメッセージが伝わりにくい子供や高齢者に対し、キャラクターを通じて簡潔にメッセージが伝わりやすいとも言われています。

そこで、以下のことで町長の考え方を伺います。

平成24年の産業文化祭でオチャッピーと命名されたゆるキャラを産業文化祭だけのイメージキャラクターにとどめることなく、川根本町、川根茶等のPRのために活用していく考えはないか。表彰登録してオチャッピー関連の商品、例えば携帯のストラップ等を開発していく考えはないか伺います。

次に、川根茶の生産基盤の強化についてであります。

生産基盤の強化なくして良質の川根茶の生産は望むすべもなく、川根茶としてのブランドも維持していくことは困難と考えます。町においては、32.7ha余りの耕作放棄地の減少を図るため、地域を挙げて取り組んでいる体制づくりを耕作放棄地再生利用対策事業として再生利用、営農定着、保管施設設備、基盤整備、植栽等に補助金を交付して支援されていますが、耕作放棄地になるおそれのある茶園を共同で維持管理している製茶協同組合等に対する支援がないように思われます。

そこで、川根茶の生産基盤の強化という面からも、放棄茶園になる可能性のある茶園を共同で維持管理している製茶協同組合等に対し、何らかの支援をしていく必要があると考え、このことについて町長のお考えを伺います。

以上2点、よろしくお願いします。

○議長（板谷 信君） ただいまの質問について町長の答弁を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤公敏君） 中澤議員の御質問にお答えいたします。

ゆるキャラを活用したまちおこしについての御質問でございます。

川根本町産業文化祭のゆるキャラとして誕生しましたオチャッピーは、産業文化祭の事業として平成23年度にデザインを公募したところ、町内外から20点の応募があり、産業文化祭の来場者の投票によりデザインが決定されました。翌24年度には名前を公募したところ、町内外から296点の応募があり、同じく投票により決定されました。

このゆるキャラにつきましては、本年度予算において着ぐるみ作製費を認めていただき、産業文化祭実行委員会において製作を発注をしております。完成は10月下旬の予定であり、11月3日に開催を予定しております産業文化祭において、皆さんにお披露目をする予定であります。

オチャッピーにつきましては、産業文化祭のイメージキャラクターですが、これから活用としましては、先般開催しました産業文化祭実行委員会においても広く活用していくならという意見もいただき、町のPRやイベントなどに活用していきたいと考えております。商標登録し、商品開発をしていく点につきましては、現在のところは考えておりません。

次に、川根茶のブランドを維持していくための生産基盤の整備、強化についての御質問でありますが、生産基盤の整備強化は重要なことであると考えております。

そのため町としても国の強い農業づくり交付金事業による緑茶加工施設の整備や農業経営体質強化基盤整備事業による防霜ファンの更新等に取り組んでまいりました。また町単独事業として、特産物振興事業による茶園改植や、茶業施設等整備強化事業による乗用型茶摘採機などの省力化施設整備や製茶機械の新設、更新などの荒茶加工施設整備に対し支援をしてまいりました。引き続き茶の生産基盤の整備、強化に取り組んでまいる所存であります。

御質問の共同体による茶園管理等の支援については町としても必要と考えており、多面的機能を持つ茶園の維持確保対策事業や耕作放棄地再生利用対策事業、中山間地域等直接支払交付金事業に現在取り組んでおります。これらの事業は耕作放棄地の発生防止や農地としての再生、茶園の維持保全に大きく貢献しており、国や県に対し引き続き事業の継続を要望していきたいと考えております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 再質問を許します。2番、中澤君。

○2番（中澤莊也君） それでは、再質問をさせていただきます。

今、町長の答弁の中から、産業文化祭の実行委員会の中でも、やはりこのキャラクターを非常に広く町のPRのために利用していきたいというお話があって、大変うれしく思いますし、これについては、例えばこのキャラクターをお茶屋さんとかが自分の封筒ですか、そういうものに利用することについて可能であるかどうかということをまず伺いたいと思います。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） オチャッピーについて、これをお茶の宣伝と、市場開発等もあるん

ですけれども、それらについて活用していくかという御質問でありますけれども、一部の方は御存じかと思うんですけれども、お茶とこのオチャッピーの名称というのは、江戸時代からの一つの風習の中で、風俗的な意味合いというようなものも理解する方もおられます。そういう中でお茶とのつながりをつけるというのは、一部の方についてはそういうものについての抵抗がある方も当然あると思います。ですから、今現在の中で、お茶との関連性をうたうということは考えておりません。

○議長（板谷 信君） 2番、中澤君。

○2番（中澤莊也君） 今答弁いただきまして、私もオチャッピーということで、このキャラクターを見て、非常にかわいらしい、おしゃめな、川根茶のイメージアップに非常につながるではないかという判断をしていました。今、副町長の答弁の中で、いわれがあるということですが、そこまで考える必要があるのかというような疑問もあります。

ですので、再度、川根茶のPRということでもこのゆるキャラを利用していくという考えを町の方で考えていただきたいと思いますが、もう一度その点について町のお考えを伺います。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 中澤議員が言われたように、これを応募してくださった方は純粋にそういう気持ちで出していただいたということでありまして、審査の方もそういうことを考慮されておるんですけども、ただ、例えばお茶についてですけれども、古い時代の中には、お寿司屋さんがあがりという言葉を嫌うわけですよね。これはあがる、あがって風俗を楽しむというときに最後にお茶を出すと、これがあがりだということで、これをいまだに大変嫌う方もおられます。

そういうことを考えていきますと、やはりそういう方々の少数とはいえども意見も尊重しなければならない。こういうことで、かえってそのことが悪い方向にいく場合も懸念されることもありますので、全体的にそういうものが全てがクリアできればそういうことも考えられますけれども。

ちなみにオチャッピーという名称ですけれども、チャッピーというのは静岡県の生きがいと健康づくりの、そういうキャラクターでもあります。それから以前、テレビ放送などでは明石家さんまがチャッピーというようなキャラクターを使ったというようなこともあって、なかなか混同されやすいというかですね、そういう効果があるかどうかということも検証していくかなければならないと。今現状の中では、ちょっとこれを町の公式マスコットとして大々的にやっていくということは、ちょっと厳しいんじゃないかというふうに判断しております。

○議長（板谷 信君） 2番、中澤君。

○2番（中澤莊也君） 今、町の見解ということで、公式的にイメージキャラクターとしていくのは難しいというお話がありました。

先ほど町長の答弁の中で、商標登録は考えていないということですが、町の方での商標登録が無理であれば、これをしたいという方がいて、これを商品として出してみたいという方があった場合、まず問題になるのは知的財産権であります著作権の問題。それについては、著作権はどこに所属して、その商標登録をするに当たっての障害というものをどのように考えているのか伺いたいと思います。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 先ほども申し上げましたように、商標登録等を行うという現在考えを持っておりませんので、これはお茶づくりをされる方々がその個人の任意の中で使われるということであれば、それは自由であるし、またそういう方々が商標登録を自らの中においてされたいということであれば、これは町の公式マスコットという形ではなくて、産業文化祭のイメージキャラクターという形でやっていきますので、そういう点は、もしさういう方々がおるということであるならば、それは登録権という問題はクリアされていくんではないかと思いますけれども、町としてそうするかということは、先ほど申し述べたとおりであります。

○議長（板谷 信君） 2番、中澤君。

○2番（中澤莊也君） この公に公募されていますので、多分著作権というですか、このものについては町が持っているということですので、町が認めれば、これはどういうものに使っても構わないという考え方でしょうか。その辺について伺いたいと思います。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） どういうものに使っていいかということを、それについてはちょっと、私はですね、想定がしづらいということがありますので。もし差し支えがなければ、それはちょっと具体的に申し上げていただければと思います。

ただ、一般的にその、ちょっと好ましくない状況の中において使われるということになれば、それは抗議もしますし、同じかぶる中においてはですね。そういうことはしていかなければいけない、それは当然のことだと思いますけれども、ちょっとその想定がわかりかねます。

○議長（板谷 信君） 2番、中澤君、具体的に。

○2番（中澤莊也君） それでは、具体的、例えばお茶のイメージとしてはまずいよ、ということで、このオチャッピーの名前のいわれということで副町長は説明をされました。これをイメージキャラクターとしてお茶の宣伝に使いたいという方があって、町はそういうもの、町がこれ著作権を持っていれば、町が審査をして、このイメージキャラクターを使ってもいいよという判断をされると思います。例えば熊本県のくまモンにしても、商品を開発したい方については、そのものがそのイメージを壊さないものであれば、誰でも自由に使えるというようなことが言われていますので、その辺について、町の方でしっかり審査をされて、町の方で認めてくださるということがまず肝心だと思いますが、これをお茶屋さんの中でも使いたいという人が、やっぱりあるわけです。ですから、そういうことが町の判断でクリアで

きるかという、その点について質問をさせていただきました。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） まずは応募された方が産業文化祭のイメージキャラクターとして応募された。そしてその審査を経たことがありますので、まずはその点を十分御理解いただきて、それに対する御協力をいただくということと、当然アイデアを提供してくださった方々の意思等もありますので、そういう点を十分くみ取られた上で、その方々が使用されることをですね、イメージとしてこれが産業の発展というですかね、そういうものにつながっていくものと、そういうことで理解されるなら、それは全く拒むことはないというふうに思いますけれども。

ただ、いろんな理解の中で、それが最初の理想というんですかね、理念はそうであっても、全くずれていく場合もありますので、そこの辺はしっかりとチェックしていかなければいけないというふうに。

あくまでもこれは産業文化祭のイメージキャラクターであるという点が第一原則で、それで募集していますから、ただ、そういう中において、活用として、町の産業文化祭ですから、産業等に貢献できる、そういうものであるならば何ら拒むところはないんではないかというふうに思いますけれども。

○議長（板谷 信君） 申請したら使えますかというすごく仮定的な質問になっているもんで、町の方としても出てきたら検討するという答弁になっていますもんで、これ以上はもう無理なのかなと思いますけれども、もあるなら質問は許します。2番、中澤君。

○2番（中澤莊也君） 今、副町長の方から説明していただきました。これが、今、仮定ですけれども、使いたいという方が出てきていたら、町の基準を設け、町の考えに合ったものということならば、積極的な利用を認めていただきたいというのが希望であります。

次に、あ、議長。

○議長（板谷 信君） 2番、中澤君。

○2番（中澤莊也君） 次に、2点目の質問をさせていただきます。

先ほど町長の方から、町の耕作放棄地の解消のために産業課を中心に様々な事業を展開していく、これからも中山間地の直接支払い等については国・県の方に強く要望していくという答弁をいただきました。

まず、この中山間地の直接支払いの現状、課題ということについて、まず伺いたいと思います。

○議長（板谷 信君） 産業課長。

○産業課長（鳥本宗幸君） 中澤議員の御質問にお答えいたします。

中澤議員の中山間地域等直接支払交付金事業でありますけれども、この事業は、国が行う事業でありますけれども、中山間地域において適切な農業生産活動が継続的に行われるよう、農業生産に対する中山間の不利を補正するための支援を行い、農地の多面的機能の確保を図

るために行われているものです。これを行うことのできる事業主体は、集落協定を締結した農業者等であります。これには第三セクターであるとか農業協同組合、生産組織、特定農業法人等が含まれます。交付金は、10a当たり1万1,500円が支払われるということになっております。

現在のところ、この中山間地域の事業を受け取れる地区の畠の斜度等が規制がございます。このことについても26年度がこの交付金の第3期の期間になっておりますので、町長の答弁にもございますように、事業の継続並びに傾斜度等の要件緩和を要望していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 2番、中澤君。

○2番（中澤莊也君） この事業は非常に成功されているという事例がございますので、町長の答弁、今、産業課長の答弁にありましたとおり、26年度でとりあえず終了だということですので、継続して強く要望していただきたいということと、傾斜度の関係で、やはり使えない農地がありますので、その辺についても国の方へ強く働きかけをお願いしたいと考えております。

その中で、生産基盤の整備と人材育成という面も含めて農地の保全という、これは平成22年3月に作成されました川根本町環境基本計画の中で、経営規模の拡大や作業効率の向上、耕作放棄農地や遊休農地を増加させないために、農協等と協力して農地銀行の業務を拡充するなど、より一層の農地の有効活用を推進しますという項目がございますが、具体的にこの農地銀行の業務を拡充するという点について御説明をお願いしたいと思います。

○議長（板谷 信君） 産業課長。

○産業課長（鳥本宗幸君） 中澤議員の御質問にお答えいたします。

現在のところ、町として農地銀行の業務はとり行っておりません。この受け皿としまして、現在、農業委員会による耕作放棄地等のあっせん、それから人・農地プラン等による担い手等への集積を現在進めておるところであります。

なお、情報としまして、国は農地の中間管理機構の立ち上げを平成26年度以降計画しているようありますので、その情報については注意深く収集をしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（板谷 信君） 2番、中澤君。

○2番（中澤莊也君） 今、産業課長の説明がございました中で、農業委員会における耕作放棄地の普及というですか、情報の提供という点について、もう一度詳しくお願いしたいと思います。

○議長（板谷 信君） 産業課長。

○産業課長（鳥本宗幸君） 農業委員会の業務としまして、農地の利用集積等を図るという業務がございます。本来であれば、そこで農業委員会の委員さんが貸し手、借り手の仲立ちを

してそれぞれうまく耕作を図っていくというような仕組みになっております。ただ、残念ながら、現状を言いますと、貸し手側が非常に多くて借りていただける方が非常に少ないとめに、そのところで耕作放棄地化する可能性がございます。

先ほどの答弁にもありますように、国の農地の中間管理機構等がどのような制度になるかまだ詳細がはっきりしておりませんけれども、その情報を注意深く見守りながらこれからの農地保全等に取り組みたいと思います。

以上です。

○議長（板谷 信君） 2番、中澤君。

○2番（中澤莊也君） 耕作放棄地は非常に川根本町、川根茶にとって大きな問題でありますので、この今言われた中間管理機構ですか、その設置についてアンテナを高くして情報の収集に努めていただきたいというふうに考えます。

最後になりますが、環境基本計画の中で地域共同体等による農作業受委託の仕組みづくりを進め、様々な形での新規就農のあり方を検討しますという項目が載っておりますが、これについて詳細を説明をお願いします。

○議長（板谷 信君） 産業課長。

○産業課長（鳥本宗幸君） 農作業受委託の仕組みづくりと新規就農のあり方ということでございますけれども、まず新規就農を希望する方につきましては、県や農業振興公社で行うがんばる新農業人支援事業という制度がございますので、そういう事業のPR、また、新規就農を希望する方については、就農についての相談、また独立自営就農後の相談支援などに取り組んでいきたいと思っております。

もう1点の農作業受委託の仕組みですけれども、これも耕作放棄地解消についての非常に大きな問題と考えております。これからは農作業のこの受委託のできるような組織の立ち上げであるとか、また新規就農を希望する方、町内だけでなく町外等にも呼びかけながら、広く新規就農者等を拾い出していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 2番、中澤君。

○2番（中澤莊也君） 今答弁いただきました。農作業受委託の仕組みづくりというのは喫緊な課題だと考えますので、組織の立ち上げ、今言われたように町内外を問わず農業をやってみたいという方を募集していただきたいと思います。

やはり農地が荒廃するというのは、しいて言えばとりもなおさず地域の疲弊ということにつながりますので、耕作放棄地が出ないような対策を強く要求して、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（板谷 信君） これで中澤君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開は10時50分とします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時50分

○議長（板谷 信君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

10番、鈴木多津枝君の発言を許します。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 皆さん、おはようございます。といいましても、大分時間がお昼どきになりましたけれども、ただいま議長より指名されました日本共産党の鈴木多津枝です。

ただいまより通告に基づきまして一般質問を行います。

大きく2件の通告ですが、まず最初に、高齢者にも子供にも優しい安心・安全のまちづくりについて7点伺います。

1点目は、結婚・出産祝い金の増額、学校給食費の無償化、奨学金の増額と給付制奨学金の導入など、子育て負担の軽減を図る考えはないか伺います。

2点目は、大きな課題である川根高校存続のために、下宿や寮など生徒の受け入れ体制をどのように整えようと考えておられるのか伺います。

3点目は、若者住宅建設、宅地の分譲、民間賃貸住宅の家賃補助、空き家紹介などの定住促進策を講じる考えはないか伺います。

4点目は、学生や高齢者、障害者などを対象とした大鐵運賃補助を行う考えはないか伺います。

5点目は、洪水・地震などの自然災害に備えて、どのような要援護者対策がとられているのか伺います。また、家具の転倒防止や耐震補強などの補助の拡充や地区集会所、学校などへの太陽光発電と蓄電設備の設置など住民の命を守り抜くための防災対策を強める考えはないか伺います。さらには東海地震の震源域真上にあり、世界一危険と言われている浜岡原発の再稼働を認めないとする意思表示を行う考えはないか伺います。

6点目は、来年4月からの消費税増税の不安が高まる中、町民に身近な行政が町民の暮らしを守る防波堤となって、国保税や介護保険料などの目に見えた負担軽減を図る考えはないか伺います。

次に、大きな2つ目として、寸又峡温泉露天風呂の建て替えが進められていますけれども、こういう大量の給湯を要する施設へのバイオマス活用を進めて、森林整備や雇用の場の拡充を図る考えはないか伺います。

以上、多岐にわたる質問ですが、町長の前向きな御答弁を期待しまして最初の質問といたします。

○議長（板谷 信君） ただいまの鈴木君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

最初の御質問要旨にあります結婚・出産祝い金の増額を行い、子育て負担の軽減を図る考えはないかということですが、現在、当町では新しい夫婦の門出を祝福し、明るい家庭を築き、次代を担う子どもの誕生を祝い、もって定住人口の増と活力あるまちづくりのため、結婚祝い金として、婚姻届け出をした夫婦で、ともに町の住民基本台帳に登録されている者に対し、婚姻成立1組に対し5万円を支給しております。出産祝い金としましては、出生届により、住民基本台帳に登録された新生児の父または母で、第1子の場合2万円、第2子は3万円、第3子以降については、その都度5万円を支給するという制度を定めております。

平成24年度の実績につきましては、結婚祝い金は7件で35万円、出産祝い金は、第1子が15件で30万円、第2子は8件で24万円、第3子以降は10件で50万円の支出がありました。結婚祝い金と出産祝い金の合計では139万円の支出でした。

県内の他市町の手当、祝い金の経済的支援事業の状況ですが、県内では16市町が単独事業として様々な形で支援しております。結婚に対して祝い金の支援を行っているのは県内でも少なく、当町を含め2市町だけでした。他の市町につきましては、出産に対しての祝い金の支援がほとんどというのが現状です。この現状を見ますと、当町については結婚、出産に対しての祝い金としては、他市町と比較しても手厚く支援していると考えられます。このため、現制度を継続し、増額の考えはありませんが、子育ての負担軽減については他の様々な施策で検討していくかと考えています。

次に、学校給食の無償化、奨学金の増額等の問題でありますが、最初は私の方から答弁させていただきます。

教育委員会所管の学齢児童生徒の就学の立場から答弁します。

学校給食に係る経費については、学校給食法第11条により負担者が定められており、施設設備費、人件費は設置者である市町村が、その他の経費としての食材費は保護者が負担とされています。御理解いただきたいと思います。

次に、奨学金に係る質問ですが、多くの奨学金制度は、勤勉意欲がありながら、経済的理由により就学が困難な生徒や学生に対し、学習の機会均等を図ることを目的としております。

その運営は、日本学生支援機構や静岡県教育委員会をはじめ、学校法人や公益団体、民間団体など多岐にわたっています。また、交付を受けた奨学金の返済が不要な給付型奨学金制度もありますが、日本の奨学金のほとんどは返済が必要な貸与型奨学金であることが実情です。

川根本町では、川根本町育英奨学金条例で、向学心に富みながら、経済的理由により修学困難な状況にある生徒・学生に対し、奨学金を貸与する制度を定めています。制度の概要は、奨学金として月額1万円以内を交付し、償還期限は卒業後5年以内となっています。

これからも有為な人材を育成することの必要性から、生徒・学生の修学実情の把握に努め

ながら、必要に応じ制度の見直しを検討したいと思います。

次に、川根高校の問題です。

現在の川根高校の教育環境を見ますと、保護者や生徒の要望に十分応じ、生徒一人一人の個性を重んじ、生きる力を育む教育がなされていると思いますが、今後の生徒数の減少によっては、現在の教育の質を維持することが難しくなるのではないかと危惧されます。このことは、川根高校関係者からも聞かれ、早急に生徒増の対策を講ずる必要性を感じています。

川根高校では、本年度に入り生徒数確保の方策として、中高一貫教育連携中学校からの進学率を高めること、連携中学校以外からの志のある生徒の受け入れを進めることに取り組んでいます。その中で課題となつたことは、遠隔地からの生徒を受け入れ、お世話くださる下宿、食事等のことでしたが、今年の6月中旬に、徳山区、藤川区、水川区の皆さんに「生徒の下宿先募集」のチラシを配布し、下宿先を募りました。現時点では、具体的に下宿先の選定に至つてはいませんが、今後、川根高校同窓会と連携し、協力を得ながら、町としても積極的にかかわっていきたいと思っています。

次に、若者住宅建設等の問題です。

若者住宅建設については、現時点では新たに建設するといった具体的な構想はありませんが、当面は地名地区の若者定住促進住宅を基本としながら、民間住宅の空き家の活用など、町営住宅建設によらない環境整備を進めていきたいと考えております。

民間賃貸住宅家賃補助については、町内に住所のある方または居住しようとする方で、高校生以下の子を持つ子育て世帯等の方が民間賃貸住宅に居住する場合に、条件に応じて家賃の一部を支援するといった制度について検討をしているところでございます。

また、現在実施しております定住促進住宅建設事業費補助制度の拡充を図るとともに、関係課と調整を図りながら定住促進に努めていきたいと思います。

次に、宅地の分譲についてお答えします。

現段階で未利用となっている町有地や民有地で、宅地として適している場所を調査・整備し、定住希望者を対象として宅地分譲できるよう施策を計画していきたいと考えております。平成26年度に委員会を立ち上げ、場所の選定や規模、敷地の大きさですとか分譲数、それから事業主体等の計画案を策定し、計画案の認定後、事業計画案に基づいた実施設計及び事業主体の選定を実施し、造成工事と事業主体による宅地分譲販売を行えるよう計画していくと考えます。

次に、空き家紹介などの定住促進策について回答します。

現在、空き家については、平成20年度に実施した役場職員聞き取り調査により、約200件程度存在しているのがわかっています。しかし、この数字については、年数が経過していることもありますし、必ずしも明確でない数字ですが、今後も年々増加していくことが予想されます。

平成24年10月より空き家バンクのホームページを開設し、情報提供を始めました。平成24

年度に5軒の登録があり、そのうち2軒の物件が売買され、現在では3軒の登録がされています。

また、この事業に伴い、空き家改修事業費補助金交付事業を開始しました。この事業は、空き家登録バンクに登録された物件を購入または賃借した者が、町内の事業者により施工される当該物件の改修に要する費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付する制度であります、平成24年度は申請がなかったのが現状です。

課題といたしまして、現在のところ町内の空き家が実際どのぐらいあるのか明確に把握できていないのが現状であり、必要最低限の情報の把握が必要だと認識し、状況把握に努めていきたいと考えています。

一方、情報提供の場として、現在、第2期田舎で遊ぼう「家庭菜園講座」を実施しています。この事業は、田舎暮らしに関心のある都市部在住者を募集し、年5回程度の農業講座を開催する事業です。その中で空き家バンクに登録された物件の見学ツアーを盛り込み、情報提供を行っています。また、情報提供の観点から、町内の建設業から組織される古民家再生協会との連携も強化していきたいと思っています。

空き家の増加については町としても深刻な問題と認識しています。今後は当町が空き家を買い取り、改修を行い、希望者へ提供できるシステムの構築も含めて考えていきたいと思います。

次に、学生や高齢者、障害者などを対象とした大井川鐵道運賃補助を行う考えはないかという御質問でございます。

現在実施しております高齢者や障害者に対する大井川鐵道の運賃補助につきましては、まず、川根本町腎臓機能障害者通院費助成事業におきまして、いわゆる人工透析治療を行うため、大井川鐵道やJR等の公共交通機関や外出支援サービスを利用されて通院されている場合には、その交通費を実費の半額を助成させていただいております。

現在、町内では人工透析治療の方で助成事業を申請されている方が15名おりますが、そのうち大井川鐵道を利用されている方が3名、外出支援サービスを利用されている方が5名、自家用車を利用されている方が11名おります。総計が15名にならないのは、自家用車と公共交通機関を併用している方がいるためです。

次に、町内の精神の障害を持った方が社会復帰のための作業施設に通園する場合、その通園にかかる定期代の半額を助成するという、川根本町精神障害者施設通園費助成金交付事業という制度もありますが、現在はこの制度を利用して通園されている方はおりません。

このほか町の補助ではありませんが、障害者総合支援法に基づいて、障害者の施設に通所している方が大井川鐵道を利用されている場合に、大井川鐵道の御支援により、運賃を半額にしていただいている方もおります。

なお、大井川鐵道運賃との直接の関係はありませんが、外出支援サービスにつきましても利用料の割引があり、身体障害者手帳1級、2級を所持している重度障害者の方の場合は2

割引、相乗りの場合で2人の場合は2割引、3人以上の場合は4割引、さらにつき添いをされる方は原則無料となっています。

また、町の児童・生徒に係る通学費の援助につきましては、川根本町遠距離通学児童生徒通学事業費補助金の規定により、一定の条件を満たして大井川鐵道を利用されている場合に、その全額が支給されておりることは既に御承知のことと思いますが、県の特別支援学校に通学されている児童・生徒に対する通学援助におきましても、その家庭の経済状況、所得状況によりますが、により交通費の全額補助、半額補助、補助なしのいずれかという制度があり、大井川鐵道を利用された場合にも対象となるものであります。

以上、学生や高齢者、障害者などを対象とした大鐵運賃の補助について説明させていただきましたが、このほかの減免措置は特に考えておりません。

次に、洪水や地震への備えにつきましては、近年、ゲリラ豪雨や竜巻などこれまで経験したことのない様々な災害が日本列島を襲っております。当町におきましても今年の4月、平野部でしか起こらないと思われていた竜巻と思われる家屋被害も発生しております。このような中、災害から身を守るには町民一人一人が常に災害と隣り合わせであるという認識を持ち、自分の身は自分で守るという意識と日ごろの備えが被害を最小限に抑えることができるものと考えております。

このため、町ではまず自分の住む地域の災害リスクを知っていただくため、土砂災害の危険箇所を記載し、必要なときには安全な場所に避難していただくよう土砂災害ハザードマップを作成し、配布したところであります。さらに洪水時の浸水想定区域と円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、必要な事項等を記載した洪水ハザードマップを作成し、配布を計画しているところです。

地区集会所の耐震化や学校の非常時発電装置の配備は24年度で終え、集会所の発電装置につきましても、各地区で町の補助制度を利用して整備を進めているところです。さらに家具転倒防止に対する助成や、住宅の耐震化は多額な費用がかかるため、費用負担を抑え、御自分の命を守っていただくため耐震シェルターに対する助成を行っております。このように様々な自然災害に対する備えと補助制度を使っていただくため、さらなる広報活動も必要と考えております。

さらに浜岡原発の再稼働問題につきましては、今日の電力事情は老朽化した火力発電所を再稼働させ、ぎりぎりの運用がなされていると認識しております。燃料価格の上昇や環境問題などもあります。さらに日本がデフレを脱却し経済成長をさせていく必要など、様々な視点から考えていくべき問題であり、従来から申しているとおり、これは基本的に国が考えるべき問題であると思っております。

次に、消費税関係です。

消費税増税の不安が高まる中、国保税の負担軽減を図る考えはないかとの御質問ですが、消費税の増税が行われた場合、やはり町民への日々の暮らしに対する影響は少なからずある

ものと考えられます。

しかし、直接当町の国保税にどの程度の影響を及ぼしてくるのかは、増税後の経済の動向や被保険者の所得状況等の変化によって左右されてくるものと考え、現時点では確認することができません。

御質問の趣旨は、消費税増税が実施されて国保被保険者にかかる負担を国保税においては、一般会計からの法定外繰入金によって負担軽減を図る考えはないかというものと理解いたしました。

現在、当町の国保会計では、一般会計からの法定外繰り入れは行っておらず、保険税負担能力が低い低所得者に対する減免相当額を公費で補填する保険基盤安定制度のもとで保険税軽減分を、また、国保財政の健全化及び保険税負担の平準化に資するため、国保財政安定化支援事業費等を一般会計から繰り入れて負担軽減を図っております。

ただし、6月議会でも申し上げましたとおり、長引く不況の影響や地域経済の冷え込み、被保険者の高齢化等の影響を受けやすい国民健康保険の財政状況から、今後の方針としては、まずは被保険者1人当たりの調定額の維持など、一定の基準をもとに、後年の被保険者の負担の平準化をしていく方針で考えてています。

なお、急激な医療費の高騰などがあった場合などにおいては、支払準備基金の取り崩し等を検討し、支払準備基金の状況によっては、税率等の改正と合わせて一般会計からの繰り入れも検討しなければならない状況もあると考えます。

また、医療費の上昇を防ぐことは、国保税の調定額を低く維持していくことにもなり、被保険者一人一人の負担を軽減することにつながることと考えます。そのためには、特定健康診査や特定保健指導等の保健事業の充実を図ることも被保険者の健康維持増進につながって、結果的には医療費の高騰を防ぎ、国保税の負担軽減にもつながっていく重要なものと考えます。

次に、介護保険料についてお答えします。

まず、消費税の増税による介護保険料への影響はないと考えておりますが、介護報酬等につきましては、現在のところ詳細は確認できておりません。

しかし、消費税が上がった場合、町民への暮らしに対する影響は少なからずあるものと考えられますが、この介護保険制度は国・県・町の負担割合による歳入に加え、利用者の保険料により財源が確保されて運営されておりますことは既に御承知のとおりであり、現在の保険料は平成26年度までの3年間の計画に基づいて算定されているものであります。

この決められた保険料をいただくことで、この制度が安定的に運営されており、介護保険料を変更したり、新たな町独自の軽減制度を導入していくことは、現在の町の介護保険事業計画そのものを見直さなければならないことになりますので、現時点での介護保険料の変更は到底不可能なことであると認識しておりますとともに、来年度に策定されます第6期の介護保険事業計画につきましても、今期と同様に制度のルールに基づいた保険料設定をして

いきたいと考えております。

なお、介護保険料の負担を減らすということにつきましては、現在の保険料を見直すという方法ではなく、今後介護予防の面に全力を注ぎ、介護認定者の増加を抑えて給付費の増加を極力抑えていくことにより、結果的に保険料の増加を最小限に抑えることを目指していきたいと考えております。

次に、寸又峡温泉などへのバイオマス活用についてであります。

寸又峡温泉野天風呂等、大量の給湯を要する施設へのバイオマス活用を進め、森林整備や雇用の場の拡充を図る考えはないかという質問でございます。

議員がおっしゃるように、本町には寸又峡温泉をはじめ、4つの温泉施設や福祉施設等、大量の給湯を要する施設があり、燃料として重油や灯油等を使用したボイラーで温め給湯しています。

現在、全国各所で林地残材だけでなく、廃材も組み込んだバイオマスを活用した温泉施設の整備が計画されるようになってきましたが、まだまだその普及までには至っていないのが実情です。

しかし、重油等と異なり空気中の二酸化炭素を増加させない上、木材の有効利用につながることから、町では町民がまき等の燃料を使用するストーブ、ボイラー等の購入に対し、その一部を補助しているところです。

御提案の木質バイオマスボイラーについては、利点としては、熱利用は比較的小規模な利用から始められること、需要者も供給者も地元が主体となり、資金が地域で循環し活性化が図られることなどが挙げられるが、一方、課題として木質バイオマスボイラーは、熱需要に応じて出力調整ができない、使用する燃料の種類、水分含有量や形状、大きさなどによってボイラーの機種が異なるため、地域で生産できる燃料の質を勘案して剪定することが必要、エネルギー源である間伐材等の収集や運搬に要するコスト、また年間を通じて安定的に確保できるかなど様々な問題があります。

当町の森林整備は質の林業を目指しており、現時点ではエネルギー資源として大量の林地残材の供給は難しいものと思われますが、林業はもとより地域の活性化をさらに進めるためにも、本町に見合う木質バイオマスの利活用、例えば木質バイオマスボイラーを主体的には整備するのは困難であるが、重油等の補助として整備するなど、森林整備や雇用の場も含め十分検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 再質問。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） たくさん質問をしましたので、細かく答弁をいただきました。これから一つずつ質問を、確認をさせていただきたいと思います。

まず最初に、結婚・出産祝い金ですけれども、増額を考えていないという最終的なお言葉だったんですけども、町長も先ほど紹介されましたけれども、24年度今決算やったんです

けれども、予算が192万円に対して決算は139万円ということで、53万円残している。全部使っても139万円だったわけですから、私はこれをもし、2倍にすれば、結婚で5万円を10万円に、第1子が2万円を4万円、5万円とか、みんな5万円、10万円単位の補助にすれば、非常に効果的な使い方になるんではないかと思うんです。余分に使うようなことは絶対ありませんし、これが足りない状況が起きれば、むしろ町にとってうれしい悲鳴であって、ぜひそういう額の増加を考えていなか再度確認をいたします。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 確かに結婚された方がいただける額が多ければ多いほど家計の助けにもなりますし、好ましいことかとは思いますが、じゃ、その上げたから急に結婚が増えるのかという点も、必ずしもそれが結婚につながるかという問題もございますので、今現在他町との比較の中でも、うちの町は積極的に進めているという状況でもありますので、もう少し推移を見てみたいというふうに思っています。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 以前、子供の医療費の無料化拡充をと言ったときも、じゃ上げればそれが子供が増えることにつながるのかというような答弁をされたことがありましたけれども、私はすぐに増えないにしても、この町のPRをする事はできると思うんです。上げたというPRを町外へ発信することができる。そのことが大きな効果になるんではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 結婚の祝い金ばかりでなくて、その後の医療の問題ですとか子育て支援等の問題、もうもろもろ総体で考えていく必要があると思うものですから、そういうものの中で考えていく。それから、そういう部分についてもうちの町はある意味先導的に進めている方ではないかなというふうな自負は持っておりますけれども、そういうもの、総合的に住宅の問題ですとか考えていきたいなというふうに思っています。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） ゼひ前向きに今まででいいよと言うのではなくて、今までとは違う形で支援を強める、そういう意欲を持っている町だということを発信していただきたいと思います。

それで、次の小学校、中学校の給食費のことですけれども、先ほどの結婚・出産祝い金は増額をしても300万か400万ぐらいで済む額ですけれども、給食費の無償化ということでは予算が今年度が2,397万円ということで、決算になると200万円ぐらいは減るのかなと。決算で24年度も200万円ぐらい下がっていましたので、そういうふうに思うんですけども、未就学も24年度決算で156万8,000円あります、6人が滞納になっているということですけれども、非常に決算審査では滞納に対して厳しい意見が出るわけですけれども、私は確かに払えるのに払わないのは許されないことで、行政もそのところはちゃんと理解を求めて集

金をするということが大事でしようけれども、でも、本当に人に言えない苦しさとかがあるのかもしれないし、そのことによって、滞納しているということによって子供が本當につらい思いを学校でしているかもしれない。そういうことを思うと義務教育は無償という憲法の定めがあります。学校で食べる給食も食育という教育の一環だということを考えれば、無償化も検討すべきことではないかと思うんですけども、これには2,000万円ぐらいの予算を、財源を必要とするんですけども、町の大きな財源から言えば大きな問題ではないと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（板谷 信君） 教育総務課長。

○教育総務課長（藤森 敦君） 義務教育は憲法第26条第2項で無償であると規定されており、教育基本法第4条の12の本条の趣旨の具体的な内容としましては、国公立義務教育課程における授業料の不徴収と明記されております。また、教科書等については、別途教科書無償供与制度を設け、無償配布されております。

しかし、給食費については学校給食法第11条の2で保護者の負担とされております。したがって、義務教育は無償というようなことが憲法で書かれておりますけれども、授業料以外は原則有償ということで、給食費を無料とすることでは新たな財源が必要になってくるということもありますので、現行で考えております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 法律で定められていて、給食費は保護者の負担というふうになっているからできないのですか。それとも新たな財源が必要だからできないと考えるんですか、どちらでしょうか。

○議長（板谷 信君） 教育総務課長。

○教育総務課長（藤森 敦君） 前者法律に基づく規定であります。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 法律に基づく規定と言われましたけれども、無償にしてはいけないとは書いていないと思うんですよ。保護者から給食食材費にかかる部分をいただきなさいというふうなことで、それ以上もらってはいけないよということだと私は理解しています。現に私、いろいろ調べたんですけども、前橋市では第3子以降は無料であります。それから、兵庫県の相生市は幼稚園、保育園、小学校、中学校全て無料です。それから、和歌山県新宮市は平成22年から小学生の2人目から無料であります。群馬県南牧村は平成22年から第1子から保育料、小・中学校の給食費を全て無料であります。それから、茨城県大子町は平成22年から小・中無料です。北海道の三笠市では平成18年から小学校を無料であります。東京都の江戸川区は昭和49年と言いますから、戦後間もなくですね、もうそのときから無償ではありませんけれども、3分の1の補助をしているという、それから、最後に山口県の和木町は昭和20年、これはもう本当に驚く年代ですけれども、戦後すぐから幼稚園、小

学校、中学校、全てを無料にしたという情報をインターネットでとりました。決して、もし課長が言わるように、法的にと言うのだったら、こういうやっているところは違法だとおっしゃるんでしょうか。

○議長（板谷 信君） 教育総務課長。

○教育総務課長（藤森 敦君） 違法とは言っているわけではなくて、川根本町にあっては学校給食法第11条に基づく負担ということについて施設設備費、人件費は設置者である市町村その他の経費としての食材は保護者が負担ということの学校給食法に基づく負担をお支払いいただいているということでこれまで対応していますし、これからもそのような立場で保護者からの給食費は負担をいただきたいということあります。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） これまでそういう対応をしていたというのはわかります。これからも同じ対応をしていきたい、私が質問したにもかかわらず、検討することもなく同じ対応をしたいと答えられる理由は何でしょうか。

○議長（板谷 信君） 教育長。

○教育長（杉山広充君） 今、課長が申し上げましたが、学校給食法第11条に決められております。設置者が施設設備費、人件費等は負担すると。しかし、食材については保護者負担と、そのようになっておりますので、そのところを遵守していきたいと、そのように考えております。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） ということは、教育長は無償にするのは法律を犯すことになる。それで、今先ほど私が取り上げました幾つかの10市町近くの自治体は学校給食法に準じてやっている自治体で、教育長からすればけしからんということでしょうか。

○議長（板谷 信君） 答えなくともいいよ。教育長。

○教育長（杉山広充君） それは他の市町村のことについてはちょっとわかりません。けしからんとかそういうことではありません。ただ、私たちの町は学校給食法第11条を遵守していくと、そういうことです。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） やってもいいことだったら戦略的に本当に私は最初に給食費を払えないのか、払わないのか、そのところは私は一人一人当たっていないからわかりませんけれども、行政の方は本当によくわかっているらっしゃると思うんです。そういう状態で子供たちが親の経済的な理由によって格差があるという状況の中で、本当に安心して一緒に同じような気持で給食が食べられるようにする。また、子育て支援、親の負担というのは大きいと思うんですよ、給食費の負担というのは。例えば3人学校へ行ってたら大変な4,000円、5,000円、中学校で5,000円、小学校で4,000円、もう1万5,000円超すわけですよね。そういう子供たちをたくさん育てている方たちの子育て支援にも本當になると思うんです。そ

ういうところでぜひ政策的に取り組む考えはありませんかと聞いていますけれども、もう全然今までどおりでいきます。そんなことは考えられません。それで私は本当に行政として責任ある対応なのかなと非常に大きな疑問を持ちました。私はこの先ほど述べた8市町に對してとても行政の温かさ、優しさ、子供を増やしたいという熱意がある市町だなというふうに本当に感じたんですけども、町長はどのように感じましたか。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 今、教育長が答弁したとおりであります。例えば災害時ですとか、そういう事態を想定すればそういうこともありますけれども、平常の時点においては従来どおり、教育委員長の答弁のとおりで進めるべきだというふうに考えております。

○議長（板谷 信君） 教育総務課長。

○教育総務課長（藤森 敦君） 鈴木議員の御質問の、経済的に給食費の負担が大変な家庭も含めてというようなことに話が移っておるものですから、その部分についての経済的に就学あるいは給食費の負担が大変である家庭への配慮ということについては、これについてはまた別途制度がありまして、川根本町要保護及び準要保護児童生徒認定要領という中で給食費もこの中に含んでおるということもありますので、その点についてはこれまででもそうなんですけれども、学校あるいは民生委員さんとも情報交換等を払いながら対応していきたいというふうに考えています。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 思わぬところに話が飛びまして、私は確かにそういう経済的に大変な子たちが未済になっているのではないかと考えらえるということで言ったわけですけれども、その今課長が言われた就学援助費、要保護、準要保護の補助金に関して言えば、川根本町は前から言っているように、所得要件が生活保護基準の1.5以下の人たちということで、かなり高い基準が設けられて、1.3に多くの自治体が下げているから下げるべきだと言っているけれども、それをもうずっと下げないで来ている。そういうこともあります。

それと、また要保護、準要保護の制度があると言うのだったら、じゃ、この6の方は要保護、準要保護を受けていらっしゃるんですか。受けてないと私は思うんですよね。それで、受けていないから未済額になるわけですよね、免除されていない。じゃ、その人たちに要保護、準要保護の制度がありますよ、どうですかという働きかけをされたでしょうか。

○議長（板谷 信君） 議員、あとほかにもたくさん通告があるけれども、これずっとやっていていいですか。

○10番（鈴木多津枝君） いや、今のだけ。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） ちょっと横からで申し訳ない。要保護、準要保護について学校給食、給食費に相当する部分の給付というのもありますので、ただ、これはそれを直接的に差し引きしているということではなくて、家庭の状況等もあわせながら、それをまた納めていただ

くと。現金給付なりそういう形をした中で御相談申し上げているということで、各々個々の状況を尊重しているというふうには御理解いただきたいと思います。

それから、先ほど町長が申し上げましたように、災害等における部分というものは、以前議会の中でもお答えもしてあるところでありますけれども、例えば備蓄というんですか、災害等に備えた備蓄等、これもいろいろ農協さんとかいろいろなところとも交渉はしましたけれども、ちょっとまだ順調なところには至ってはおりませんけれども、例えば学校給食施設等に冷蔵の施設を持って、町民がいざ災害のときに対するある程度の備蓄米を使うというようなときに、これらを時期的には供出しなければならないという場合がありますので、こういうものを学校給食等に活用するということは想定で考えられるかとは思います。

あと1点、お茶については原材料と言いましても、これは町が産業育成という意味合いも含めた中で、学校給食等全てこれ原材料にカウントしておりませんので、そういう点も御理解をいただきたいと思います。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） ここで問題が解決するわけありませんので、次へ移ります。

奨学金の件ですけれども、もっとたくさん言いたいことあるんですけども、奨学金に移ります。

町長は、先ほど最初の答弁で給付制というのは全国でも、日本はこういう型がほとんどないと言われましたけれども、実際調べてみたら、調べて言われたのかどうかわからないんですけども、簡単にインターネット見ればわかると思いますけれども、給付制の自治体が234自治体あるということが出てきました。貸与のみが843自治体で、当町は、貸与のみでも全国でやっているわけじゃなくて、半数の自治体しかやっていない中でやっている町ということでは非常に前向きだと思うんですけども、でも、1万円ということについては町長、先ほど見直しについても検討したいということをおっしゃいましたので、給付制についてもぜひこういう自治体が234もあるんだということで検討していただきたいと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 給付制という話になりますと、いろいろ町としての条件もついてくるという話だと思いますけれども、そういうものも検討するということについては特にやぶさかではございませんので、また検討はさせていただきます。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 2点目の川根高校の生徒の受け入れ体制の整備についてですけれども、早急に答えていかなければならないという答弁だったんですけども、具体的にじや、どうされるおつもりか。藤川、徳山、水川の方々にチラシが確かに配布されましたけれども、答えがあったのかどうか。非常に受け入れとしては不十分な状況ではないかなと思うんですけども、どういう体制を考えていらっしゃいますか。

○議長（板谷 信君） 教育総務課長。

○教育総務課長（藤森 敦君） 川根高校の下宿の関係、生徒の募集先を募りますというようなチラシを6月中旬に徳山、藤川、水川区に配布したという状況で、その以降、川根高校にも問い合わせはあったこともありますけれども、現時点では選定というところまでは至っておりません。川根高校としましても、来年度の募集要項の中に学校裁量枠という枠を設けて、具体的に募集に動きつつあります。

したがって、町としても川根高校同窓会と連携を強めて協力を得て、積極的にかかわっていきたいということについては同窓会とも情報交換は密に行っていまして、具体的な名簿といいますか、お宅へ伺ってみようかというようなことも同窓会とも話は進めております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 動いてはいるけれども、なかなか結果が出てこないという状況だと思うんです。それで、これを行く行くは民間の徳山区とか藤川の人たち、近くの人たちに下宿受け入れていただけるような体制ができるといいなと思うんです。高齢者だからなかなか食事まではという人たちに対しては、そういうお宅に対しては、じゃ、元気なグループの人たちが食事のお手伝いに行くよ、つくるよとか、そういう体制ができていけば、本当に家は狭いから貸せないけれども、仕事なら、お世話ならできるよという人たちもいらっしゃると思うんです。そういう協力体制をつくっていくというのがすごく可能性があるんじゃないかなと思うんですけども、まず来年のことなんですね。ありますよと言わなければ来てもらえないと思うんですけども、受け入れ体制がありますよと。そういうことで早急な受け入れ態勢というのを私は、これ可能かどうかわかりませんけれども、皆さん、住民の方がおっしゃるんだけれども、徳山の診療所、1人、緑のふるさと援農隊の人がずっと入っているままになっています。そういうところに入れたら2人でも3人でも、もし間に合わなければ、そこに入ってきていただいて、地域の人に、じゃ、食事、ちょっとしたお掃除、お世話をお願いしますと募集するとか、そういう呼びかけをするとかいうことはどうなんでしょうか。

○議長（板谷 信君） 教育総務課長。

○教育総務課長（藤森 敦君） 来年度の募集ということの話の中で、川根高校では学校裁量枠を設けて、連携中学校以外からも生徒を募りたいということの動きを行っているわけです。その中で心配したのがお世話をくださる下宿といいますか、食事とか、やはりまだ未成年ですので、生徒指導ということも含めて、将来的には寮とかいうこともお考えもあるようなんですけれども、当面学校裁量枠を設けて連携中学校以外からの生徒も募集したいという過程の中では下宿ということで検討をしてきております。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 徳山診療所についてはどうですか。活用については。

○議長（板谷 信君） 教育長。

○教育長（杉山広充君） 川根高校生の下宿のことですが、高校の校長さんと何回か私、話をしております。校長さんが川根高校さんとしての要望等もお聞きしたんですが、その中にはやはり下宿がベストだと。ぜひお願ひしたいと。というのは、子供さんの食事等もありますけれども、生活と健康面もあります。それを温かく見守ってくださる方がいらっしゃる家庭というのがやっぱり理想だと。教育上からは考えていますね。そういう話が何回もありましたので、今同窓会と連携をして、お話しして当たっております。同窓会の方がもう動いてくださるということで今当たっておりますので、もう少しその推移を見守っていきたいと思っております。

私は今、川根高校を希望されている中学生は若干いるということも聞いておりますので、それに対応する下宿は見つかると、同窓会の方が鋭意動いてくださるということで信じております。もう少し見守っていきたいと思います。

以上です。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 非常に期待しておりますけれども、いざというときにはそういうこともあるということも頭の隅にどこか入れておいていただければと思います。

じゃ、次に、若者の定住化についてですけれども、町は新たな住宅建設をしていないというふうに言われていますけれども、町長も言われましたけれども、地名の若中が年齢がいっぱいになって、よその町へ出て行く方もあらわれているということなどもありますし、新たな住宅建設を考えるべきではないでしょうか。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 先ほども板谷議長の御質問に答えましたけれども、住宅建設というよりも、宅地の分譲を考えていきたい。それから、空き家については先ほど申し上げましたように、買い上げて、それをリフォームして提供できるような仕組みを考えていきたいというふうに思っております。宅地分譲についてもできれば早速26年度からそういうものへの具体的な取り組みをしていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） そういう宅地分譲を受けて家を建てる。そういう力がある人たちはいいですけれども、例えば今の徳山の野志本団地ですね。あそこには4世帯住んでいらっしゃいますよね。そういうところでこういう方たちの、あそこを解体してということで計画があると思いますけれども、どうされるお考えですか。

○議長（板谷 信君） 建設課長。

○建設課長（長嶋一幸君） 町営住宅の関係ですけれども、町営住宅については建設課の方で町の住宅総合計画を策定しています。その中で町営住宅のストック計画というのを持って、野志本住宅については退去者が全てなくなった時点で撤去するという考え方でございます。それについては最終的に本人がそこを退去するという考えを持った時点でなくしていくとい

うような考えですので、御理解ください。

以上です。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 住んでいらっしゃる方がとても心配していました。出ていかなければいけないというふうな、見つけるようにというような指導はしていないということですか。

○議長（板谷 信君） 建設課長。

○建設課長（長嶋一幸君） 今の話ですけれども、基本的に私たち、そういうふうな野志本住宅は最後なくしてしまうよというような計画を持っていましたので、その考え方は住んでいる方には伝わっているかと思います。しかし、出ていきなさいよというような表現は担当も私どもも行っていませんので、とりあえずは安心していただきたい。

ただ、もう1点、新たに町営住宅も幾つかございますので、あいた時点にはこういったところを紹介しているというような現状でございます。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 先ほど町長からとても希望が持てる答弁が一つありました。それは民間の賃貸住宅への家賃補助を何か検討しているということですけれども、その家賃補助の内容について、例えば町の職員は住宅補助がありますよね。どういう中身になっていますか。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 町の職員の住居手当というのは廃止されましたので。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 非常に残念ですけれども、廃止されたということでびっくりしました。

それでは、大鐵の運賃補助についてですけれども、いろいろな助成が障害がある方たちにはあるということを先ほどお聞きしました。腎臓の透析患者にも私、議員になったばかりのときに提案をして補助がついたということで、交通費補助がついているということで、それが今続けられているということは大変評価できることだと思っています。

でも、例えばそうでない普通の健常者で車に乗れない人たち、例えば本川根の文化会館や千頭の駅前でイベントが行われるとき、旧中川根の方から、例えば地名から行こうと思うとどれくらいかかると思いますか。

○議長（板谷 信君） 誰が答えていいかわからない。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） ちょっと意地悪だったかなと思います。通告したから補助の関係で調べておられるかと思ったんですけども、地名から千頭まで770円かかります。片道です。例えば徳山から千頭までは280円です。往復で560円かかります。そういうところで770円片道、往復で1,540円、とても大きな金額だと思うんです。それを使っても行ってくださる方がいらっしゃるということで頭が下がるんですけども、例えばこういう町内の人たち

が行き来が盛んになるように、バスと同じように町内の移動はバスの運賃と同じぐらいにできるよというような補助を考えられないでしょうか。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（山本銀男君） 現在、町の方で持っています公共交通運賃助成事業実施要綱、あくまでもそちらでは大井川鐵道が運行する地区の町民が負担する運賃と町営バス運賃との格差の軽減のために、大井川鐵道株式会社が運行する鉄道及び路線バスを利用した町民に対して、年齢等に応じた運賃の一部の助成を行っています。その中ではあくまでも全線ということではなくて、現在町営バスの路線の再編に向けた協議を開始していますけれども、鉄道とバスのスムーズな乗り継ぎを考慮するとともに、必要に応じて既存の公共交通運賃助成制度の拡充も検討していくつもりです。しかし、現時点では路線の再編によるその中の適用地域の拡大を検討しているもので、町内全域ということで大きく制度変更をしていくという、そういう考えではございません。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） ちょっと説明がよくわからなかつたんですけども、私もバス対策委員会委員になっていまして、こういうことも提案をさせていただいているんですけども、寸又の方では今課長が言われたように、町営バスの運賃とバス料金とか、それから接岨の方も大鐵の井川線の運賃とか、それからほかのところもあるんですかね。町の交通機関がないところへの大鐵しか利用できない人へのバスとの差額を補助するという制度は確かにあります。でも、例えば車がない人にとっては同じだと思うんですよ。不便さというのはそういうところの人と。しかもこの前のバス対では、今走っているやませみ号が本当に1日に一人くらいしかお客様がいないということで廃止をしたい。そしてデマンドタクシーに変えていきたいというふうな方向が提案された。可決したわけではないので提案されましたけれども、それも地域の住民の人たちの説明会を本当に丁寧にやってほしいという要望をしましたけれども、デマンドタクシーにかえてしまうと、定期的に走っているバスとか電車とかと違って、本当に自分が必要とするときに計画的に使うことができないわけですよね。そういう意味では、私はもしバスが廃止されても電車でバスと同じ値段で移動できますよということになれば、あるいは地域の人たちもその説明会のとき、そういう説明がされれば、考えてみますよということで説明があれば、また考えが変わる可能性もあるのかな。私は特にバスを廃止する必要はないと思っているんですけども、いろいろな経済的な効果から、いろいろな批判の声があるのも私も聞いています。そういう意味では、やはりサービスを後退させるだけではなくて、もっともっと町民の人たちが元気よく町内を動けるように、いろいろな行事に参加できるようにするというのは非常に大きな効果を、経済的な効果もあるでしょうし、活性化の効果もあるでしょうし、大きな効果が、メリットがあると思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（山本銀男君） 現時点でのバス路線の対応ですけれども、先ほどおっしゃいました路線の再編、その中で適用地域の拡大は当然検討していって、バス路線が今まで便利だったものがなくなる部分については、町としても何かしらのそれに代わるものを見ていって、地域の方の理解を得ていきたいとは思っております。ただ、先ほど議員がおっしゃったように、地名から千頭の料金が高いから、そこを、とにかくその分も補填する制度というのを町を一くくりにしてつくるというようなことは現時点ではちょっと考えてはいないということです。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 高いからと、もちろん高いからですけれども、車に乗れない人にとって非常に大きな問題だと。高いということが非常に大きな問題で、行きたくても、参加したくてもできない状況があるんじゃないですか、それを解消していくのは町にとっても大きな効果が生まれるものではありませんかということを申し上げたのですけれども、いかがですか。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（筒井佳仙君） 先ほどの副町長から住宅手当、職員の住宅手当についての廃止しましたという発言がありましたけれども、すみません。昔住居手当というのが存在して、そちらと勘違いしました。住宅手当は支給されております。申し訳ございませんでした。

○10番（鈴木多津枝君） 中身の説明をしてください。中身を聞いたんだから。町の職員にはどんな手当が出ていますかということを聞いたんです。あるんだったら説明してください。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（筒井佳仙君） 住宅手当につきましては、家賃1万2,000円を超える家賃を払っている者に支給される規定になっております。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 簡単な説明で本当はもっといろいろあるんですけども、その上にもありますよね。ちゃんと説明してください。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（筒井佳仙君） 条例に規定されている金額ですけれども、1万2,000円を超える2万3,000円以下の家賃を払っている職員につきましては、月額から1万2,000円を控除した金額となっております。2万3,000円を超える家賃を支払っている職員につきましては、家賃の月額から2万3,000円を控除した額の2分の1を1万1,000円に加算した金額となっております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） それでは、次の5番目の質問に移ります。

地震対策についてですけれども、発電機は集会所へ全部、学校ですかね、配置したという

のは、どちらだったか確認させてください。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（筒井佳仙君） 学校に非常用発電装置の切りかえ器を全部設置したということであります。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 私は避難所ということで言いましたので、ぜひ避難所へ太陽光発電と、お天気の日ばかりではありませんので、蓄電設備というんですか、そういうものを。

街灯とか照明とか、それから当座のパソコンなんかも地区の方たちいろいろやっていますから、情報交換するための。そういう情報が得られるための最低限の電気が得られればいいと思うんです。役場の大きなものでなくとも、太陽光でもなくてもいいと思うんです。そういうものを設置する考えがないかお聞きします。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 先ほど板谷議員のときの回答の中にもありました。小水力発電というものがありますけれども、小水力発電についてもいろいろな種類があるわけなんですけれども、例えば先ほどのある程度大きなものについては長島ダムであるとか、地名の用水、それらを活用した水力発電というのもありますけれども、中には町営水道の落差を利用するという、そういう利用水発電も考えられます。そういうものが災害時には安定的な供給ができるとありますので、そういうものを非常電源として配備していくこともこれから検討材料になるかと思います。

ただ、太陽光等については非常に不安定な電源であるということありますので、これは補助的に使うということであれば可能性はある、いわゆる蓄電を持って使うということは想定もできますけれども、ただ、災害等においてどの程度までなるかというのは今後まだ検討していかないと、それを必ず非常用に使えるというものは確定性のある答えはでき得ない部分があります。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 昨日のテレビで福島の復興の状況を、毎日やっているんですけども、見てましたら、もうすぐにとにかく電気がないのが大変だったということで、太陽光発電をつけて普通の暮らし、一応の暮らししができるようになって本当によかったという声を聞いたんですけども、絶対そういう1週間以上避難所には必要だというふうな話を聞いたんですけども、また、ぜひ検討していただきたいと思います。

原発についてはもう町長が前回と同じ、これまでと同じ考えだということを確認しました。非常に残念ですけれども、今の状況を見て、デフレから脱却するためにとか、経済の視点から考えるべき問題で、再稼働を認めないとすることは多分自分たちが言うべきことではないだろうというふうにお考えは変わらないんだろうと思いますけれども、ぜひそれはもう佐藤町長の考えが変わらないということで確認をしましたので、残念ですが、そういうふう

に認識をいたします。

消費税についても、消費税のことを私は聞いたわけじゃないんです。消費税が上がるということで多くの住民の人たちが不安を抱いている中で、国保税や介護保険料などの値上げはもう本当に耐えられない、限界だよということで、それをどうやって回避するかということをお聞きしたんですけども、先ほどの答弁では何か国保税についても、私はもう一般会計からの繰り入れをして国保会計を助けていくのかなと思いましたら、そうじゃなくて急激な医療費が出て、どうしようもないときには一般会計の繰り入れも検討するみたいで、ちょっとそういうふうに今まで言われていたのかということで、ちょっとがっかりしましたけれども、一般会計から繰り入れを何かの項目について入れていくというふうなことはできないんでしょうか。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） これは国保の保険税の算定等にかかるところでも御説明等もあるところでありますけれども、今国民健康保険制度というのが非常に変革しているという時点にあるわけであって、どういうところかというと、後期高齢者医療制度が始まった時点の県単位の運営で、そのところでも大きなものがあります。

それから、今度は国民健康保険制度自体も医療レセプト点数が100万円以上のものが30万円以上のものについて県単位というんですか、そういう運営方式になってきていると。こと来年度は10万円ということで、あと3年たつとそれが1円以上ということになりますので、基本的に言うと、これは大きな影響があるだろうというふうに思います。だから、そういう中において、国民健康保険、負担を各被保険者が医療費の伸びが当然出してくれれば、御負担もする部分もあるわけではありますけれども、そういう制度の改正によって負担が急激に伸びていくということに対しては、これは例えば一般会計の繰り入れ等も視野に入れた中で対応していくかなければいけないと。要は被保険者が急激な制度によって負担が大きくなるということは避けていかなければならない。そういう意味で申し上げているということで御理解ください。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 負担が大きくならないようにということは値上げにならないよう一般会計を入れるという考え方だということですね。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） まず国民健康保険については診療報酬というんですか、その積み立ての基金があるわけではけれども、それは適正なところへある程度は持たないと国保の運営自体が危険にさらされるということもあります。それから、繰越金という部分もありますよね。通常の運営がなされるかどうかと。そういうところも見ながら、そういう国保会計全体の運営が厳しいという判断があれば、当然そういうことはあるというふうに考えていいと思います。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 介護保険料への負担軽減というか、そういうことに一般会計からの繰り入れはもう法的にできないみたいな町長、お答えだったんですけども、そういう御認識ですか。

不可能と言いましたよね。保険料の変更があった……、議長。

○議長（板谷 信君） もっと丁寧に質問してください。時間はなるべくとりたいので。

それじゃあ、10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 丁寧に質問します。

介護保険会計の一般会計の繰り入れをできないということではないわけですよ。不可能というのは先ほど町長が言われたのは、保険料を今変更するのは不可能だと。でも、それでも第1期にまた変更が介護保険事業計画24、25、26ですかね。だから、来年度にはまた計画変更策定していくわけですから、そういう計画の中で保険料は適正に今までどおりのやり方でいただいて、予防に全力を注ぐんだという回答がありましたよね。それは、最後の方は、あとの方は当然だと思うんですよ、予防に力を入れるというのは行政としてね。だけど、実際介護保険会計の中で予防事業なども介護保険料を使ってやっている。そういう状況があって、十分に本当にできるのかなと私は非常に心配なんです。そういう意味でも介護保険会計にもうこれ以上負担増にならないように、どこだって負担増になるというのは収入が増えてない人にとっては大変な重大な問題なんですよ。そこを避けるために一般会計からの繰り入れを考えられないか再度お聞きいたします。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 介護保険の俗に言う保健施設関連ということではありますけれども、これは根本のところが介護保険で持つべきか否かと言うんですかね。いわゆる一般会計の中で事業を行うか否かというような問題もかかわってきます。そういうことを考えれば、単に介護保険のみということではなくして、一般の事業として行うべき色合いのものは一般の事業としてやっていくということをより強化していくことになろうかと思います。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 制度の中で行うかどうかではなくて、私がお聞きしているのは、町民の人たちの生活を支えるために一般会計を使いませんかという根本のお願いがあるわけですよ。一般会計というのは町民の人たちの暮らしを守るために行政がやるべきことをやることであるわけですけれども、非常に6億6,000万円残したというニュース、新聞にも載りまして、町民の人たちも何で自分たちはこんなに苦しいのに、そういう町はお金を残しているんだと。非常にこれ不満が広がっていますよ。そういう中で行政がもう町民の皆さんへの負担増には極力行政は協力というか支援をして、やらないようにしますよというふうに言うべきだと思うんですけども、なかなかそのお答えが何回、これまで繰り返し言っても出てこない。そういう中で選挙を私たちは迎えようとしているんですけども、ぜひ町民

を守る立場で一般会計を繰り入れを認めるというふうにお約束をいただきたいと私は思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 持続可能な行財政運営、これをまず考えていかなければいけないということで、一過性、今年度剰余金が出たとか何とかという話でなくて、これは将来にわたって川根本町を持続させていかなければいけない、そういう前提をまずもって町政運営に当たっていかなければならないというのが一つあります。

それから、一般会計からの繰り入れありきではなくて、それぞれの会計の中で、まず維持していく、そういうものを考えていくというのが前提になってくると思うんですよ。そういう中でどうにものつべきならない状況になれば考えなければいけない部分というのはあると思いますけれども、先ほど言った一般会計の中で当然考えていい保険の問題ですとか、そういうこともあるだろうということであるなら、それは今、介護保険の中でやっていた部分を一般会計の中でやるとか、そういうことは可能なものがあるならば、そういうことも検討していくけるんじゃないかなというふうに思っていますけれども。

○議長（板谷 信君） 許された質問時間30分が過ぎましたので、ここまでといたします。

これで鈴木君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開は1時としたいと思います。

休憩 午後 零時12分

再開 午後 1時00分

○議長（板谷 信君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

3番、芹澤廣行君の発言を許します。3番、芹澤君。

○3番（芹澤廣行君） 3番、芹澤です。事前通告に基づきまして、一般質問を大きく2点にわたってさせていただきます。

まず第1点目、急激に進んでいる少子化の中で、川根本町の小学校、中学校の再編成についてという非常に難しい問題でありますが、行政の皆さんと議論を深めていきたいと思っております。

今後といたしましては、川根本町立小学校4校、中学校2校の児童・生徒数の推移について、先ほどもある議員の質問に答えまして、24年度の出生児、ゼロ歳児の方が33名ということを聞いておりますが、その後の数字というものは生活健康課の方で把握されていると思います。この推移についてお尋ねをいたします。

その数字に基づきまして、2として、小学校4校の複式学級の出現というものは、数字上も現実的問題として出てくると思います。連関しますけれども、その予想についてお尋ねします。

3番として、4校の小学校を1校に、2つの中学校を1校にとできる可能性はあるかという質問をさせていただくわけですけれども、非常にこれは質問する立場の者としても重要な問題だと思うんです。子供の教育といいましても、子供が学校に通える距離とか体力の問題、あるいはそれを送り出す父兄の方の御負担というものを考えますと、なかなか軽々に結論が出るという問題ではありませんけれども、行政担当各位の忌憚のない考え方を改めてお尋ねしたいと思います。

大きな項目の2番といたしまして、本町の職員の方の町外に住居を置く、これは質問書には「者」という表現になっておりますが、住宅を町外に置く職員の方というふうな読みかえにさせていただきます。

そういう方の数について、内容的には、町長の命令により町内を外れて出向されている者があれば、この方の数を教えていただきたい。

2番目、自己都合、この表現がいいかわかりませんけれども、自分の御都合で入庁されですから住居をこの町から移られた方、その数とその最たる理由、これについてお尋ねをしたいと思います。

その理由についてが、本日の質問の趣旨であります。なぜこの町を離れなければいけなかったかという問題は、非常に、我々町民、議員、行政も、その原因を精査し、何が町を出ていったしまったかというあたりを徹底的に検証することによって、ほかの町職員の町内からの移転を防ぐ、あるいは、数多くの一般勤労者が嘗々と静岡、島田、藤枝などへ行って、簡単に言えば、お金を稼いでくれて、この町のために働いてくれる方が、その理由も同じだと思います。この町が何で不便であるのか、住みにくいのか、あるいは子供の問題はどうなのか、親の問題はどうなのか、この辺を本当に真剣に考えていくことが、この町を保全し、自治体として生き残っていく最たる方針を生む、最初の課題といいますか、解決していくべきということに当たると思います。

暫時、項目ごと、再度、席に戻りまして質問させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（板谷 信君） ただいまの芹澤君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 芹澤議員の御質問にお答えいたします。

最初に2つ目の方を私から申し上げて、1つ目については教育長の方から答弁させていただきます。

川根本町の町外に住所を置く職員に関する1つ目の出向等による者の数についての御質問ですが、現在、静岡にあります静岡地方滞納整理機構に職員が1名出向し、静岡市に住んでおります。

2つ目の質問ですが、平成25年4月1日現在で職員数は、町長、副町長、教育長を除くと148名、うち通勤手当を支給している町外からの勤務職員は24名です。内訳は、島田市21名、藤枝市1名、静岡市2名です。理由につきましては、結婚を機に転出する者が多いのではないかというふうに思われます。

1つ目については以上です。

○議長（板谷 信君） 教育長。

○教育長（杉山広充君） では、芹澤議員の御質問にお答えいたします。

平成25年8月19日現在の児童・生徒数の推移でございます。

小学校4校の児童数は、平成25年、本年度217人、平成26年213人、平成27年204人、平成28年202人、平成29年208人、平成30年205人、平成31年213人、これが小学校です。

中学校2校の生徒数についてお答えいたします。平成25年150人、平成26年144人、平成27年135人、平成28年117人、平成29年107人、平成30年109人、平成31年100人です。

次に、2つ目の質問についてお答えいたします。

学級編制についてですが、学級編制は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、これに規定されております。

では、平成25年8月19日現在の児童数から、複式学級の出現予想について申し上げます。

中川根第一小学校です。平成26年から2年・3年の複式学級が発生し、以後、進級を重ね、平成29年まで予想されます。

中川根南部小学校です。本年度、3年・4年で一つの複式学級が行われています。平成26年は、2年・3年と4年・5年の2つの複式学級、平成27年は4年・5年の一つの複式学級、平成28年は4年・5年の一つの複式学級が予想されております。

本川根小学校です。平成29年に2年・3年の一つの複式学級が予想されます。

中央小学校です。複式学級は現在のところ予想されません。

3点目です。4校の小学校を1校に、2つの中学校を1校にできる可能性はあるのかという質問ですが、教育委員会では、本年度、少子化の進展に伴う児童・生徒の減少を踏まえ、小中学校の教育のあり方を協議、検討するための川根本町立小中学校のあり方協議会を設置し、第1回の話し合い、協議会を前月、8月27日に実施いたしました。

協議会の設置目的は、学校規模による教育活動のよさ、違いを共通理解する。2つ目は、今後の学校教育のあり方について幅広く意見や思いを収集する。こういうもので、委員会構成は、教育委員4人、小中学校PTA代表12人、保育園保護者代表6人、幼稚園PTA代表2人、地域の住民代表としての学校評議員6人、計30人で構成をしております。

第2回の小中学校のあり方協議会は、今月、9月27日に予定をしております。

また、大規模校、中規模校、小規模校の研修視察は10月の中旬に計画をしております。

今後、この協議会を重ねることにより、様々な意見、思いが述べられることだと思います。その中で、課題に取り組む方向性を教育委員会が集約したいと考えております。

したがいまして、現時点で、4校の小学校を1校に、2つの中学校を1校にできる可能性はあるのかという御質問には、教育委員会としては回答は控えさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 再質問を許します。3番、芹澤君。

○3番（芹澤廣行君） 事前質問の順番を変えて、町長の方からお答えがありましたものですから、第2番目の職員の町外に居住を置く方の数について再度質問をいたします。

1番目の出向等による方の数というのは、これはしかるべき当然であります。先ほどの町長の答弁にありました自己都合による方の数が、中に婚姻の理由による方とそれ以外の方というふうな数値をちょっと承っていないものですから、婚姻でやむなく町外に出られた方と、婚姻でない場合の、もう一遍、数を教えていただきたいと思います。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（筒井佳仙君） 婚姻による転出ということですけれども、あと自己都合というお言葉の定義がはっきりわからないということがございまして、転出は、結婚を機に転出される方が多いということで、婚姻して出られる方、お嫁に行く方等、いろいろパターンがございますので、それについては集計してありません。

○議長（板谷 信君） 3番、芹澤君。

○3番（芹澤廣行君） 転出をするときには、しかるべき総務課の書類の提出があると思うんです。そのとき総務課では、婚姻並びに養子縁組というものは、概略把握はできると思うんです。私が聞きたいのは、そういう婚姻、養子縁組以外の方、これはゼロということなんですか。これを聞きたいんです。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（筒井佳仙君） 今手元にある資料を見ますと、ちょっと言いにくいことなんですけれども、離婚されて出ていく方等もありますので。

○議長（板谷 信君） 3番、芹澤君。

○3番（芹澤廣行君） 大変申し訳ない質問をしたと思うんですけれども、結婚、離婚というのはあると思うんです。ただ、私が総務課長にお尋ねしたいのは、その離婚、結婚以外の方、これはないということですか。これを再度はつきりしていただきたい。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（筒井佳仙君） 御質問にありますこの自己都合というものの、どこまでが自己都合という、その定義みたいのがあればお教えいただきたいと思いますけれども。

○議長（板谷 信君） 3番、芹澤君。

○3番（芹澤廣行君） 私の主張が間違っているかもしれませんけれども、私の意見は、自己都合というものは、結婚、養子縁組、離婚、これ以外のものと認識しておりますが、間違つたら指摘していただきたい。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（筒井佳仙君） そもそも町外に住んでおられる方を職員として採用された方もありますので、そのような方は自己都合ではないという考え方でよろしいですか。

○議長（板谷 信君） 3番、芹澤君。

○3番（芹澤廣行君） 申し訳ありませんが、それは総務課長の勘違いだと思います。もともと町外からの正職員を入庁させてということは、余りパターンはないと思うんです。宣誓書がこういう形であると思うんです。全ての公務員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。この宣誓書と、それから身元保証人の方の署名捺印があって、何年か前に、あるいは何十年前に旧中川根、本川根に入庁されたと思うんです。

だから、すべてが、課長がおっしゃるのは、職能的に町外から人材を求めたというふうなおっしゃり方をしているんですけども、これは間違いないんですか。離婚、結婚、有能な方が町外から本庁に入庁していただいたと。本当にこれは事実なんでしょうか。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（筒井佳仙君） 特殊な資格等が必要な方を町外から採用いたすという経緯がございます。

○議長（板谷 信君） 3番、芹澤君。

○3番（芹澤廣行君） この問題については、平成19年12月の議会で先輩議員が、杉山町長に同じような内容で質問した経過がございます。そのときに、32名の方がおったということです。それが、婚姻、結婚、養子縁組等が14人、自己都合が18人、その中で町長と話し合いをした結果、その18名中8人が本町に戻るというふうなことを明言したという、議事録に載っております。総務課長の話だと、それはないというふうな形にとるしかないんですけれども。

僕が言いたいのは、くどくなりますが、そのどうしてもやむを得ない婚姻関係、あるいはその逆の場合、あるいは養子縁組という以外の方で、本町で採用されて、何らかの理由で移転してしまったという方が何人おるかということは、これははっきりしてください。その原因を我々町民なり議員なり行政が本当に精査することによって、この町を離れていく理由というものが、一つ、ある面では明らかになってくると思うんです。それが、多くの、町職員の何倍もいる、何十倍もいる勤労者のこの町から離れないような施策を講ずるために、重要な一つのかなめの石になると思うんです。どうぞもう一遍調べて、数を言ってください。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（筒井佳仙君） 結婚を機会にということで、お嫁に行かれる方もおりますし、結婚に当たり、例えばその配偶者の方が川根本町には住みたくないよということで、結婚を機に転居されるという場合と、いろんなパターンがあるわけなんですけれども、これは町役場

の職員には限らず、町民全体にやはり言えることではないかと考えます。

○議長（板谷 信君） 3番、芹澤君。

○3番（芹澤廣行君） 総務課長、一つ大きな間違いをしているんじゃないでしょうか。町の職員も一般の勤務も、憲法で保障されている人権ですね、住むところの自由、職業の自由、宗教の自由というものは、公務員であれ、一般勤労者であれ、これは平等です。しかし、私がきょうあえて質問したいのは、一般企業に勤める職員の方と公務員の立場というものが、あなたのおっしゃり方だったら、一緒じゃないかと、どこに住もうが、嫁が向こうへ行こうと言ったら勝手に行っても、何ら一般企業と関係ないというふうに私は解釈されるんです。

私が言いたいのは、この本当に奥まった小さな自治体になりつつあるこの町で、婚姻でだんなさんが、あるいは奥さんが町へ出ようと言ったときに、安易に出てしまうということは、町民は余り好ましくは思っておりません。税によって給料をもらっている公務員が、軽々にこの町を出て向こうで生活をしているものが果たしていいのかどうかというのは、私をここに送り込んだ多くの有権者の、多くの方の意見です。

いいですか、総務課長。その辺を、公務員の立場と一般企業に勤める方と全く同じかどうか、もう一遍おっしゃってください。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（筒井佳仙君） 公務員は、やはり住民のために働いておることは間違ひありません。それで、一般の方が出られるのと公務員が出られるのでは、やはり違いがあると思います。例えば災害時にすぐ集まれるとか、収集時間がかかる、あるいは道路が寸断されて登庁できない等の懸念もありますので、やはり町内に住むほうが好ましいとは考えますけれども、それを強制するのはなかなか難しいかと考えております。

○議長（板谷 信君） 3番、芹澤君。

○3番（芹澤廣行君） 総務課長ばっか答えなくとも結構ですから、町長、副町長でも誰でも結構です。災害のときだけそういうふうに困るということですか。税金の問題とか、納付すべき市民税、町民税、こういう税の問題とか、あるいは日常生活、地元の商店街を利用しながら、皆さん、お買い物しながら商工会も維持発展していくわけですけれども、そういうふうな経済効果なんかもないと。災害だけということでは僕はないと思うんですけどもね。これは、町長、副町長、どちらか、全てを含めて、デメリット面というものは、行政の長として思い当たる節があれば、御忌憚のないところをちょっと言っていただけますか。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 御指摘のところは、特に災害等の場合、その緊急事態等に即応ができるかどうかというようなことも、それらも含めた中、またそれ以外では、職員の給与等に関して、他市町へ納めるというようなところにおいて、経済で自治体の中にも影響はあるかなしかというようなことだと思うんですけども、御質問のとおり、シビアな形で言います

と、当然影響はあるというふうには思っておりますし、例えば災害時等も、もっと考えてみると、町内に住んでも時間がかかる方もおります、状況によってはですね。そういうのを考えてみると、その応急の体制を、じゃ、どういうふうにとっておくかということも、緊急の地震等のところも、そういう対応策も、1次、2次、3次という形の中ではとっておりまます。

ただ、日本国憲法の中で保障されたその居住の自由といふんですかね、公共の福祉に反しない限り、その居住の自由は、当然、これは憲法ですから、一番最大限に守られるところがあるわけなんですけれども。

ただ、もう一つは、芹澤議員が御指摘されたように、じゃ、役場の公僕たる地方公務員が安易にそういうことを盾にということは、僕は、そういうところは一つの反省点といふんですかね、じゃ、仕事の勤務時間を離れたらそれはもう自由だということばかりではないと、そういう点はお互いの考え方は共通するものがあると思います。

ただ、いかに転出されていく方々というのはいろんな御都合があると思うんですよ。婚姻といって、自己都合という中においても、それで、じゃ、若い方々が、家庭の崩壊といふんですかね、崩壊までとは言わないまでも、非常な状態になるということも想定することもあると、そこを強制的にということは、なかなか難しい問題もあります。

ただ、一般的に、公務員がそういういろんなもろもろのことを考えた中で、やはりそこに勤める地域を大切に思うということは必要でもありますし、そういう中において、以前、19年に議員が質問されたというところも、そういう強い御指摘があったところだと思います。

それ以後については、やはり通勤手当等も、ある一定の枠以上は制限をしております。もう一つは、22年に地域自治の振興事業を行ったときにも、地域アドバイザーという形で、そういう役場の職員がより地域を大切にするということの中において、積極的に地域アドバイザーをしてくださいということをして、実際活躍された方もおりますけれども、特に町外等に出られた方については、そういうところをしっかりとやっていただいて、その地域を愛していただこうということをやっていただきたいというふうに思っております。

これは、これから、例えば、22年に行いましたけれども、その自治振興事業ですね、こういうものは、ある程度の自治体のそういう力の状況を見ながら行つていかなければならぬのかなと思いますけれども、そういう中においては、より、その協力ということよりかは、ある程度職員を全体に配置するとか、特に町外へ出られている方については、その職員が出ていない地域に割り振りをするとか、そういう中において、そういういろんな自治活動、協力とか、そういうものに参加をしてもらうと、そういうことが一つの解決にもつながっていくんじゃないかなというふうに思いますけれども。

○議長（板谷 信君） 3番、芹澤君。

○3番（芹澤廣行君） 明快な副町長の答弁がありまして、私も聞きながら、これ以上の質問は必要なしというふうに判断しましたけれども、もう1点だけ。そのような副町長の答弁、

お答えの中で、恐らく議事録にも載るでしょうし、下の階で聞いておられる職員の方もおられると思うんです。私は、先ほど申しましたように、憲法に違反するようなことを発言するわけでもないし、法に触れる発言もしたくありません。また、願わくば、町のこれから幹部職員にならんとしている、下にいる職員の方が、それだけの理由で仲たがいをしたり、非難の応酬というようなこともあってはならないということで、とにかく全庁挙げて職員のチームワークというものを再構築するに当たり、今、副町長がおっしゃられたようなことを、出られた方も出る方も共通の認識として、町外に行った方は、地元にいる方の何倍も貢献するというふうな意識を再度持つてもらうように、きょう並んでおられる課長さんの部下にもそういう方もおられると思います。どうぞその辺はうまい采配を振って、職員の少ない148人のパワーを最大限出せるように御努力願いたいということで、この質問については終わります。

議長、いいですか。

○議長（板谷 信君） 3番、芹澤君。

○3番（芹澤廣行君） では、順番は変わりましたけれども、中学校、小学校の将来像です。

教育長さんの答弁だと、統合というものは、まだきょうの段階では視野に入っていないと。私も思います。しかし、先輩議員が何年か前に視察に行っておられた片浜小学校が、いよいよ統合ということで、きのうかおととい、新聞を見たんですけどもね。

片浜というのは、御存じのように、南も北も小学校が統合されても、そんなに生徒には負担がかからないようないい場所にあるわけで、あれはやったと思うんですけども、想定する私の、じゃ、小学校4校をどこにするかという問題なんかも、非常に、南北二十何キロも離れたところですと、これは大変な問題になると思うんですけども。

しかし、そういうことを前提に、現場を経験された教育長にあえて聞きたいわけですけれども、複式学級の現状というものを今承りました。この複式学級のデメリット、メリットというものは一体どこにあるか、これだけちょっと。これは教育長にお願いしたい。現場を経験された方じゃなければわからないのであります。課長の答弁は要りません。教育長、お願いします。

○議長（板谷 信君） 答弁者を指定しないように。

教育長。

○教育長（杉山広充君） 今、複式学級についてのメリット、デメリットでいいですか。

○3番（芹澤廣行君） はい。

○教育長（杉山広充君） 私、複式学級については、直接的には経験はしておりませんが、何校かは見たことがあります。直接的にその学校へ勤務したことはありませんが。

一番のメリットは、教師が一人一人の子供に目をかけることができると。ともすれば、1対1の対応が可能だと。比較しますと、例えば40人学級の場合には、一人の教師が40名を見なければなりません。そうしますと、子供がどの子も1回発表した場合、1時間に40回ですね、そういうことになります。今度は複式の場合。複式の場合、現在は14人までは複式と、

15人までは複式が解消されます。ですから14人ですね、最高ですね、複式は。国では17人までは複式なんですよ。だけど、静岡県では15人で複式解消加配というのがありますと、14人までが複式と、そうなっておりますが、非常に目が届きやすいわけですね、14人の子供に。または8人、10人と。これは確かにいいことだと思います。

ただ、デメリットの方は、例えば競争の場合、運動会ですね、14人でしか競争はできません。大きい学校だと、40人、80人で競争はすることができます。そういうようなこともあるんじゃないかなと思います。

それと、本町では今、中川根南部小学校は複式になっておりますが、町単独の講師1名を配置しておりますと、複式学級といいましても2名の先生が見ていると。そんなことで、私は、複式のよさというんですか、それは南部小学校では十分行われていると、そのように考えております。

いいでしょうか。

○議長（板谷 信君） 3番、芹澤君。

○3番（芹澤廣行君） 今、教育長の答弁ですと、目が届くと。これは14人であれば、35人、40人と違いますと、届くということは、数の面ではそう思っています。ただ、学年をまたいで、そこまで果たして教師が能力がある……、能力って失礼ですけれども、大変な負担になるとと思うんです。その問題は、私はどうしても、1学年1教師担任という、これが理想だと思うんですけどもね。

それから、これはちょっと重大な発言をされたんですけども、南部小学校の場合は、複式にしても、特別の補助の職員の教師をつけていただくということをおっしゃられましたけれども、じゃ、ずっとほかの小学校も、こういう事態があったときに、決してこういう補助職員は来てくれるということは担保できていないわけですね。これは、教育長、どの学校でも、複式になんても補助教員というのにつけるという自信がおありますか。

○議長（板谷 信君） 教育長。

○教育長（杉山広充君） 今、南部小学校のことについて申し上げましたけれども、南部小学校については、講師ですね、複式の講師1名つけております。そのほかに支援員というのも1名配置しております。それで、ほかの学校においても支援員が1名ついておりますので、複式になった場合には講師を配置することは可能だと考えております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 3番、芹澤君。

○3番（芹澤廣行君） 先ほど8月27日から第1回目の会議が発足したわけですけれども、第1回目ですから顔合わせとかいう形なんでしょうけれども、父兄の中にこの複式に対してどのような認識を現在お持ちになっているか、どういうふうに思っているか、行政で見解をちょっと述べていただきたいと思います。

○議長（板谷 信君） 教育総務課長。

○教育総務課長（藤森 敦君） 8月27日に第1回のあり方協議会を開催いたしました。第1回ですので、事務局からの説明、これは組織のこと、それから事業計画の承認とか、あるいは基礎数値の説明、提出というところでほとんどの時間を費やして、具体的な意見交換という部分にまでは入ってはおりません。

今年度、5回程度開催をしたいということで、第2回以降、基礎数値を使ったり、あるいは、皆さん、保護者の方が思っている思いとか意見を議論する会に2回以降持っていくたいというふうに考えています。

ですので、あり方協議会では、具体的な意見ということはまだ出されてはおりませんけれども、参考までに、平成24年の議会で、やはり複式についての南部小学校での不安とか、意見、あるいは声が入っているかというようなことで、やはり教育長が答えておりますので、その中で幾つか説明をしたいと思います。

1点目としては、複式に対する不安の声よりも、期待の声も多く聞かれる。

2点目、少人数によって、一人一人の手厚い指導が期待でき、確かな力と豊かな感性が育まれていると考えている。

3点目、少人数のかかわりの中でも、高め合うことができ、いろいろな場において支え合う経験ができると考えている。

4点目、複式を経験している保護者もあり、自分の経験からも、余り不安を感じていない方もいる。

5点目、保護者の中には、一つの学習スペース、教室等で授業が行われていることに、お互いの声が気になり、集中力が続くかを心配している方もいる。

6点目、保護者の方よりも、地域の方、特にお年寄りの中に、複式への不安を感じている方が多いように思える。不安とは、競争の中で生まれる力が欲しいということである。

というような意見が聞かれたということを答えております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 3番、芹澤君。

○3番（芹澤廣行君） ありがとうございました。

今、課長の発言ですと、大体半分半分、賛成半分、反対というよりも不安でしょうね。反対という意見を述べるような現状じゃありませんのでね。

これは本当に、将来、川根本町に勤務されている御子弟を預かるについては、一番かなめの話だと思うんです。ですから、次回以降、学校を考える会の中で、本当に忌憚のない、複式の問題、あるいは中学校に至っては、部活動もなかなかできないし、せっかく小学校まで野球をやったけれども中学校でやめたとか、非常に、先ほど来、中学校の問題は余り議論にならなかつたんですけどもね。先般、9月14日、本川根中学校の運動会に出席させてもらったんですけども、1学年から3学年まででたった48名と。男半分、女半分ですからね。もう野球をやりたい、サッカーをやりたい、柔道をやりたいというと、完全に部活が重複し

なければ希望がかなえられないと。

そういう中で、私みたいな年配の者は、同級生が、中川根、本川根を入れますと当時560人おりました。団塊の世代ですね。今は100人を切っている中でね。私のときには競争も厳しかったんですけども、部活動にしろ何にしろ、文化活動にしろ、自分の希望するところに入れたことも一つの事実です。ですから、大いにこの中学校の問題を、一緒にすべきか、しなくともいいのか、してはいけないのか、こういう問題を徹底的に話し合っていただきたいと思います。

以上、この問題についての質問は終わります。ありがとうございました。

これで終わります。

○議長（板谷 信君） これで3番、芹澤君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。



◎日程第2 認定第1号 平成24年度川根本町一般会計歳入歳出決算  
認定について

◎日程第3 認定第2号 平成24年度川根本町国民健康保険事業特別  
会計歳入歳出決算認定について

◎日程第4 認定第3号 平成24年度川根本町後期高齢者医療事業特  
別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第5 認定第4号 平成24年度川根本町介護保険事業特別会計  
歳入歳出決算認定について

◎日程第6 認定第5号 平成24年度川根本町簡易水道事業特別会計  
歳入歳出決算認定について

◎日程第7 認定第6号 平成24年度川根本町温泉事業特別会計歳入  
歳出決算認定について

◎日程第8 認定第7号 平成24年度川根本町いやしの里診療所事業  
特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（板谷 信君） 日程第2、認定第1号、平成24年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第8、認定第7号、平成24年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでを一括議題とします。

本案について決算特別委員会委員長の報告を求めます。決算特別委員会委員長、中野暉君。

○決算特別委員長（中野 晖君） 少し時間をいただきます。

それでは、平成24年度川根本町会計決算特別委員会委員長報告をいたします。

本定例会において、平成24年度川根本町会計決算認定について、決算特別委員会に付託さ

れました事件について、会議規則第77号の規定により、審査の経過と結果について報告いたします。

9月3日の本会議終了後、正副委員長の選出と審査日程、審査要領について協議を行い、その後、平成24年度財政シミュレーション、財政健全化判断比率及び総括説明を受けました。

審査は、9月5日、6日、9日、10日、11日と5日にわたり実施をいたしました。5日から、平成24年度一般会計及び特別会計6件の決算審査について、それぞれの所管課長、局長、室長及び担当の説明を受け、審議を行ってきました。また、12日には現地調査を実施し、準用河川沢奥沢川改修工事、現場での説明を受け、続いて、耕作放棄地再生利用緊急対策事業、崎平地区のソバ栽培について担当課より説明を受けました。次に、林道を奥に進み、林道ヒラト線開設工事、これは平成23年度から26年度の事業で、一部完成現場を歩いて確認をしました。最後に、B&G海洋センタープール改修工事及び新規購入ボートの説明をいただき、視察を終了しました。視察終了後、午後1時から、認定1号から認定7号までの委員会採決を行いました。

採決の結果、次のとおり認定しましたので、報告をいたします。

認定第1号、平成24年度川根本町一般会計歳入歳出決算は、賛成多数で認定です。

認定第2号、平成24年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算は、賛成多数で認定です。

認定第3号、平成24年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算は、賛成多数で認定です。

認定第4号、平成24年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算は、賛成多数で認定です。

認定第5号、平成24年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算は、賛成全員で認定です。

認定第6号、平成24年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算は、賛成全員で認定です。

認定第7号、平成24年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算は、賛成全員で認定です。

次に、審査の経過状況の中での意見、質問、要望等につきましては、全体を報告すべきではありますが、皆様のお手元に資料を配付しておりますので、その中から幾つかを抜粋して報告をさせていただきます。

それでは、報告をします。

1ページの2款総務費、2項6目ダム水源地域振興費、ふれあい館についてですが、周辺の施設と連携した指定管理の導入をする方法が必要ではないかという質問に対し、接岨地区全体で活性化するよう、ふれあい館を含め考えたいとの回答がありました。

続いて、次のページ、7款商工費、1項2目商工業振興費、売れるものづくり事業補助金の内容は何かという質問に対し、白葉茶の栽培について補助している。当初100万を補正し

増額をしているという回答でございます。

次に、6ページ、2款総務費、2項3目まちづくり事業費、縁むすび事業は今後も進める予定か。参加者の人数確保が難しい。結婚を目的とするか、町のPRを主にするか考えたい。5年間の中で、昨年、3団体に委託したが、今後、町の魅力、個人の魅力がつながっていく事業展開を検討したいという回答でございます。

次に、10ページ、10款教育、5項4目、停電の場合はどう対応しているかという、給食のことではありますが、停電の場合、とまった時間により業務を判断する。緊急対応マニュアルがある。施設が大きいので、自家発電はないとの回答でございました。

次に、12ページ、10款教育費、2項1目学校管理費、臨時職員、特別支援員について質問があり、支援員9名は、特別な指導が必要な児童に配置している。面接により教員免許証の所有者等を採用しているとの回答があった。

14ページ、10款教育費、4項4目資料館運営費、町内の子供たちがどの程度入館をしているかという質問に対し、各学校にて、社会科、生活科、総合学習の授業等において利用している。また、入館料については、町内の子供には減免としているという回答でございました。

15ページ、2款総務費、1項1目一般管理費、職員提案による提案数と採用件数、表彰内容はどういうものかの質問がありました。提案件数は10件、アイデア型提案9件、改革成果型提案1件で、うち表彰されたものは「課内行事の把握と課内調整のための月間行事予定作成」であり、全庁へ広めるよう啓発をしましたとの回答です。

次に、24ページ、4款衛生費、1項1目健康増進費、生活改善センターの活用実績について質問がありました。ママケアスクール、マタニティースクール、食育スクール等、児童等の食育事業にも活用をしている。また、町内一般団体の利用もあるとの回答がありました。

26ページ、いやしの里診療所事業特別会計、1款総務費、1項施設管理費、医師募集についての質問がありました。24年度中に18名の方から問い合わせを受け、そのうち1名の応募があったが、先方の都合で決定には至らなかったという回答がありました。

続いて、29ページ、8款土木費、1項1目土木総務費、定住対策限度額30万円の拡大を。また、関係各課との連携をとってほしいとの質問がありました。建設課だけではなく、企画課等関係各課とも協議し、検討しなければと感じているとの回答がありました。

続いて、34ページ、簡易水道事業特別会計、4款予備費、歳入のところで、歳入を事業費に向けるがバランスはどうなっているのか。今の段階で水道料金は上げるのかとの質問がありました。現状では上げなくてもよいが、今後、北部の水道施設改修もあるため、公営企業会計へ移行する29年度までに固め、各年度ごとに計画を水道委員会等で検討し、いつから公営会計に移行するかも含め、検討をするととの回答がありました。

続いて、35ページ、3款民生費、1項1目社会福祉総務費、社協への職員派遣については町はどのように考えているかの質問に対し、社協の資質向上、技術の向上を図るために職員を派遣している。最低3年はかかるが、事務についてはもう少し時間がかかる。社協でも改

善すべきところは改善していただき、地域福祉の内容の強化も図っていってもらいたいと考えているとの回答がありました。

続いて、39ページ、介護保険事業特別会計、1款1項総務管理費、システム改修費は前年度と比較してかなり減少しているが、その理由は何かの質問がありました。前年度は、介護保険計画の4期から5期への移行のため大規模な改修が必要であり、そのために金額が大きかったものであるとの回答があった。

続いて、45ページ、6款農林水産費、2項4目町有林管理費、FSC認証の更新は何年ごとかの質問がありまして、今回が初めての更新で、更新は5年に一度となる。前回が2008年取得、今回2013年が更新年ということになります。

続いて、国民健康保険事業特別会計、1款1項総務管理費、一般管理費の一般財源がマイナスになったのはなぜかとの質問があり、平成23年度に実施したシステム改修委託料で、国の調整交付金が平成24年度に入ったため、特定財源の歳入が平成24年度支出額を上回った。その分が、一般財源マイナス68万3,500円となったとの回答があった。

以上でございます。

以上、抜粋して報告をさせていただきました。

結びに、平成24年度は、当町初のオリンピック選手、カヌー競技で大村朱澄選手がロンドンオリンピックに出場されました。また、川根本町まちづくり基本条例が制定されました。この条例は、平成21年11月に設置された策定委員会により、延べ21回にわたる会議を経て、平成24年6月議会において、賛成全員で可決制定されたものでございます。さらに、平成24年6月から、川根本町議会基本条例制定に向けて、第1回の検討特別委員会が開催された年でもありました。

町財政については、財政健全化比率により、年々起債残高も減少し、改善されていることがうかがえる。特に、実質公債費比率は7.4%、前年度の8.8%より1.4ポイント改善された。これは、健全化基準の25%を大きく下回って、年々改善されている数値である。しかし、今後の行財政を考えると、さらに厳しい状況が想定されるわけで、堅実な財政運営をお願いしたい。

平成24年度決算審議において、地方交付税が予想より減額されなかつたことは、結果的に収支に余剰が出たが、消極的な政策で財源が余ったのではなく、24年度事業についても、事業執行率も全体では95%と、多くの事業執行実績報告があり、歳入歳出について6日間審議をされました。

また、今回も課題である諸問題が審議されましたが、今後もますます深刻な問題として継続検討課題と考えます。

総括して、限られた財源で将来の町財源を勘定しなければならず、補助金及び交付金等有利な財源確保に努力をされ、町民に対し、財政実務が低下することのないよう、今後も努力をお願いいたします。

さらに、今回の委員会で審議されました案件を考慮され、次年度の予算に関連づけることをお願いし、関係した皆様には、スムーズな決算特別委員会が遂行できたことを感謝申し上げます。

また、委員の皆様には、意義ある貴重な御意見をいただき、大変有意義な委員会ができましたことを改めまして感謝申し上げまして、平成24年度川根本町決算特別委員会の委員長報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（板谷 信君） 御苦労さまでした。

決算特別委員会は、議長を除く全議員が所属となっておりますので、委員会審査の経過と結果に対する質疑は省略します。

これから、認定第1号、平成24年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

平成24年度一般会計決算に反対の立場から討論いたします。

思い起こせば24年度予算は、町のブロードバンド整備事業の是非を求める住民投票請求を否決した議会や責任者である町長に対するダブルリコールが出されたことで、4人の議員が辞職し、住民投票を目前に控えた混乱の真っ最中で、病欠の議員もあり、わずか7人の議員による、通常よりも1週間も短いスピード議会で成立した予算でした。

国の政権交代に関連して打ち出された、経済対策や生活環境対策と銘打った自治体への多額なばらまきも終わり、前年度より1億3,200万円、率にして2.3%減の55億1,300万円の縮小予算でしたが、決算では、歳入で約10億円もの増の65億3,297万円、歳出では繰越明許を含めて3億5,795万円増の58億7,095万円となり、繰越額は、二度とこんな多額な繰り越しを出さないようしっかりと住民要求にこたえた事業を行うべきと批判された、21年度の繰越額6億1,195万円をさらに上回る6億6,202万円に上り、早くから新聞に取り上げられて、多くの町民から、もっと町民の要望に応えて、やるべきことをしっかりとやるべきとの批判の声が上がっているところです。

過去最高の繰越金が出た理由は、地方交付税の算定方法が変わり、面積割が導入され、3億円ほど増えたことなどで7億6,000万円も増えたことや、当初で何の見通しもせずに恒例的に1億円しか計上しない繰越金が5億円余に上ったことなどで、基金の取り崩しの減額や起債の減額を行ってもなお、このような繰越金が出たものです。

この中にはもちろん、歳出においても、民生費や衛生費、商工費、消防費、教育費などで合計3億円余の減額がされましたが、一方では総務費や農林水産費、災害復旧費などで大幅な増額になり、差し引きでは、3億円余の差額を差し引いた結果の6億6,000万円の繰越金

となったものだということで、町長をはじめ行政が説明された、やるべきことをやらないで残したものではないと言われるのを一概に否定するものではありません。

しかし、当初予算の反対討論で述べたように、地方交付税は、前年度に起きた東日本大震災による膨大な復興費用の必要や、国勢調査による人口が5年間で900人の減少だったことなどで、地方交付税の減額が心配されましたが、町は大きな影響はないとのことで、前年より1億円増額の予算計上をしました。交付税代わりの臨時財政対策債も8割方の3億5,000万円を計上し、基金取り崩し額も5億円余を計上するなど、ほぼ前年同様の事業費を確保するために、かなり目いっぱいの歳入を計上した予算だったと思います。

繰越金も例年どおり1億円を計上するなど、この上、前年度の台風災害のように、年度途中で大規模な災害など緊急な支出が必要になったら大丈夫か心配な予算だと述べましたが、林道施設災害復旧工事で1億円の増額となりましたが、23年度からの繰越金が5億円余もあることがわかり、不要不急の事業に充てる財源だけでなく、町民の暮らしやすい環境整備や雇用の場の拡充など、まだまだ住民の要望に応える余裕がある財政の活用を一般質問や年度末の予算要求などで示してきたものです。

そういう町民の声によって、商工費の住宅リフォーム推進事業補助金の増額など、町民からも町内業者からも好評なことや、佐藤町長になって特に力を入れてこられた中学卒業までの子供の医療費完全無料化や子宮頸がんワクチン、インフルエンザ予防接種などの各種予防接種の補助拡充は、大いに評価できるものです。

しかし、これまで反対の大きな理由としてきた、自治会振興費の集会所修繕費や建物保険料に124万円余も南部地区への負担増や、北部地区集会所への大規模修繕などでも、1,400万円の補助金支出の裏には地元が同額以上の負担をしていることを思うと、まだまだまちづくりで最も大切なことを理解していないと言わざるを得ないもので、地区住民の暮らしを圧迫し、地区の力を衰退させかねない過大な負担はやめるべきです。

それでも平成24年度は、私の繰り返しの批判もあってか、住民の避難場所となる重要な施設との位置づけで、全額町費による耐震補強工事が実施されたことは大変評価できますが、町有であれ地元所有であれ、集会所は、地域住民にとっても町にとっても、地域の活力と安全・安心を支える大切な施設であることを深く認識して、地区や住民に過大な負担を背負させることは断固やめるよう主張します。

細かいことですが、遊具の保守点検委託料で、当初予算より4分の1ほどしか使わなかつたことについて、遊具は危険だから置かないとの回答は、子供を増やそうと本気で考えている町とは思えないものでした。

また、4款衛生費の1項6目環境衛生費で、猫避妊・去勢手術費用助成金が一昨年創設され、大変期待されましたが、昨年も、自己負担額が大きいため予算の半分も利用されませんでした。増える一方の社会問題化する野良猫を増やさないようにと、自費で手術を受けさせ守っておられる方々の苦労を思うと、もっと補助率を下げて、利用しやすくすべきではな

いでしょうか。

3款3項1目の災害救助費に、一昨年孤立した富沢地区住民へ、14節で物資借り上げ料140万円や、20節扶助費で民間住宅家賃補助180万円が計上されましたが、今年の3月議会で合わせて250万円も減額補正が行われ、決算ではさらに減額して30万円弱の執行しかなく、半年近い苦しい孤立生活を、集落の全員で力を合わせ助け合って乗り越えた人たちへの見舞金が、5万円の当初予算から13万5,000円に増額されたことは、たとえわずかでも、ほっとしたというよりも、当初予算の5万円が本当に少ない額だったと言えることだと思います。

富沢地区の皆さんのが一番望んでいるのは、孤立することがないよう道路の確保であり、町はそのために、迂回路確保として23年度より林道ヒラト線の開設工事を始めました。4年計画で、総延長1.3kmの林道開設で、総事業費は1億5,000万円ほどとのことで、安心・安全の暮らしを守るためにも大変重要なことだと思いますが、現地視察をして、県から2分の1の補助があるとはいえ、余りにも立派な道路がつくられていることに驚くとともに、果たしてふだんの利用者があるのだろうかと驚きました。

また、富沢地区の皆さんのが言っていた、大井川に永久橋をかけてほしい、そうしてくれていれば、今まで何回も繰り返し崩れて直した費用でつくれただろうし、今後も崩れるたびにお金をかけることになると、異口同音に言われた言葉を思い出し、果たして富沢地区の皆さんのがこの立派な道路を見て喜ぶだろうかと疑問を抱いたのは、私一人ではないはずです。

企画費の支出額2億1,000万円の中で、茶の販路拡大や定住人口拡大、交流事業などの支出がありますが、友好都市事業や市場開発委託費など、町外の人には惜しげなく出す経費が、結婚・出産祝い金や移住促進事業委託料など、町内・町民には乏しく、また町民を巻き込む仕掛けも少なくて、効果につながらないことが残念です。

また、公の施設の指定管理導入も、人件費の削減に終わっているように思えて残念です。

9款消防費で、防災ラジオが未整備の1,400戸へ設置されたことや、避難所となっている小中学校の体育館に発電機が整備されたことなど大いに評価できますが、高齢者世帯が多く、正しい使用法などきめ細かな説明がまだまだ繰り返し必要だと感じます。

消防の広域化や同報無線のデジタル化など多額な費用を要する事業が進められていますが、議会へも町民へも説明不足としか言いようがありません。メリット、デメリットなども明らかにして、小さな町の負担を軽減するために、国や県へ党派を超えた要望や働きかけなどの取り組みの必要性を痛感しました。

10款教育費は、予算が前年度より5,500万円ほど増えた款ですが、決算では1,500万円しか増えず、2,600万円に上る不用額が出ています。

その中で、1項3目の奨学金貸与金が、60万円の当初予算に対し支出は18万円で、一人は12カ月分、一人は6カ月分の支出しかなかったのは、これまでも、月1万円では小遣いの足しこらいで、大学へ行く経済支援としては余りにもお粗末だと指摘しているものです。もっと子供に学ぶ機会を提供できる制度とするべきです。

また、中学2年生のカナダ英語研修も、18人分の予算をとりながら10人の参加しかなく、義務教育の機会均等の立場からも、希望する生徒は親の経済状態に左右されることなく皆参加できるよう、負担を下げて、子供の未来にかける事業とするべきです。

また、小中の就学援助費も、予算に対する執行率は50%前後と低く、もっともっと周知を図り、収入が少ない親御さんがもっと気軽に申請できるようにして、所得要件も生活保護基準の1.5倍以下を1.3倍以下に引き下げて、子育て支援を強化して、親の収入に子供が左右されることなく、安心して子育てできる体制を整えることを強く要望します。

まだまだ言いたいことはたくさん山ほどありますが、行政の職員が議会や町民の声に耳を傾けて、町を元気にするための休日出勤もいとわない取り組みや、暮らしや命を守る取り組みなど、一つ一つ前向きに住みよいまちづくりをされてきたことは、心から感謝を述べるもののです。

本当は批判より評価することの方がはるかに多く、職員の努力する姿もしばしば拝見しながらも、あえて24年度一般会計決算に反対するのは、町民の暮らしが年を追うごとに苦しくなるもで、真に行政が住民を守る防波堤になっているかを思い直し、町民に喜ばれる行政、安心して住み続けられるまちづくりを今以上に進めてくださることを心から願うからにはなりません。町の主人公は町民であることを忘れないで、温かい、夢のあるまちづくりを進めてくださることを切に要望しまして、私の反対討論といたします。

○議長（板谷 信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中田君。

○11番（中田隆幸君） 11番、中田です。

認定第1号、平成24年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論をいたします。

平成24年度は、歳入総額65億3,297万円、歳出総額58億3,335万円で、実質収入額6億6,202万円となっております。これは、平成23年度と比較しますと、歳入の伸びよりも歳出の伸びが少なかったためであると考えられます。単年度収支額は2億3,756万円となり、そのうち1億5,000万円が臨時財政対策債による借り入れであるため、単年度では厳しい状況であったと考えられます。平成24年度は、当初予算には55億1,300万円でしたが、23年度に引き続き大きな決算となっております。

平成24年度は、当初予算の事業に加え、平成23年度からの繰越明許でもある地区集会所の耐震補強工事の実施、林道などの開設・改良工事の実施、教育施設等の整備、住宅リフォーム推進事業、売れるものづくりの支援事業による助成事業など、安全で安心なまちづくりのための事業や地域経済の活性化に資する事業の実施ができたことではないかと思います。また、インフルエンザ予防接種費助成事業など、他自治体よりも充実した取り組みが行われるなど、住民の健康維持・予防対策に配慮された事業も実施されております。また、平成24年度は、地方交付税の交付が23年度と比較すると2億8,500万円の増額とされました、経済的な経費を約1億6,500万円減額することもできております。

平成32年度以降において地方交付税が、現在の試算でいきますと5億7,000万円の減額が予想されております。また、今後予定されている北部地域の簡易水道施設整備事業において、約10億円の財源の確保が必要となっている点など、将来を見据えた財政運営については理解のできるものであります。

実質公債費比率につきましても、8.8%から7.4%へと改善されているなど、健全な財政運営がなされているものと考えられます。また、各種事業の決算につきましても、予算によつた事業完遂がされたと評価するものであり、賛成するものであります。

以上、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（板谷 信君） これで討論を終わります。

これから、認定第1号、平成24年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立多数です。

したがって、認定第1号、平成24年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、認定第2号、平成24年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

平成24年度国民健康保険特別会計決算認定に反対の立場から討論を行います。

反対の最大の理由は、町民の多くの方から、国保税が高くて払えない、収入は減る一方なのにこれ以上値上げしないでほしい、生活できないなどと悲痛な声が上がっているにもかかわらず、昨年の6月議会本算定で2年連続の値上げが断行された会計の決算だからです。

私は、これまで機会あるごとに、所得水準が低い当町では負担増などやるべきではない、一般会計からの法定外繰り入れで値上げを回避するようにと一生懸命求めてきました。それなのに、行政も議会も、昨年6月議会の本算定で、基金がたくさんあることや、国保加入者だけに一般会計を充てるのは他の保険に入っている人に不公平などとして、後期支援の分と介護納付分で値上げする条例改正を行いました。

なぜ一般会計からの繰り入れで値上げを回避することが不公平なのでしょうか。多くの自治体が一般会計からの法定外繰り入れを行っていますが、住民から批判が起きているなど聞いたこともありません。このような私の懸念の訴えが、今年の6月議会でようやく行政に受けとめられたのか、町長より、今以上の負担を避けるために、今後、一般会計からの繰り入

れも考える旨の答弁が行われました。

当町では、町民の3分の1が国保の被保険者です。社会保険など雇用保険の人も、退職すれば、75歳の後期高齢医療保険に入るまでは、誰もが国保に加入します。国保は本来、雇用保険などどこにも入れない商店や農家、高齢者など全ての国民が安心して医療を受けられるよう、憲法第25条の生存権を保障するために国がつくった社会保障制度です。国が医療費の2分の1を負担していたのを次第に切り下げて、38.5%に今では切り下げていること、このために、自治体の責任が重くなり、国保税が引き上げられ、余ると、いざというときのために基金へため込まれるというやり方が進みました。そのため、今では所得の1割を超える払いたくても払えない人が増えて、どの自治体でも滞納額の増加が大きな問題になっています。

当町の24年度決算でも、滞納額が、前年度よりは少し減りましたけれども、3,377万円に上り、1年間の国保税額の16%を占めています。長期の滞納者へは、正規の保険証を取り上げられ、3ヶ月ごとに納付を促す短期被保険者証の方が増えています。医者にかかると窓口で10割負担となる資格証明書の人は、3人から1人に減ったということですけれども、この方は、医者にかかっていない元気な方だという説明を聞きました。これから職員の方の注意深い見守りが必要だと痛切に感じます。

24年度は、3月議会で介護保険料や後期高齢者医療保険料も、改定の年だからと当たり前のように値上げされ、6月の年金支給では多くの人が、目減りした年金に不安の声を上げました。既に国保税は所得の1割を超え、多くの町民が苦しんでいます。国保税はもう限界だという認識があれば、このような大変なときに値上げなどできなかつたでしょう。所得が200万から300万の世帯でも、1回分の支払いが3万円から4万円となり、一度滞納すると2回分で6万円から8万円も払わなければならなくなり、ますます支払いが苦しくなります。年金は減る一方なのに、何を削って生活すればよいのかとか、売り上げは減る一方で、医者に行くのも我慢しているのにと、議会や行政への不信の声が上がっています。

町民の協働が頼りのまちづくりに、大きなマイナスにならないか心配です。行政もそれを恐れたのか、昨年、町の広報に改定のお知らせが載ましたが、値上げの言葉などどこにも書いてありませんでした。でも、確実に増えた負担を何も知らせない行政へ、かえって町民の不信は高まり、逆効果になっています。

値上げの結果、所得100万円の2割軽減世帯でも、13万7,000円から15万円余に上がって、所得の15%に及ぶ負担となりました。資料の被保険者一人当たり諸率という前年対比を見ましても、国保税の値上げなど必要なかつたことが明らかです。なぜなら、23年度に比べ保険給付費は、24万4,352円から24万1,155円に3,197円減っているのに、国保税額は6万6,750円から7万1,929円に、5,179円も増えています。一方、国庫支出金は前年より1万2,000円も減り、一般会計繰入金も1,266円減っていて、被保険者にだけ負担増を押しつけたことが明らかです。一般会計からの法定外繰り入れは、基金が1億3,000万円もあるから認められないと言いながら、基金もこのまま取り崩せば数年で底をつくと言って、取り崩し額を23年度

の3,494万円より2,833万円も少ない661万円しか取り崩しをしませんでしたが、うち300万円を後期高齢者支援金に充て、361万円は国県支出金返還金に充て、不足額を値上げしました。

数年前に基金条例を改正して、医療だけでなく後期支援金や介護納付金にも使えるように改正したのは何のためだったのでしょうか。この委員会審査のとき議長さえ、基金を数百万円取り崩せば済むのに値上げはどうかと、審査のときに町民の深刻な生活状況や町の経済への影響を案じて疑問を呈されました。それなのに、回避しようと思えば簡単に回避できる値上げに対し、議会では、私以外誰一人反対しなかったことは残念で仕方がありません。

決算資料の総事業費に対する財源内訳で、23年度の比率と比較すると、国県支出金が26.4%から24.9%へ減少、税である一般財源は19.5%から20.9%に増加し、国の責任放棄が税負担に回っていることを強く感じます。

特に3款7目の保険財政共同安定化事業拠出金では、23年度決算より総事業費が200万円ほど減ったのですが、財源の共同事業交付金が1,400円も減らされ、国保税からは前年度より350万円も多い548万円も支出するなど、納得できない状況です。

また最近は、町が行う保健福祉事業にまで国保税を使って行うよう方針が変えられ、24年度決算でも特定健康診査委託料や人間ドック検査助成、医療費通知などに81万円の国保税が使われました。これでは、町は財政的に少しあ助かるかもしれません、担当の職員の皆さんには、思い切った保健福祉活動が取り組めないのでしょうか。

幸い、小さな当町では、保健師さんや栄養士さん、看護師さんたちが連携して、町民の命や暮らしを守るために、懸命に健診や訪問、相談、予防事業などきめ細かな取り組みを進め、国保税も老人医療費も県下で一番低い町になっています。

しかし、国は、大都市ほど高い保険料や滞納を解消するために、国保の広域化を進めています。後期高齢者医療同様、運営内容を住民から見えなくし、一般会計からの繰り入れもできないようにして、高い保険料を強制的に取り立てる計画です。もしこれが実施されたら、所得が低い当町で、県下で一番低い国保税が飛び上るほど上がり、払えない人が増えて、医者にかかる人も増えることでしょう。小さな自治体にとって広域化が不利なのは、広域化された後期高齢医療制度を見れば明らかで、絶対に認めることはできません。

私たちがほぼ隔年で行っているアンケートでも、町や議会に求めるもののトップは、これまで医療救急体制の整備でしたが、今回は、国保税、介護保険料などの負担の軽減が一番多くなりました。収入がない人も加入する国保は、国の負担をもとの50%に戻すよう、議会、行政、一致団結して国へ声を上げなくてはなりません。

このような大変なときに、値上げを避ける方法がありながら、それに耳をかさず、保険料値上げで耐えがたい負担をもたらした当会計の決算認定には賛成できないことを明らかにして、反対討論とします。

○議長（板谷 信君） 反対討論が終わりました。

次に、原案に賛成者の発言を許します。9番、久野君。

○9番（久野孝史君） 9番、久野です。

それでは、認定2号、平成24年度川根本町国民健康保険事業特別会計の決算認定について、賛成の立場から討論いたします。

皆さん御存じのように、先ほどのお話にもあったように、川根本町は県内でも一番低い水準で運営されております。また、平成24年度の保険税率の改正については、後期高齢者支援金についての改正、これは300万の基金が繰り入れられております。年々増加する後期高齢者支援金に対して、被保険者の急激な負担増への配慮がされております。また、介護納付金の保険税率が改定されております。

確かに医療給付費の出の方は、一般被保険者の減少などの影響から、医療給付費の総額は減少しております。24年度の一人当たりの医療給付費も、前年度比で4.3%減少しているので、医療給付費は据え置かれております。マイナスでも医療給付費は据え置かれたところも注目していただきたいと思います。

国民健康保険会計では、他の市町でも法定外が行われておりますけれども、当町では行っておりません。しかしながら、一般会計からは、繰り入れの基準に従って、事務費のほか、保険税の軽減に対する繰り入れ、国民健康保険財政の安定化のために、現在、保険基盤安定繰入金を軽減分1,600万、財政安定支援分事業費に594万、保険者支援分に368万のように、一般会計より保険会計に繰り入れされております。

また、ちょっと繰り入れに関しては論点が最初から違っているようなところがありますけれども、我々は、急激な制度の改正により負担が多くなったときに、基金を活用し、また、保険税を適正なものにしておくということで考えておりますけれども、保険税を引き下げるために何か繰り入れを行うということのように思われます。このような意見が、2つに分かれて、繰り入れに関してはちょっと論点が違うようなところがありますので、それだけはつけ加えておきたいと思いますけれども。

それと、27年を目指されている広域化についても、今後注目しなければならないことがありますけれども、小規模保険者としてどのように対応していくかというような状況であります。

24年度決算については、先ほど言いましたように、単年度収支がマイナスになっている状況でも、税率等の改正と基金の取り崩しがあり、被保険者が安心して医療にかかることが運営できるようにされております。

また、反対議員には、予算のときは賛成しております。先ほど言った繰り入れの件、また、国の負担割合50%から下がったということについては、全く当町の裁量の余地のないところありますけれども、私は24年9月のときと同じような認識であります。

また、先ほどちょっと保険健診の話になっておりましたけれども、二、三年前から、保険者が健診を行うようになったという法的な改正等もありますので、その辺のところもつけ加えておきたいと思います。

以上の点で、この会計は、保険者が安心して医療にかかることのできる運営がされている決算でありますので、賛成の立場から討論しました。

以上です。

○議長（板谷 信君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで討論を終わります。

これから、認定第2号、平成24年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立多数です。

したがって、認定第2号、平成24年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、認定第3号、平成24年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

24年度後期高齢者医療特別会計決算に反対の立場から討論を行います。

毎回述べていることですが、反対といいましても、当会計は、広域連合から請求された保険料率で徴収した保険料を広域連合へ納めるだけの会計で、町に裁量の余地などない会計だということは、最初にお断りしておきます。

それなのになぜ反対するのかというと、当会計が、医療費が増えてくる75歳以上の高齢者だけを国保や社会保険から外し、65歳から74歳までの前期高齢者と名づけた世代でも、一定の障害を持っておられて医療費がかかる方を都道府県単位の広域連合に囲い込み、かかった医療費を現役世代の医療保険料に別立てで加算して、毎年、支援金負担を引き上げて、高齢者が増えるとこんなに医療費がかかると、毎年、高齢者にかかるということを見せつけて、高齢者に差別医療と際限ない負担増を持ちこんでいる、世界にも類を見ない冷たい親不孝制度に基づく会計だからです。

平成20年度に導入されて以来、保険料は2年ごとの見直しで確実に上がり続けると言われており、廃止を掲げて政権交代した民主党は、政権についた途端、廃止を引っ込めて、平成22年度に続き24年度も、見直しで値上げされました。このときも全国的に、負担の限界である収入が少ない高齢者への保険料値上げが大問題になりましたが、民主党政権は、負担軽減

策さえ示しませんでした。

静岡県でも、均等割が3万6,400円から3万7,900円に、所得割も7.11%から7.39%に値上げされましたが、制度導入時に高齢者の医療費が県平均より20%以上も低かった当町は、激変緩和策として県平均より低い不均一保険料が適用され、6年間で県平均に到達するよう引き上げられることで、県の平均よりかえって大きな値上げ幅となり、24年度の改定でも、県が年金収入80万円で100円値上げになるのに対して、当町では300円の値上げに、年金が201万円で県が1,900円の値上げに対し、当町では3,400円の値上げに、年金収入が320万円の人では、県が6,200円の値上げに対して、当町は1万1,200円もの値上げとなり、保険料徴収額も23年度決算額より660万円も増額となり、高齢者の打撃が大きいのは明らかです。

当町の高齢化率は42%を超え、県下で最高で、75歳以上の方も人口8,405人中2,169人おられるという報告がありましたが、小さな町だからこそ、顔が見える保健福祉事業の取り組み効果が上がっており、当町の75歳以上の医療費は県内でも一番低い状態が続いている、元気な高齢者が多い町として全国へ誇れる状況です。

ところが、議員も出せない、声も届かない広域連合では、このような重要な問題が協議されず、所得水準の低い高齢者が多い当町にとって、値上げは重大な問題だという訴えも聞き入れられず、行政としても何の救済策も打てないのは、制度そのものが欠陥としか言いようありません。

また、保険料は、介護保険を見習って、年金が月1万5,000円を超えるれば有無を言わせず保険料を天引きする特別徴収と、月額1万5,000円以下の高齢者には自分で納付を義務づけて、滞納が続くと正規の保険証を取り上げて、3カ月しか使えない短期被保険者証が発行され、1年以上滞納すると、窓口で10割負担となる資格証明書を発行するという、念の入った制度になっています。これでは、受診抑制を促し、重症化、手遅れを招かないでしょうか。実例が全国では後を絶たない状況ですが、当町は大丈夫なのか心配ですか。

当町では大半の高齢者が、今以上の負担は限界状態です。何度も言いますけれども、限界状態です。24年度決算では、滞納額が前年より20万円ほど増えて、152万3,120円になっています。滞納者は5人とのことです、幸い資格証明書はゼロとのことで、ほっとしました。

しかし、委員会審査では、もっと少ない収入の人でも納付できているという担当課の説明は、とてもそのままには信じられないものでした。なぜなら、年金が月1万5,000円以下の人が対象の普通徴収で、それ以下の収入しかない人が、一体どうやって暮らしておられるのでしょうか。どうやって保険料が払えるのでしょうか。本当に保険料をそういう方たちに払わせなくてはならないのでしょうか。生活保護も受けなくて、子供や家族の助けも得なくて、月1万円足らずの収入でどうやって暮らせるのでしょうか。いろいろ想像して、心にとげが刺さったようで苦しくなりました。

それにしても、この会計の資料の少なさは驚きました。後で見直そうと思っても、余りにも資料がなく、大変苦しみながら討論をつくりました。

当町でも、少しぐらい具合が悪くても我慢しておられる高齢者が増えていないでしょうか。受診抑制傾向や重症化による医療費の増加傾向があらわれてはいないでしょうか。

当会計は、広域連合で決められた保険料を集めて、広域連合へ納めるだけの会計とはいえ、町の担当者の努力の結果も、町民の健康維持の努力も何ら反映されることもなく、高齢者本人の声も届かない広域連合で、機械的に保険料が引き上げられる冷たい制度です。一日も早く廃止して国保へ戻し、年をとっても家族の一員として切り離すことなく、だれもが安心して早期受診、早期治療ができる制度になるよう、当町も、行政、議会、協力して国へ声を上げることを求めて、当会計の反対討論とします。

○議長（板谷 信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。9番、久野君。

○9番（久野孝史君） 9番、久野です。

それでは、この認定について、賛成の立場から討論いたします。

この当町の裁量の余地は、先ほど言いましたように、制度上、かかわることができませんが、納付相談等を手厚く対応し、短期保険証、資格証明書の発行等はないことは、大変行政の皆さん、職員の皆さん努力で、ありがたいことかと思います。

また、当町の一人当たりの医療費は県下で一番低く、小さな町ながら、顔が見える保健福祉事業を行っております。その効果は、いいものになっております。

この制度は、平成20年4月1日から、75歳以上の高齢者と65歳以上の障害を持つ人を対象としたもので、都道府県を単位とした広域連合で運営され、会計は、そこで定められた保険料を納付することとなっております。これはまた、実績に基づき、保険基盤の安定を図るために負担金を支払うもので、この決算については、適切に処理されているものとしております。

また、先ほど支援金のこともありましたけれども、支援金についても、協会けんぽ3,500万人で1.6兆円、それから健保組合とか共済組合とかありますけれども、市町村国保等で3,900万で1.9兆円と、大体、協会けんぽとかそのほかの健保組合とは同じような率でやっておりまでの、市町村だけが高いようなことはないと思います。

その点で、適切に処理されておりますので、賛成といたします。

以上です。

○議長（板谷 信君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで討論を終わります。

これから、認定第3号、平成24年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（板谷 信君） 起立多数です。

したがって、認定第3号、平成24年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、認定第4号、平成24年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

平成24年度介護保険特別会計決算に反対をします。反対の立場から討論します。

平成24年度介護保険特別会計は、3年ごとの保険料見直しの年に当たり、基準額で月3,530円だった保険料が、830円値上げで4,360円に値上がりし、また、低所得者の負担軽減ということで、7段階の対象所得額を、100万円から200万円というのを190万円に下げて、8段階の200万円から300万円のところを190万円からに改正したことなどに基づく決算です。

これにより、基準額で年間9,960円の値上げとなりました。また、7段階から8段階に移された方は、この今回の改正で、所得300万円以上が対象の9段階の人より多い年額2万円を超す値上げとなるなど、6月以降、年金から天引きされる介護保険料が上がったことに、何でもかんでも上がるばかりで、年金が減らされ、これから先どうなるのか。政治家ばかりもうかって、年寄りは搾り取られる一方で、これじゃ生きていけないなどの不安や怒りの声がたくさん寄せられています。

介護保険制度は、平成12年に開始して以来、3年ごとの見直しが行われ、そのたびに保険料の値上げがされてきました。当然、高齢者が増え続けている当町では、介護サービス利用料も増え続けており、完全に保険料の負担割合が決められている制度である以上、改定のたびに保険料が引き上げられ、近年は、国保税同様、多くの町民から、介護保険料がどんどん上がって大変だ、どうなるのかとの声が絶えないものです。

介護保険の開始により介護サービス事業所が増え、訪問介護や通所介護、ショートステイなど、その人に個人個人の要望に合ったサービスを組み合わせることで、制度開始前は、家庭崩壊などという言葉も生まれたほど大変だった家族介護が、今では、特養など入所施設の不足や、24時間訪問介護、訪問看護などの課題があることを除けば、在宅サービスはかなり充実してきたように思います。

それだけに、今の国の負担を制度開始前の半分に下げたままでは、保険料の高騰は避けられないのは当然です。もっと国の負担を増やすよう声を上げることが必要ですが、国は反対に、介護従事者の処遇改善交付金を24年度はやめて介護費用に組み込んだり、公費50%・保険料部分50%のうちの保険料負担を、65歳以上の1号被保険者と、40歳から64歳までの2号被保険者の負担割合を20対30から21対29に1%、高齢者の方の負担を引き上げたことが、大

幅な値上げの原因になりました。

こうした国の高齢者いじめの姿勢に、意見書などで見直しを求める声を上げたり、町も、収入が少ない第1段階の人でも、基準額の半分しか下がらない矛盾した状況の改善や、9段階しかない所得段階をもっと増やして細かくしたり、一般会計からの繰り入れも取り組むなど、高齢者の耐えがたい負担軽減にも努めるべきです。

それなのに、反対に、24年度決算でも、国の制度改革とはいえ、町が取り組むべき保健福祉・予防事業などを、町の財政が楽になることや法的に改正されたことで地域支援事業に組み込み、貴重な保険料を420万円余も使っているのは納得できません。本来町がやるべき保健福祉事業は、十分力を入れて、重症化を防ぐためにも、保険料高騰につながるようなやり方はやめるべきです。

特に介護福祉手当は、介護をされている家族の方への手当だから、福祉そのもので、介護保険料を使うべきものではないはずです。しかも、当初予算では75人分で618万円が計上されましたが、3月補正で57人しか実績がないとのことで、100万円の減額がされました。そして、それなのに決算では、資料には同じ75人と書かれていて、495万円しか支出していないという状況は、理解に苦しむものです。

決算額を見ても、給付費は1.07%しか増えていないのに、保険料は1.23%も増えているのは、たとえ3年間を見越した値上げだと言っても、高齢者にだけ負担増を押しつけることはないでしょうと言わずにはいられない内容です。なぜなら、介護給付費国庫負担金は3,500万円も減額、県の介護給付費負担金も2,780万円も減額しているのですから、町の請求か報告の仕方が間違っていたのであれば、本当にひどい話と言わざるを得ないものです。

高齢者の一人一人にきめ細かく温かく、時間も惜しまず対応されている職員の皆さんや介護事業所などの現場の皆さん懸命な姿には感謝で頭が下がりますが、それだけに、当会計のもととなる介護保険制度が、国の負担を半分に切り下げる始まりながら、さらにその負担を切り下げて、高齢者や自治体、介護事業者に負担を押しつけている制度である以上、強く改善を求めて、反対討論とするものです。

○議長（板谷 信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。9番、久野君。

○9番（久野孝史君） 9番、久野です。

この認定について、賛成の立場から討論いたします。

平成24年度から26年度の介護保険計画で、保険料税率の改定が行われました。当町では、介護給付費準備基金や繰越金もわずかしか見込めませんが、かといって、給付費を少なく見積もって値上げを回避するものではありません。

そして、介護予防は、保険料高騰を防ぐために福祉事業に力を入れなければならなく、当然、この事業会計でやっているもので、ましてや、民間やそういったところに任せらるべきでありません。介護予防に努めているのは、包括支援センターを含め、給付費の高騰を防いでいることで、皆さん頑張っております。

また、当町では5段階の軽減措置を9段階としております。また、一般財源より低所得者軽減事業費として補助金3,483万円余りを出しております。

また、改定においても、これまで実績に基づき、第5期の介護保険計画を策定し、保険料を算定しております。その推計及びその内容、数値は適切なものであり、それから導いた介護保険料であり、適當であります。

以上をもって、この決算について、認定について賛成したいと思います。

以上です。

○議長（板谷 信君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これから、認定第4号、平成24年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立多数です。

したがって、認定第4号、平成24年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、認定第5号、平成24年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第5号、平成24年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、認定第5号、平成24年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、認定第6号、平成24年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について

討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第6号、平成24年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、認定第6号、平成24年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、認定第7号、平成24年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第7号、平成24年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、認定第7号、平成24年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は3時10分といたします。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時10分

○議長（板谷 信君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開したいと思います。



◎日程第9 発議第2号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書の提出について

○議長（板谷 信君） 日程第9、発議第2号、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書の提出についてを議題とします。

お諮りします。

発議第2号は、会議規則第39条第2項の規定によって趣旨説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は趣旨説明を省略することに決定しました。

なお、本発議は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りましたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから、発議第2号、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書の提出については原案のとおり可決されました。



◎日程第10 発議第3号 重度障害者（児）医療費助成制度における精神障害者の適用改善に関する意見書の提出について

○議長（板谷 信君） 日程第10、発議第3号、重度障害者（児）医療費助成制度における精神障害者の適用改善に関する意見書の提出についてを議題とします。

お諮りします。

発議第3号は、会議規則第39条第2項の規定によって趣旨説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号は趣旨説明を省略することに決定しました。

なお、本発議は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから、発議第3号、重度障害者（児）医療費助成制度における精神障害者の適用改善に関する意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号、重度障害者（児）医療費助成制度における精神障害者の適用改善に関する意見書の提出については原案のとおり可決されました。

---

◇

---

### ◎日程第11 川根本町議会議員派遣の件

○議長（板谷 信君） 日程第11、川根本町議会議員派遣の件を議題とします。

川根本町議会会議規則第128条の規定による議員の派遣については、お手元に配付しました議員派遣の件のとおりです。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

よって、川根本町議会議員派遣の件については、お手元に配付しました議員派遣の件のとおり決定いたしました。

---

◇

---

◎閉　　会

○議長（板谷　信君）　以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもちまして、平成25年第3回川根本町議会定例会を閉会します。

御苦劳さまでした。

閉会　午後　3時14分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成25年 9月19日

議長 板谷信

副議長 中田隆幸

署名議員 久野孝史

署名議員 鈴木多津枝